

# 日本成長株・ ファンド

追加型投信／国内／株式  
2016.8.30

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産(投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう[ ]日本成長株・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年2月25日に関東財務局長に提出し、2016年2月26日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

〈照会先

●フリーコール :

(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

●ホームページ :

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

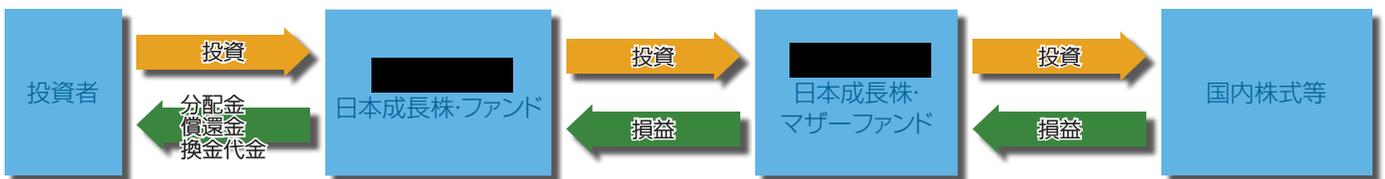
## ファンドの特色

- 1 わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。
- 2 個別企業分析により、成長企業(市場平均等に比較し成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。
- 3 個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 4 ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- 5 株式への投資は、原則として、高位を維持し、信託財産の総額の65%超を基本とします。
- 6 「ファミリーファンド方式」\*により運用を行ないます。
- 7 日本の株式の代表的な株価指数であるTOPIX(配当金込)をベンチマーク(運用目標)とし、長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることが目標とします。(ベンチマークとの連動を目指すものではありません。)
  - TOPIX(配当金込)とは、東証発表値を指します。
  - TOPIXには配当収益を考慮している指数(TOPIX(配当金込))と考慮していない指数があります。通常、新聞紙上等に掲載されているTOPIXは後者で、ファンドのベンチマークとは異なります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

\* ファンドは「                    日本成長株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

## ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

## 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

## ファンドのポイント

高い成長が期待できる日本企業を発掘し投資するファンドです。

ポイント  
1

**日本企業の成長力に注目し、広く日本市場全体に投資機会を求めるファンドです。**

将来の企業価値を徹底的に調査・分析して高成長が期待できる企業を選別、割安な株価水準で投資します。

ポイント  
2

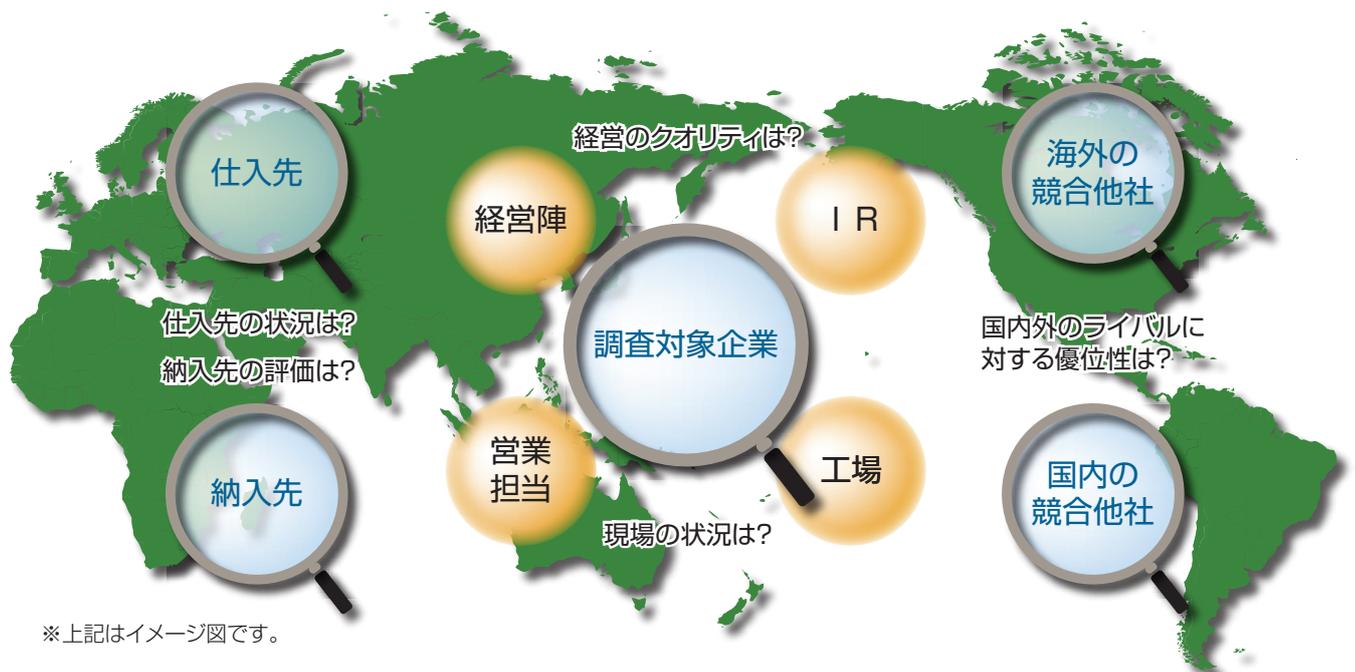
**全世界にまたがる調査網を活用、世界的視野でのボトム・アップ・アプローチで運用にのぞみます。**

充実した運用・調査体制を最大限に活用し、多角的な視点から銘柄を発掘します。

### [グローバルな企業調査]

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、グローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。



## 収益分配方針

毎決算時(原則11月30日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。※ただし、必ず分配を行なうものではありません。
  - 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

#### 主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
---------	--

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
デリバティブ(派生商品)に関する留意点	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。
ベンチマークに関する留意点	ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
分配金に関する留意点	分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### リスクの管理体制

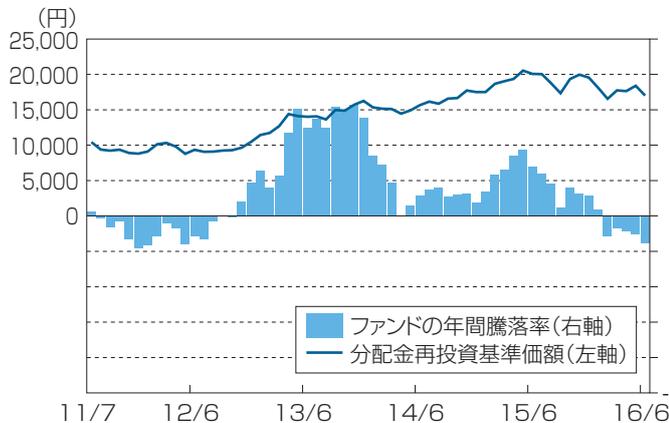
投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門 部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。
- 運用に関するコンプライアンス部門 法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

## (参考情報)

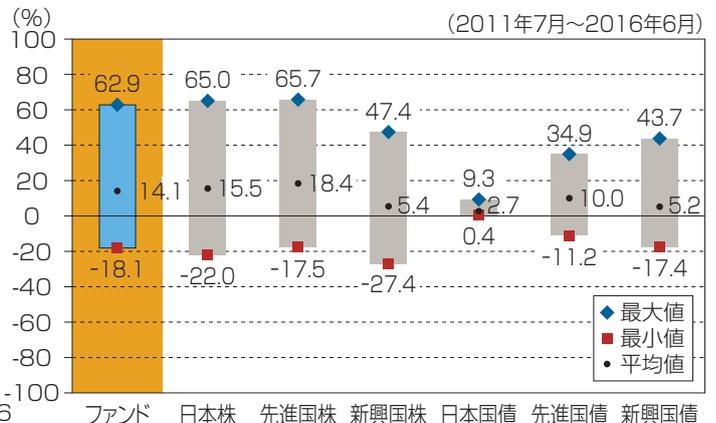
以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- ※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2011年7月～2016年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
- ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※2011年7月～2016年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### [代表的な資産クラスの指数]

日本株	TOPIX (配当金込)	TOPIX(配当金込)とは株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出・公表する株価指数です。東証の知的財産であり、TOPIX等の算出、数値の公表、利用などTOPIX等に関する権利は東証が所有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しております。
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本/円ベース)	シティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)とは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェーピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

### 3. 運用実績

(2016年6月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

#### 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	17,019円
純資産総額	3,184.6億円

#### 分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税引前)
2011年11月	0円
2012年11月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
2015年11月	0円
設定来累計	0円

#### 主要な資産の状況(マザーファンド)

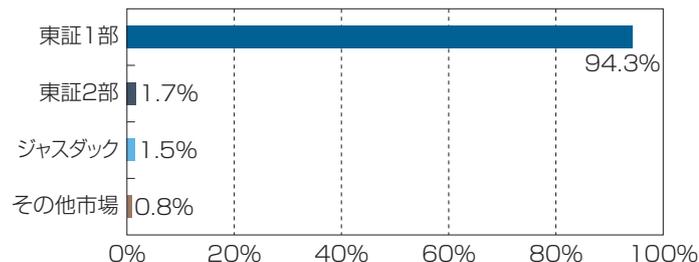
##### 資産別組入状況

株式	97.9%
投資証券	0.4%
現金・その他	1.7%

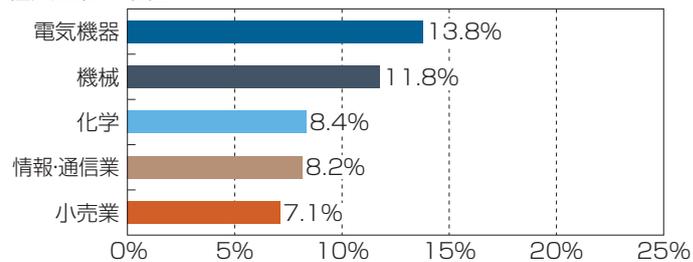
##### 組入上位10銘柄

順位	銘柄	業種	比率
1		卸売業	4.9%
2		情報・通信業	3.7%
3		機械	3.4%
4		機械	3.3%
5		金属製品	3.3%
6		繊維製品	2.3%
7		電気機器	2.2%
8		小売業	1.9%
9		化学	1.9%
10		ガラス・土石製品	1.8%

##### 市場別組入状況



##### 組入上位5業種

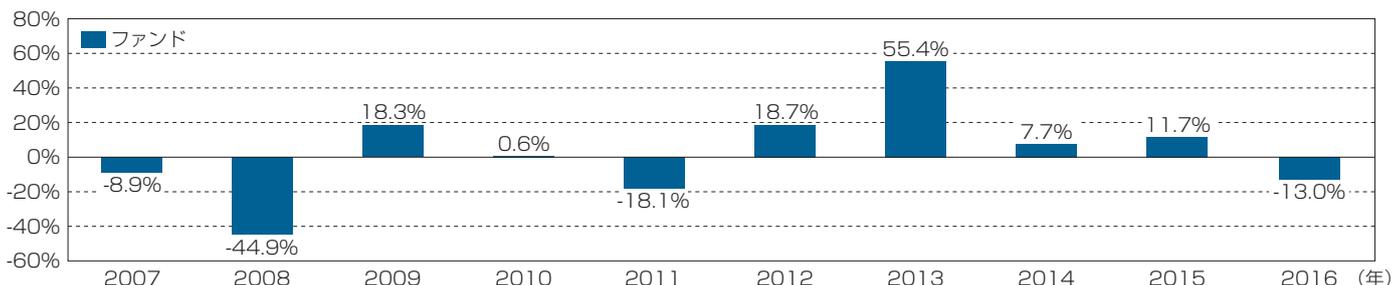


※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

※業種は東証33業種に準じて表示しています。

#### 年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

※2016年は年初以降6月末までの実績となります。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入の申込期間	2016年2月26日から2017年2月24日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。 また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(1998年4月1日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年11月30日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ( )に掲載します。
運用報告書	毎年11月のファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除の適用があります。なお、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2016年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### [ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	<b>3.24% (税抜3.00%) を上限</b> として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。	商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。	
信託財産留保額	ありません。	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 <b>年1.6524% (税抜1.53%)</b> の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	【運用管理費用(信託報酬)の配分】 (年率/税抜)		
	ファンドの純資産総額に対して	1.53%	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.73%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	0.10%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他費用・ 手数料	組入る有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。	組入る有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用等：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息	
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	法定書類等の作成等に要する費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 監査費用：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用	

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### [税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2016年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※投資者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

変わり始めた  
日本企業に注目。

# 日本成長株・ ファンド

追加型投信 / 国内 / 株式

販売用資料  
2016.08

お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求先は

# 今なぜ日本株か？



## 変わり始めた日本株に投資してみませんか？

15年以上にわたりデフレ\*が続いてきた日本。しかし足元では変化の兆しが見られます。「脱デフレ」の流れから、今後、日本企業の業績は好循環に入ることが期待されます。

- ◆ 脱デフレは、持続的に下落していた物やサービスの値段が底打ちし、上昇に転じる状態です（物価上昇）。
- ◆ 企業にとっては、製品の販売価格が上昇し、売上が増えるため、業績が改善します（売上・利益の増加）。
- ◆ 業績が改善すると、新たに雇用を増やしたり、工場を新設できたりするようになります（雇用拡大・投資拡大）。
- ◆ 個人にとっては所得が増え、消費を増やす要因になります（個人消費の拡大）。
- ◆ したがって、企業の業績が向上し、株価を押し上げる要因になります。



\*デフレとは持続的に物やサービスの値段が下がる状態です。  
(注) 上記はイメージ図です。

日本企業の業績は、過去最高の水準に回復しました。  
デフレからの脱却が期待されるなか、今後の日本企業の業績に注目が集まっています。

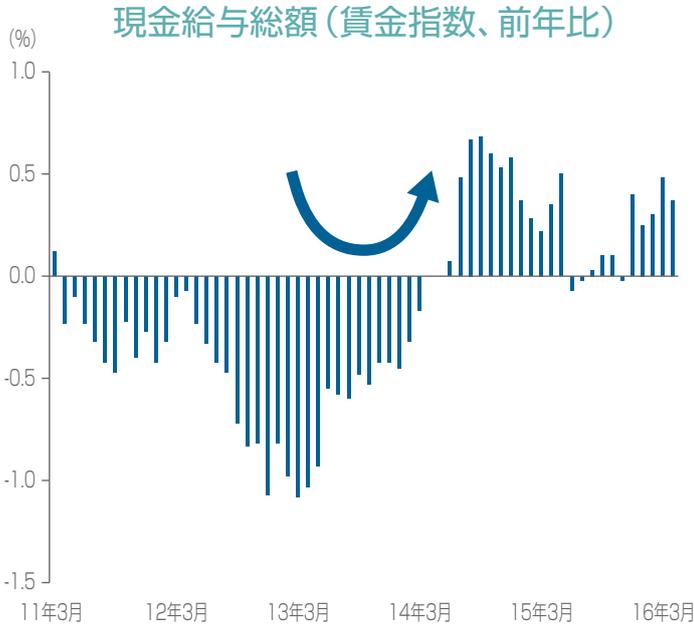


(注) 会社四季報およびRIMESより作成。期間：2005年度～2015年度。日経平均株価は各年年度末値を使用。経常利益は連結ベース。3月期決算企業を集計。

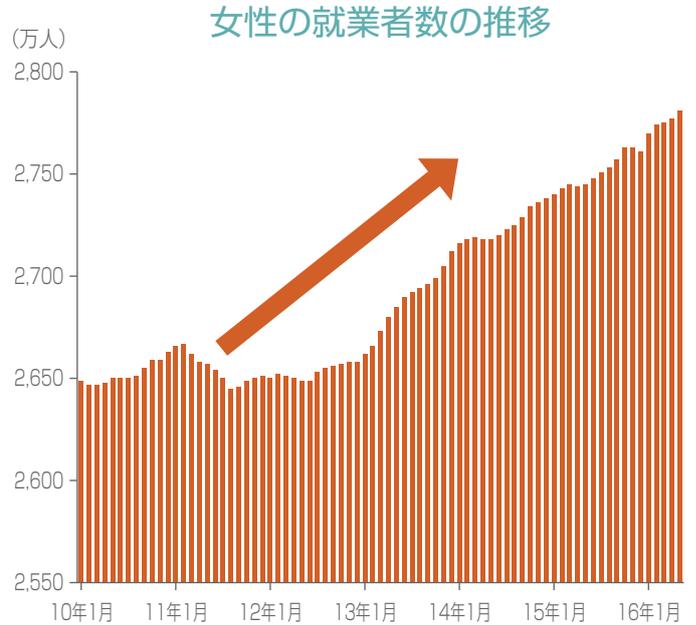
# 魅力1 拡大に転じた日本経済と共に成長が期待される日本企業



賃金の上昇や働く女性の増加などが、今後の国内消費の拡大を後押しすることが期待されます。

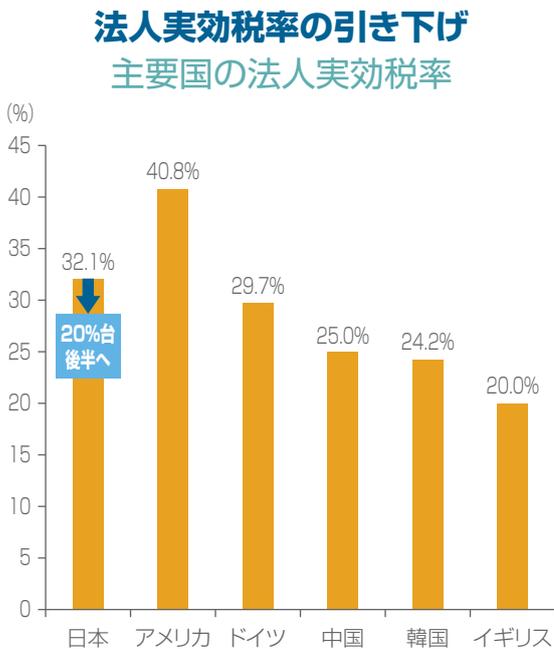


(注) Bloombergより作成。期間：2011年3月～2016年4月。6カ月移動平均。



(注) 総務省より作成。期間：2010年1月～2016年5月。6カ月移動平均。

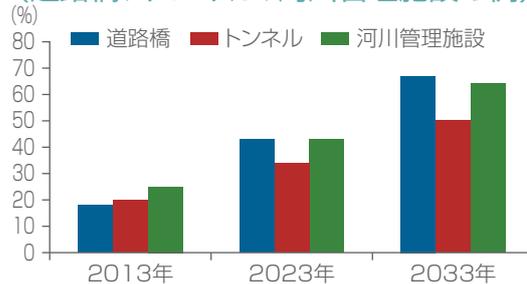
法人実効税率の引き下げ、インフラ\*関連需要の増加、規制緩和など、直接的または間接的に企業業績の拡大につながる施策が見込まれています。



(注) 財務省より作成。法人所得に対する税率（国税・地方税）。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金参入される場合は、その調整後の税率を表示。2016年4月時点。

## 膨大なインフラ関連需要の増加（維持+新設+耐震強化）

建設後50年を経過する社会資本の割合  
（道路橋、トンネル、河川管理施設の例）



(注) 国土交通省より作成。2023年、2033年は見込み。  
\* インフラとは、インフラストラクチャーの略で、公共施設などを指します。



## 観光立国の推進

世界の観光需要の獲得  
訪日外国人旅行客数

2015年実績	1,974万人（前年比+632万人）
2020年政府目標	4,000万人（前回目標 2,000万人）
2030年政府目標	6,000万人（前回目標 3,000万人）

(注) 日本政府観光局（JNTO）、観光庁より作成。目標設定時期：2016年3月。前回目標設定時期は2013年6月。



※上記は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。  
※6ページの「ファンドの主なリスク内容について」を必ずご確認ください。

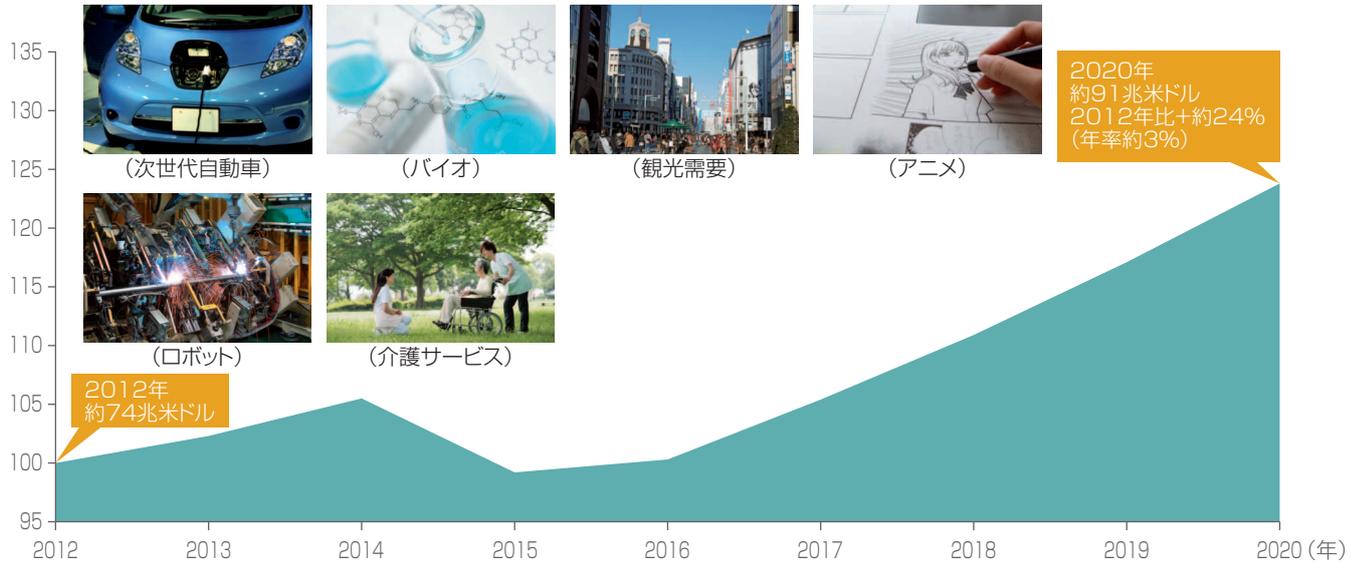
# 今なぜ日本株か？

## 魅力2 独自の技術やサービスで世界経済の拡大と共に成長が期待される日本企業



世界経済が拡大するなかで、日本がこれまで培ってきた高い技術力やサービスは大きなビジネスチャンスになると期待されます。

世界全体のGDP (国内総生産) の合計



(注) 国際通貨基金 (IMF) およびRIMESより作成。期間：2012年～2020年。2012年を100として指数化。2015年以降はIMFによる予想。米ドルベース。

## 魅力3 自己資本利益率\*(ROE)の向上と共に株価の上昇が期待される日本企業



投資家にとって重要な指標である自己資本利益率\*(ROE)が注目を集めています。収益の拡大、積極的な株主還元など投資家にとって望ましい動きが広がっており、株式市場の活性化が期待されます。

日本企業の自己資本利益率 (ROE)



(注) RIMESより作成。期間：2002年12月～2016年6月。

\*自己資本利益率(ROE)とは？

株主の投資額に対して企業がどれだけ効率的に利益を獲得したかを表す指標。

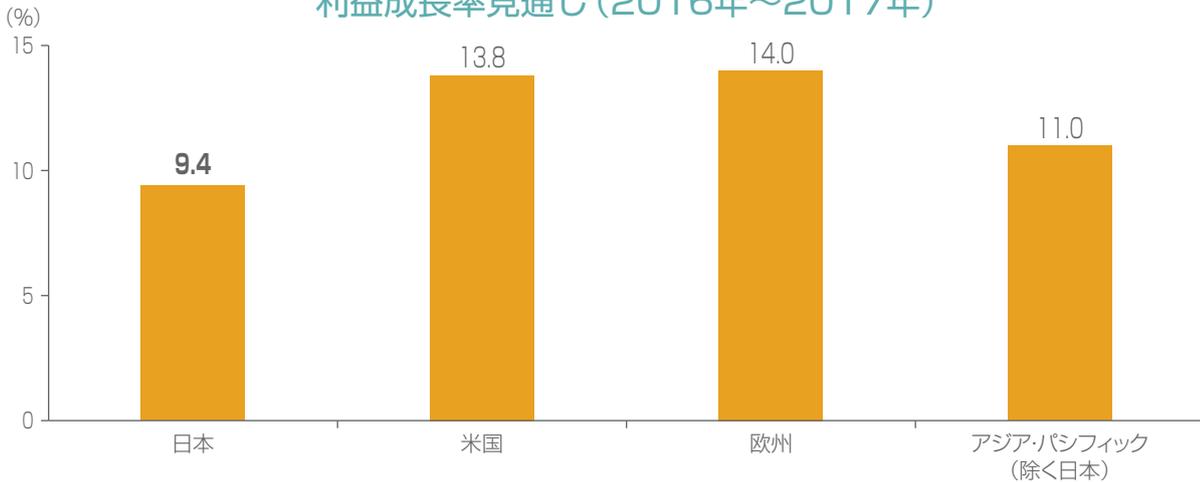
$$ROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}}$$

## (ご参考) 利益成長見通しや株価関連指標から、魅力が高まる日本株

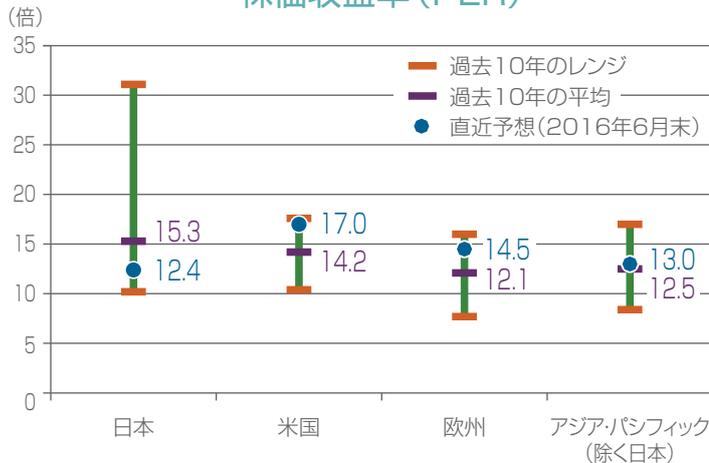


日本企業の利益成長率は他の主要国地域と比べて遜色のない水準が見込まれています。一方、株価収益率\*や株価純資産倍率\*は、割安または割高感のない水準です。

利益成長率見通し (2016年～2017年)



株価収益率 (PER)

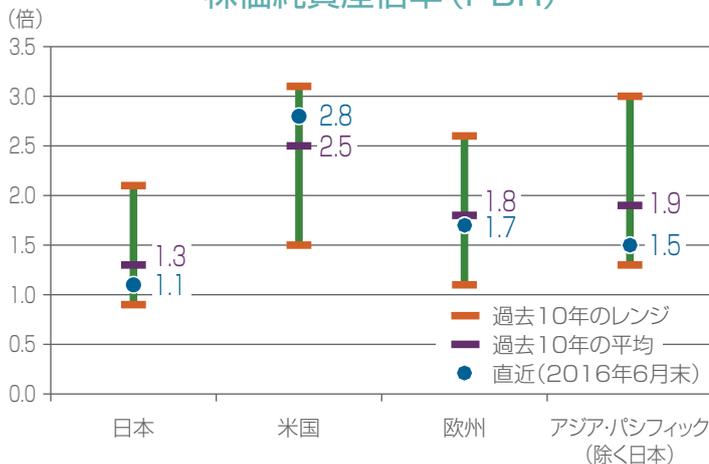


### \*株価収益率(PER)とは?

企業の利益と株価の関係を表す指標。一般にPERが低いほど利益に対して株価が割安と考えられる。

$$PER = \frac{\text{株価}}{\text{一株当たり当期純利益}}$$

株価純資産倍率 (PBR)



### \*株価純資産倍率(PBR)とは?

企業の純資産と株価の関係を表す指標。例えば、PBRが1倍を下回ると、一株当たり純資産が株価を上回り、継続的に事業を行うより解散した方が株主の利益になることから、PBR1倍が理論的な株価の下限と考えられる。

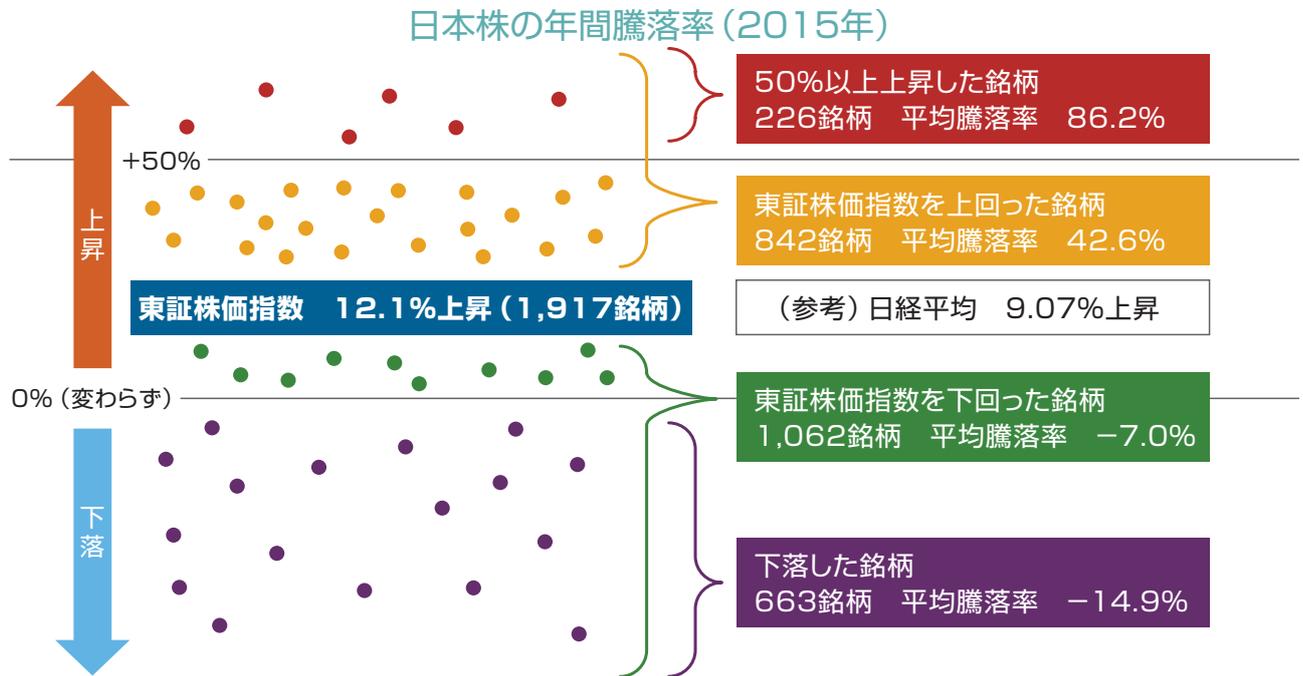
$$PBR = \frac{\text{株価}}{\text{一株当たり純資産}}$$

(注) RIMESおよびBloombergより作成。利益成長率は2016年～2017年の予想(一株当たり当期純利益ベース)。株価収益率および株価純資産倍率は2016年6月末時点、株価収益率は12カ月先予想ベース、月次ベース。

※上記は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。  
※6ページの「ファンドの主なリスク内容について」を必ずご確認ください。

# 今なぜ日本株か？

銘柄によって、株価騰落率は大きく異なります。銘柄選択が重要です。



(注) Bloombergより [ ] 作成。期間：2014年12月末～2015年12月末。  
2014年12月末の東証株価指数構成銘柄のうちデータ取得可能な銘柄ベース。

## は多角的な視点でグローバル化時代の日本株を調査します。

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、グローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。



※上記はイメージ図です。

## 日本成長株・ ファンド

追加型投信／国内／株式

### 投資方針

- 1 わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。
- 2 個別企業分析により、成長企業（市場平均等に比較し成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。
- 3 個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 4 ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- 5 株式への投資は、原則として、高位を維持し、信託財産の総額の65%超を基本とします。

※「日本成長株・ファンド」は主としてマザーファンドに投資を行ないます。上記の投資方針はファンドの主要な投資対象である「日本成長株・マザーファンド」の投資方針を含みます。  
※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

## ファンドの主なリスク内容について

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

### 主な変動要因

#### 価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

#### クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### デリバティブ（派生商品）に関する留意点

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

#### ベンチマークに関する留意点

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

#### 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

# 日本成長株・ファンド

追加型投信／国内／株式

## 商品の内容やお申込みの詳細については

委託会社  
インターネットホームページ  
フリーコール

受付時間:営業日の午前9時～午後5時または販売会社までお問い合わせください。

## その他のファンド概要

設定日	1998年4月1日
信託期間	原則として無期限
ベンチマーク	TOPIX(配当金込)
収益分配	毎年11月30日(ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の基準価額 ご換金代金の支払開始日は原則として換金申込受付日より5営業日目以降になります。

## ファンドに係る費用・税金

購入時手数料 **3.24%(税抜3.00%)を上限**として販売会社がそれぞれ定める料率とします。

換金時手数料 なし

運用管理費用 (信託報酬) 純資産総額に対し**年率1.6524%(税抜1.53%)**

その他費用・手数料  
・組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等がファンドより支払われます。(運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示できません。)  
・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等がファンドより差し引かれます。(ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。)

税金 原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。

信託財産留保額 なし

※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。  
※課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。  
※ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 委託会社、その他の関係法人

委託会社

信託財産の運用指図などを行ないます。

受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡などを行ないます。

販売会社

販売会社につきましては、委託会社のホームページ(アドレス: )をご参照または、 (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)までお問い合わせいただけます。  
ファンドの募集の取扱い、一部解約の実行の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払などを行ないます。

- 当資料は によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
- 「日本成長株・ファンド」が投資を行なうマザーファンドは、主として国内の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。
- ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化

- 等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。
- ご購入の際は投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)については、販売会社または までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ( )をご参照ください。
- 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

使用開始日：2016年5月24日

# ファンド



投資信託説明書（交付目論見書）  
追加型投信／内外／資産複合  
分配金再投資専用

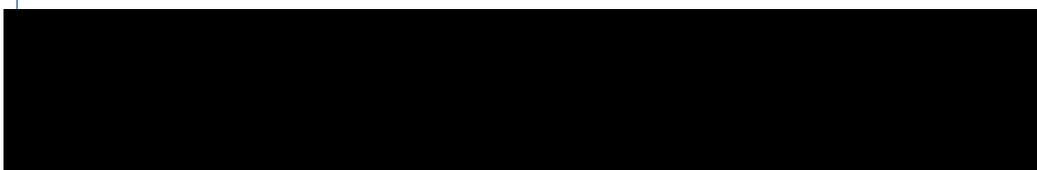
商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	資産複合 (株式、債券) 資産配分変更型	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (適時ヘッジ)

※当ファンドは、設定来、日本株のみに投資しておりますが、投資対象には特に制限を設けておりませんので、今後、国外の株式や国内外の債券等に投資することもあります。(2016年3月末日現在)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、今後、国外の株式や債券等に投資した場合の対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## 委託会社 (ファンドの運用の指図を行う者)



受付時間：平日 8:45～17:30 (土、日、祝除く)

## 受託会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行う者)



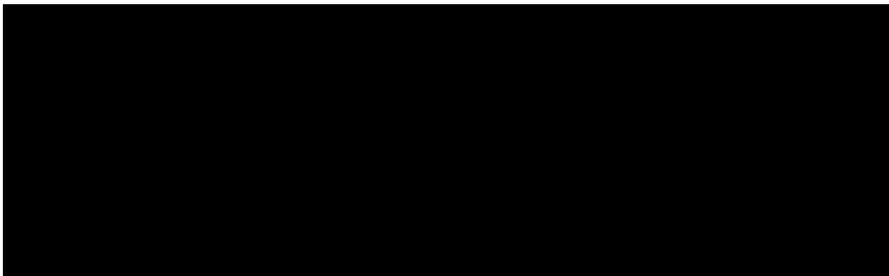
- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。請求をされた際には、その旨をご自身でご記録ください。
- 本書には投資信託約款（以下、「約款」といいます。）の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。



## 目次

1. ファンドの目的・特色 …………… P1
2. 投資リスク …………… P3
3. 運用実績 …………… P6
4. 手続・手数料等 …………… P7

## 委託会社の概況



2016年3月末日現在

## その他連絡事項

-  は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2015年11月20日に関東財務局長へ提出しており、2015年11月21日にその効力が生じております。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者(受益者)の皆様にご意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。
- 本書は、この投資信託をお申込みされる投資者(受益者)の皆様、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しております。お申込みの際には本書の内容を十分にお読みください。
- 当ファンドの運用方針は長期運用を前提としており、ファンド資産の激しい変動は運用効率を著しく阻害しますので、短期保有目的でのご購入はご遠慮ください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

このファンドは、投資者（受益者）の皆様の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。

## ファンドの特色

### ● ファンドの仕組み

投資者（受益者）から申し受けた資金をファンドに集約し、当ファンドが国内外の有価証券等へ直接投資を行います。これらにより生じた利益および損失は、全て受益者の皆様に帰属します。



※当ファンドは、設定来、日本株のみに投資しておりますが、投資対象には特に制限を設けておりませんので、今後、国外の株式や国内外の債券等に投資することもあります。(2016年3月末日現在)

### ● 運用手法

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

### ● 運用プロセス

当ファンドの運用執行は、委託会社において、取締役会等の管理監督の下、投資政策委員会が決定する運用方針ならびにアセット・アロケーションにしたがい、運用調査部がポートフォリオ運用を実行しております。

### ● 投資制限

当ファンドにおける運用上の投資制限については、主なものとして約款に以下の定めがあります。

- ・株式への投資には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ・投資信託証券への投資には制限を設けません。

## ファンドの特色

### ● 分配方針

当ファンドは、毎決算時（毎年8月23日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

#### 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

### ● ベンチマークについて

当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、主に国内外の株式や債券など値動きのある有価証券等に投資します。そのため、組み入れた有価証券等の価格、外国為替相場等の変動により、基準価額は変動等の影響を受けます。

これらにより生じた利益および損失は、全て当ファンドの投資者（受益者）の皆様に帰属することとなります。また、元本および利息の保証はなく、預金保険の対象ではありません。したがって、投資者（受益者）の皆様の投資された元本は、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。その損失に耐えうる以上に当ファンドに対して投資することはご遠慮ください。投資信託は預貯金とは異なります。

### 価格変動リスク

投資対象資産の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指し積極的な運用を行うため、投資対象資産の価格変動があった場合、重大な損失が生じることがあります。

### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ資産を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被ることがあります。

### ビジネスリスク

組入れ資産の発行者の経営等に重大な危機が生じた場合やそれらに関する外部評価の変化等があった場合、当該資産の価格が下落し、重大な損失が生じることがあります。

### 為替変動リスクおよびカントリー・リスク

外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。また、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生じることがあります。

### ファンド資産の流出によるリスク

多額の解約が一時的にあった場合、資金を手当てするために組入れ資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により基準価額が大きく下落することがあります。また、当ファンドの運用は「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本としておりますので、急激かつ大量の資産売却により運用効率が著しく阻害されることがあります。

## ■ その他留意点

- 当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。
- 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、投資者（受益者）は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。

## ■ リスクの管理体制

- 委託会社では、リスク管理規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスクおよびリスク管理体制が定められております。
- 投資リスクについては、運用部門から組織的に分離された部署および会議体において、リスクの管理に係わる状況確認や結果分析を行っております。

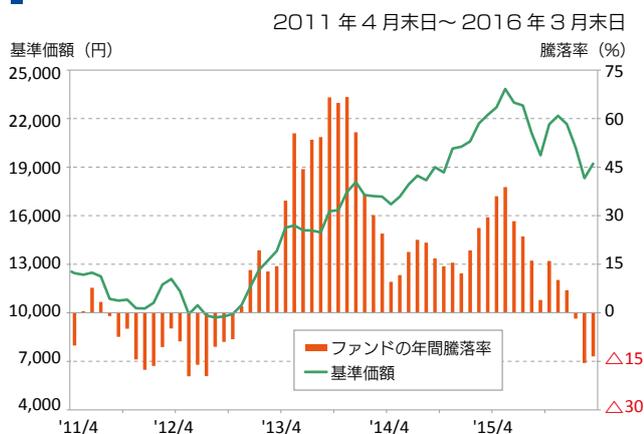
## 参考情報

- 下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。また左のグラフは当ファンドの過去5年間に於ける年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の推移を表示しております。

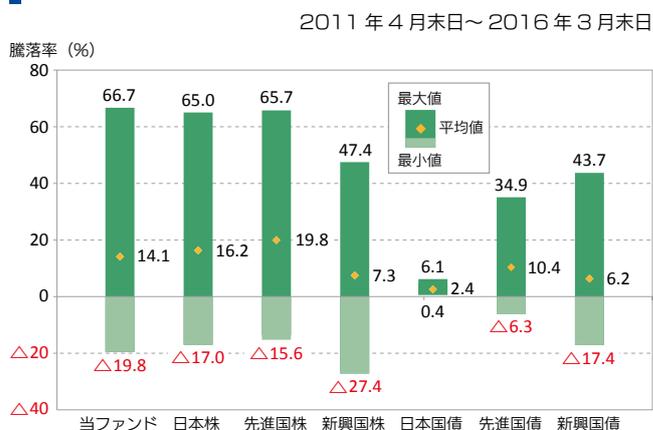
※各資産クラスは、当ファンドの投資対象を表示しているものではありません。

※当ファンドは、分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

### 当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### 資産クラスの指数

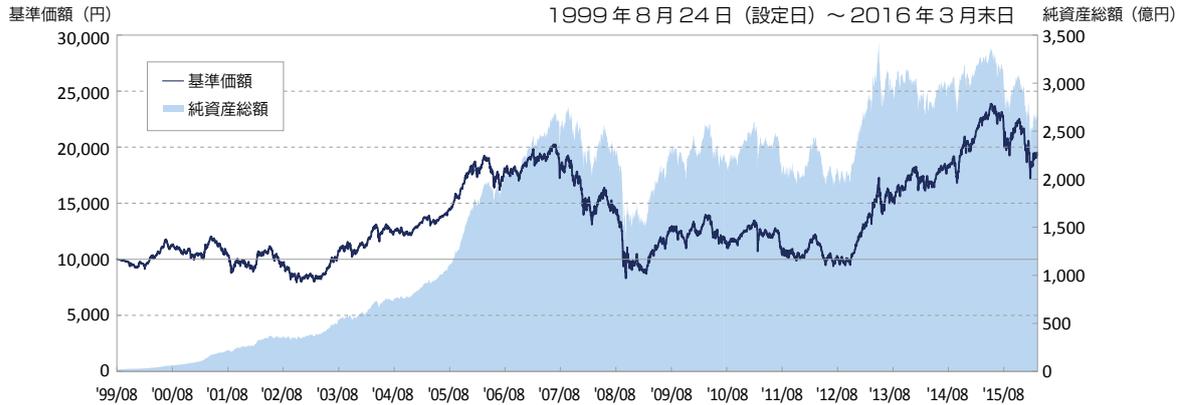
日本株	TOPIX 配当込み指数	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index	日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI EM (Emerging Markets) Index	世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	日本国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし 円ベース)	日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
新興国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index	新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

### 3. 運用実績

#### 基準価額・純資産の推移



#### 分配の推移

2011年8月	2012年8月	2013年8月	2014年8月	2015年8月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

※ 1万口当たり、税引前の分配金を記載しております。

※ 基準価額水準・市況動向等を勘案して、**設定来、当ファンドは分配金をお支払いしていません。**

#### 主要な資産の状況

##### 資産別投資比率

種類	比率(%)
国内株式	85.6
(うち先物)	0.0
預金、その他の資産 (負債控除後)	14.4
合計	100.0

##### 業種別比率(組入上位10業種)

業種名	比率(%)
化学	14.6
機械	13.1
電気機器	11.8
輸送用機器	7.9
ガラス・土石製品	5.9
ゴム製品	4.8
精密機器	3.8
食料品	3.7
小売業	3.1
鉄鋼	2.6

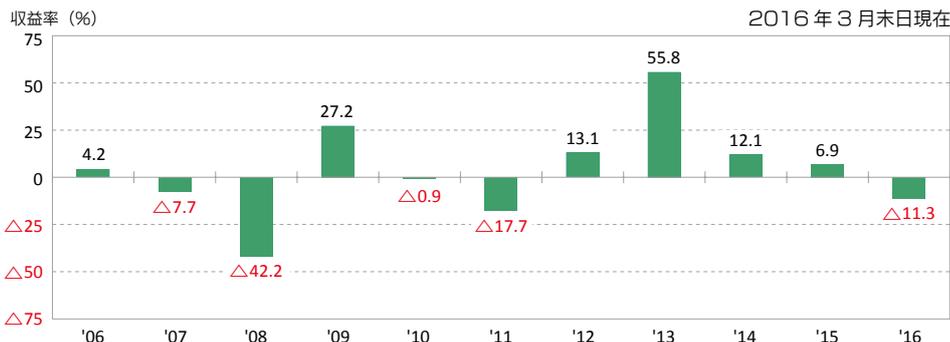
##### 組入上位10銘柄

国名	種類	銘柄名	比率(%)
日本	株式		4.8
			3.8
			3.5
			3.0
			2.9
			2.7
			2.6
			2.3
			2.3
			2.2

※ 比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

※ 2016年3月末日現在の数値です。

#### 年間収益率の推移



※ 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。

※ 年間収益率は年末の基準価額を基に計算しております。

※ 2016年は年初から2016年3月末日までの収益率です。

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 最新の運用実績は表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める購入単位とします。詳しくは委託会社または販売会社にお問い合わせください。
購入価額	申込日の翌営業日における基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める換金単位とします。詳しくは委託会社または販売会社にお問い合わせください。
換金価額	申込日の翌営業日における基準価額とします。
換金代金	原則として申込日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として購入および換金の申込受付時間は各営業日の午後3時までとし、それ以降の申込分は翌営業日の受け付けとなります。
購入の申込期間	2015年11月21日から2016年11月22日まで (注)なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご購入・ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご購入・ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、投資者（受益者）は当該受付中止以前に行った当日のご購入・ご換金の申込みを撤回できます。
信託期間	無期限（1999年8月24日設定）
繰上償還	委託会社は、この信託契約を解約することが投資者（受益者）のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年8月23日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（毎年8月23日（休業日の場合は翌営業日）の年1回）に、収益分配方針に基づいて分配を行います。（基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配を行わないこともあります。）当ファンドは分配金再投資専用のため、分配金は税金が差引かれた後で自動的に再投資されます。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、直接または販売会社を通じて知っている投資者（受益者）に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### ● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1.08%(税抜年 1.00%) の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社との配分は次の通りとなります。なお、信託報酬は、毎計算期間の 11 月 23 日、最初の 6 ヶ月の終了日、5 月 23 日および毎計算期間末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。ただし、11 月 23 日と 5 月 23 日については、当該日が休業日のときは翌営業日とします。</p>		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年 0.594% (税抜年 0.55%)	年 0.378% (税抜年 0.35%)	年 0.108% (税抜年 0.10%)
	<p>ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価</p>	<p>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</p>	<p>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</p>
その他費用・手数料	<p>当ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、一部解約金の支払資金の手当を目的とした借入金の利息は、信託財産中から支弁します。 (注) これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>		

● 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、 復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税、 復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※上記は 2016 年 3 月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# US-REIT オープン

## 愛称:ゼウス

### 追加型投信/海外/不動産投信

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ (注2)
追加型	海外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券(注1))	年12回(毎月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

注1・・・不動産投信 注2・・・属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。  
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

委託会社

受託会社

ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。

また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。

また、投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行う『**ゼウス** US-REIT オープン』の募集について、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成27年12月7日に関東財務局長に提出しており、平成27年12月8日にその届出の効力が生じております。

<ファンドに関する照会先>

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## <ファンドの目的>

■主として米国の取引所上場および店頭市場登録の不動産投資信託証券(以下「US-REIT」といいます。)に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

## <ファンドの特色>

1. US-REITに分散投資を行い、市場平均よりも高い水準の配当収益の確保と長期的な値上がり益の獲得を目指した運用を行います。

◆銘柄の選定にあたっては、上記の投資目的を前提に、US-REITの業績動向と企業内容ならびに保有する不動産の価値などについてバランス良く調査し、長期的な成長性または内在する価値からの割安度を重視します。

◆ポートフォリオの構築に際しては、全体の流動性に十分留意します。

◆US-REITの組入比率は、原則として高位を保ちます。

◆原則として為替ヘッジは行いません。

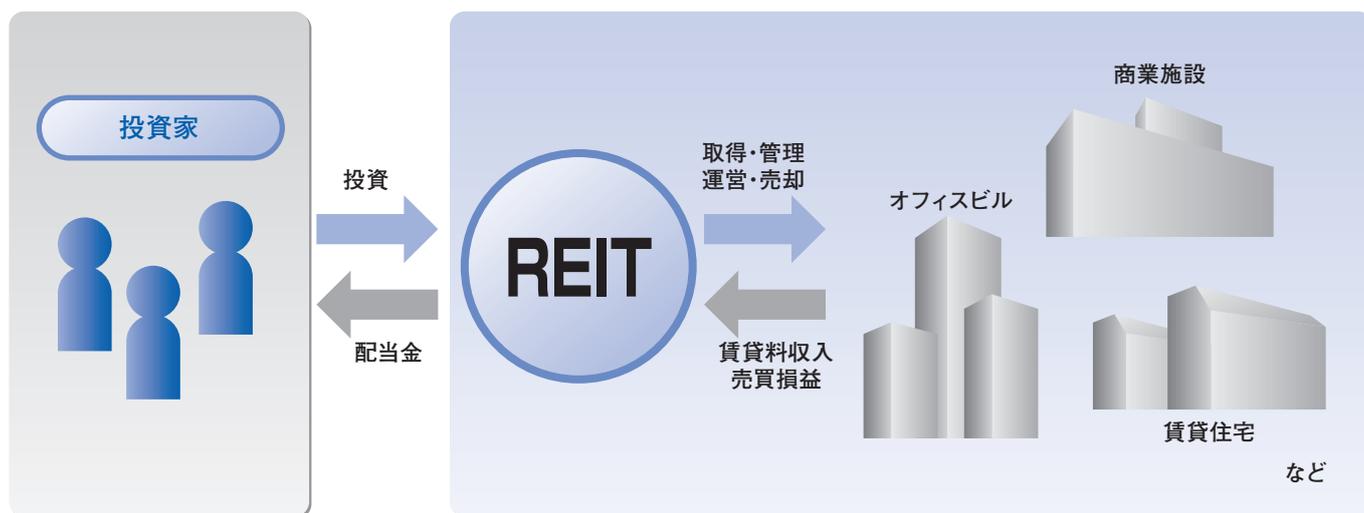
2. US-REITの運用にあたっては、[REDACTED]に運用の指図に関する権限を委託します。

◆[REDACTED]は、7,715億米ドル(2016年3月末現在)の運用資産を有する世界的な独立系運用会社の一つである[REDACTED]の一員です。同社の不動産部門である[REDACTED]は米国テキサス州ダラスに本拠を置き、1983年より運用を開始しています。

元本動向、投資環境などその他やむを得ない事情により、上記のような運用ができない場合があります。

## REIT(リート:Real Estate Investment Trust)とは？

- REITとは、不動産投資信託証券のことです。投資家から資金を集めて様々な不動産を所有・管理・運営する不動産投資信託ならびに不動産投資法人(以下「不動産投資信託」といいます。)が発行する証券の一般総称です。
- 不動産投資信託は、オフィスビル、商業施設などの不動産を保有・売買することで得られる賃貸料収入や売買益などを収益とし、不動産の運営に必要な経費などを差し引いて残った利益のほとんどを配当金として投資家に支払います。



## REIT投資の主な魅力とリスク

### 魅力

#### ■ 配当利回り

REITは不動産を保有することにより生じる賃貸料収入や売買益などから、必要経費などを差し引いた利益のほとんどを配当金として支払います。

#### ■ 少額からの分散投資

最低でも数百万円の資金が必要とされる不動産への直接投資と比較すると、少額から複数の不動産物件への分散投資が可能となります。

#### ■ 流動性・換金性の高さ

REITの多くは金融商品取引所などに上場されており、実物の不動産よりも流動性・換金性や透明性に優れています。

#### ■ プロフェッショナル運用

不動産の管理・運営についても、REITでは不動産と金融のプロフェッショナルが行います。

#### ■ インフレへの耐性

不動産市況や賃貸料は、一般的に物価にスライドする傾向があるため、インフレにともなう金利上昇により価格が下落する債券とは異なり、インフレに強い資産と考えられています。

### リスク

#### ■ 配当金の変動

REITの配当金は、配当原資の大部分を不動産からの賃貸料収入に依存しています。このため、景気動向や不動産市況の変動により、賃貸料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行、倒産などによって賃貸料収入が減少して、配当金が減少することがあります。また不動産に関わる費用の増大によって配当金が減少することがあります。

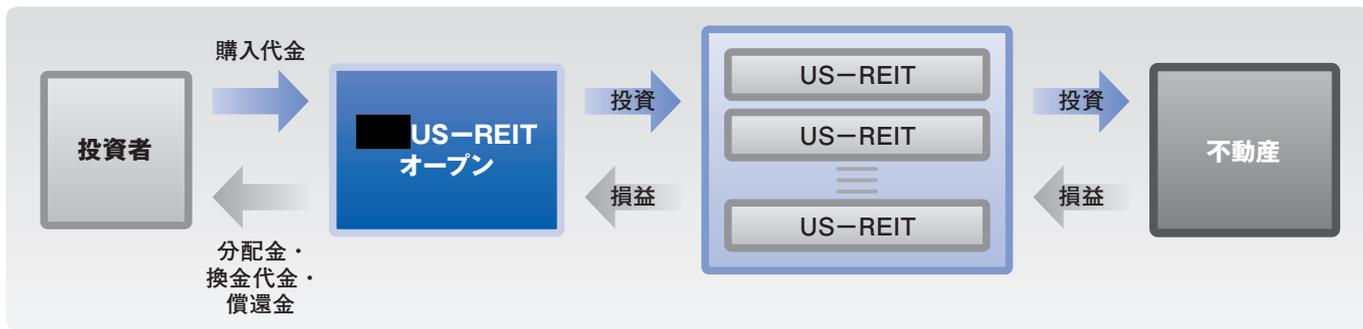
#### ■ REIT価格の変動

REITの市場価格は、景気動向や不動産市況、金利情勢、投資不動産の価値、賃貸料収入額、REIT市場の需給、法制度の変更など、様々な要因によって変動します。

## ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



## 主な投資制限

ファンドの投資制限	REITおよび短期金融商品以外には投資を行いません。
REITへの投資割合	REITへの投資割合には制限を設けません。
同一銘柄のREITへの投資割合	同一銘柄のREITへの投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

■原則として、毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、配当収益相当部分と判断される額を基礎として、安定した収益分配を行うことを目指し、基準価額水準・市況動向などを勘案して決定します。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。  
 ※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

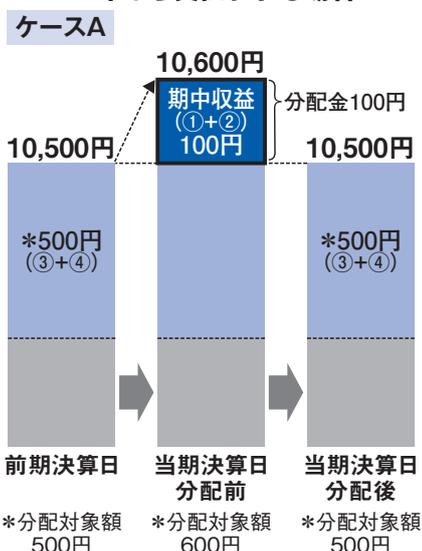
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



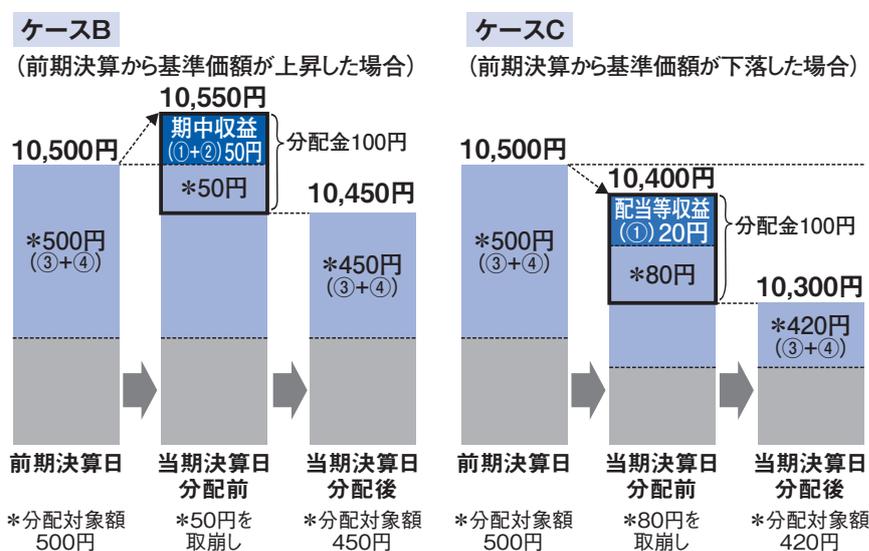
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金と基準価額の関係(イメージ)

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

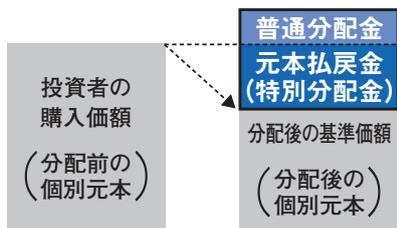
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

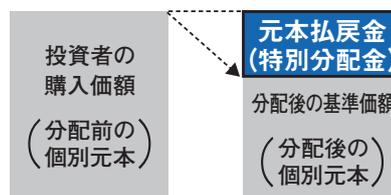
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述「手続・手数料等」の<ファンドの費用・税金>をご覧ください。

## <基準価額の変動要因>

■当ファンドは、値動きのある有価証券などに投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### 主な変動要因

◆当ファンドが投資するUS-REITは不動産投資信託が発行する証券であることから、不動産投資信託に対する様々な角度からの市場の評価により価格が変動し、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

保有不動産への評価	不動産の賃貸市場や売買市場、金利環境、経済情勢などの影響を受けて、不動産投資信託が保有する物件の賃貸料収入が減ったり、保有物件そのものの価格が下落したりすることで、US-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。 また、不動産に対する課税や規制が強化された場合には、不動産価格全般が下落することでUS-REITの価格も下落することがあります。さらには保有不動産が地震や火災の被害を受けた場合など、予想不可能な事態によってUS-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。
配当利回り水準に対する評価	不動産投資信託の利益の減少はUS-REITの配当金の減少をもたらす、当ファンドの収益分配金に影響を与える可能性があります。また、US-REITの配当金の減少はUS-REITの価格を下落させる要因にもなります。 US-REITの配当利回りの水準が公社債や預貯金などの金利水準と比較されることで、US-REITの相対的な魅力度が変化します。金利が上昇する局面において、US-REITの配当利回りの水準に変化がない場合はUS-REITの価格が下落する要因になります。景気拡大や物価上昇により、賃貸料または不動産価格の上昇が見込めるような状況下での金利上昇局面では、必ずしもUS-REITの価格が下落するとは限りません。
企業体としての評価	不動産投資信託は、運用会社をはじめとする関係者により運営される企業体と見ることができ、この不動産投資信託の投資・運営の巧拙、財務内容により、US-REITの価格も変動することが考えられます。不動産投資信託では、資金の借入れや債券の発行により不動産に投資することがあります。この場合、金利が上昇したときには一般に支払金利が増加することから利益の減少要因となり、US-REITの価格が下落する要因になります。また、財務内容の悪化などにより不動産投資信託も倒産、上場廃止となる場合があります。

◆また、当ファンドが投資するUS-REITには、次のような有価証券としてのリスクがあり、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

取引所における取引の需給関係による価格変動リスク	一般に有価証券は、新規発行などにより大幅に供給が増加すると取引価格が下落する傾向が見られます。特定の不動産投資信託または複数の不動産投資信託の増資や新規上場などにより、取引所における証券の供給が増加したときは、当該不動産投資信託の個別の証券だけでなく全体的にUS-REITの価格が下落することがあります。
取引所における取引量が減少または無くなることによる流動性リスク	取引所での売買高が少ない場合や、上場廃止などにより取引所で取引ができなくなった場合は、証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できないことがあります。特に流動性が低下したUS-REITを売却する場合には、当ファンドの基準価額を下落させる要因になることがあります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ◆投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合があります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

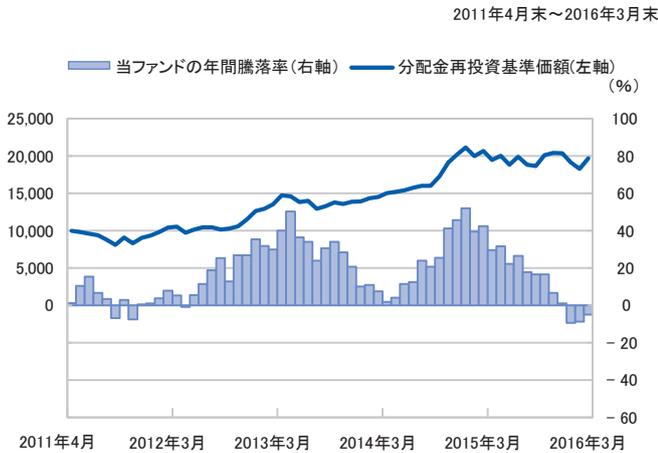
## <リスク管理体制>

- ◆委託会社において、委員会を設けてファンドの「パフォーマンスの分析・管理」および「運用リスクの管理」を行っています。

パフォーマンスの 分析・管理	運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

## <参考情報>

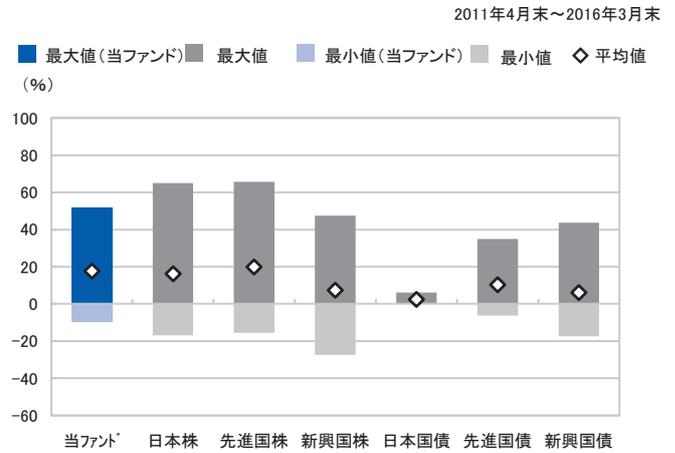
### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*分配金再投資基準価額は、2011年4月末の基準価額を10,000として指数化しております。  
 \*年間騰落率は、2011年4月から2016年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	51.9	65.0	65.7	47.4	6.1	34.9	43.7
最小値	△9.5	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△6.3	△17.4
平均値	17.7	16.2	19.8	7.3	2.4	10.4	6.2

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 \*2011年4月から2016年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 \*決算日に対応した数値とは異なります。  
 \*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

#### 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
  - 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用します。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

2016年3月31日現在

<基準価額・純資産の推移>

(2006年4月3日～2016年3月31日)

<分配の推移>



2016年3月	75円
2016年2月	75円
2016年1月	75円
2015年12月	75円
2015年11月	75円
直近1年累計	900円
設定来累計	9,298円

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。  
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
投資証券	95.84%
その他資産	4.15%
合計	100.00%

組入上位10銘柄

銘柄名	純資産比率
[REDACTED]	8.06%
[REDACTED]	4.52%
[REDACTED]	3.57%
[REDACTED]	3.42%
[REDACTED]	3.38%
[REDACTED]	3.19%
[REDACTED]	3.03%
[REDACTED]	2.85%
[REDACTED]	2.81%
[REDACTED]	2.53%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。  
 ※2016年については、年初から3月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。  
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

<お申込みメモ>

購入単位	販売会社が定める単位 (当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	平成27年12月8日から平成28年12月5日まで ※申込期間は終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	以下に定める日には、購入・換金のお申し込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日      ・ニューヨークの銀行の休業日
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	平成36年9月30日まで (平成16年9月30日設定)
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回った場合、当ファンドを償還することが受益者のため有利であると認める場合、運用体制の変更などやむを得ない事情が発生した場合などには繰上償還することがあります。
決算日	毎月5日 (休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金 (税引後) は自動的に無手数料で全額再投資されます。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	2兆円
公告	原則として、電子公告により行い、ホームページ ( ) に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## <ファンドの費用・税金>

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																																							
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.24% (税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。					商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。																																	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し <b>0.1%</b> を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。					—																																	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																							
運用管理費用 (信託報酬)	日々のファンドの純資産総額に <b>年率1.6524% (税抜1.53%)</b> を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。					信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率																																	
	<b>&lt;運用管理費用(信託報酬)の配分&gt;</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>販売会社別純資産額<sup>(注1)</sup></th> <th>100億円以下の部分</th> <th>100億円超300億円以下の部分</th> <th>300億円超500億円以下の部分</th> <th>500億円超1,000億円以下の部分</th> <th>1,000億円超の部分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社<sup>(注2)</sup></td> <td>年率0.85% (税抜)</td> <td>年率0.80% (税抜)</td> <td>年率0.75% (税抜)</td> <td>年率0.70% (税抜)</td> <td>年率0.65% (税抜)</td> <td rowspan="2">委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価</td> </tr> <tr> <td>うち投資顧問報酬<sup>(注3)</sup></td> <td>年率0.50%</td> <td>年率0.45%</td> <td>年率0.40%</td> <td>年率0.35%</td> <td>年率0.30%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.60% (税抜)</td> <td>年率0.65% (税抜)</td> <td>年率0.70% (税抜)</td> <td>年率0.75% (税抜)</td> <td>年率0.80% (税抜)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td colspan="5">年率0.08% (税抜)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価</td> </tr> </tbody> </table>						販売会社別純資産額 <sup>(注1)</sup>	100億円以下の部分	100億円超300億円以下の部分	300億円超500億円以下の部分	500億円超1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分		委託会社 <sup>(注2)</sup>	年率0.85% (税抜)	年率0.80% (税抜)	年率0.75% (税抜)	年率0.70% (税抜)	年率0.65% (税抜)	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価	うち投資顧問報酬 <sup>(注3)</sup>	年率0.50%	年率0.45%	年率0.40%	年率0.35%	年率0.30%	販売会社	年率0.60% (税抜)	年率0.65% (税抜)	年率0.70% (税抜)	年率0.75% (税抜)	年率0.80% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価	受託会社	年率0.08% (税抜)				
販売会社別純資産額 <sup>(注1)</sup>	100億円以下の部分	100億円超300億円以下の部分	300億円超500億円以下の部分	500億円超1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分																																		
委託会社 <sup>(注2)</sup>	年率0.85% (税抜)	年率0.80% (税抜)	年率0.75% (税抜)	年率0.70% (税抜)	年率0.65% (税抜)	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価																																	
うち投資顧問報酬 <sup>(注3)</sup>	年率0.50%	年率0.45%	年率0.40%	年率0.35%	年率0.30%																																		
販売会社	年率0.60% (税抜)	年率0.65% (税抜)	年率0.70% (税抜)	年率0.75% (税抜)	年率0.80% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価																																	
受託会社	年率0.08% (税抜)					運用財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価																																	
<small>(注1) 販売会社別純資産額とは、ファンドの純資産総額における、販売会社ごとの取り扱いにかかる額をいいます。  (注2) 委託会社の信託報酬には、運用の指図に関する権限の委託(運用の再委託)を受けた投資顧問会社( )に対する報酬が含まれています。  (注3) ファンドの純資産総額が5,000億円を超える場合には、委託会社が支払う投資顧問報酬から次の額が控除され、当該額を委託会社が収受します。  控除額(年額)：150,000,000円+(ファンド純資産総額-5,000億円)×0.06%  ※ファンドが投資対象とする米国の上場・店頭登録されている不動産投資信託証券(US-REIT)については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。</small>																																							
その他の費用・手数料	監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度(監査報酬は日々)、投資信託財産が負担します。 ※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。																																						

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

「NISA(ニーサ)」および「ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」は、上場株式や公募株式投資信託などについての非課税制度です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成28年4月1日現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更されることがあります。

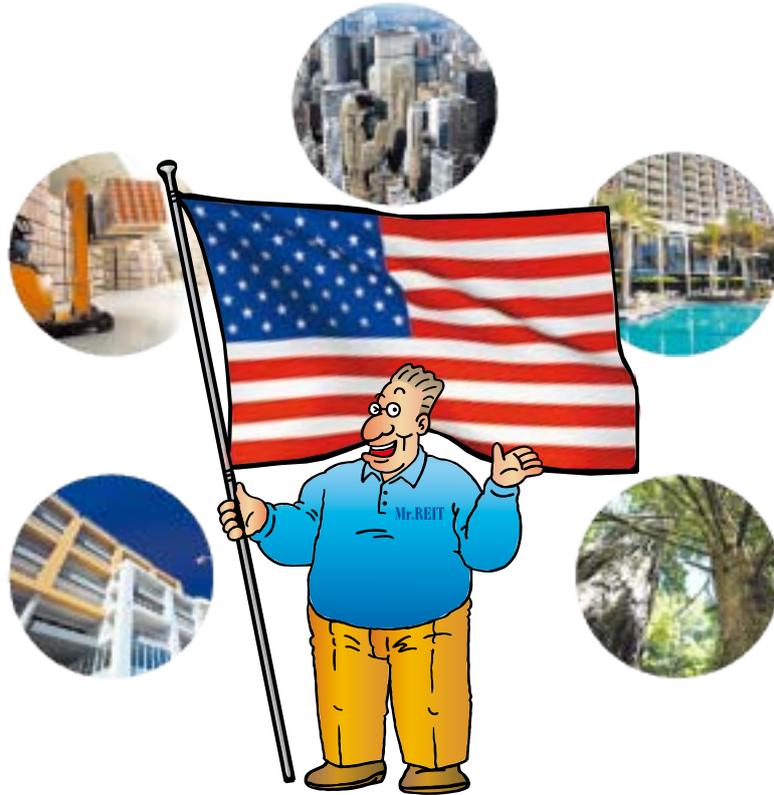
※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。



〈受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時〉

# US-REIT オープン

愛称：ゼウス 追加型投信 / 海外 / 不動産投信



## ■ [ ] からのご留意事項

- ◎当ファンドは預金ではなく [ ] は元本を保証しておりません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ◎投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動リスク等があり、お受取金額が投資元金を大きく下回ることがあります。したがって投資元金および運用成果が保証されているものではありません。
- ◎ご購入に際しては、ご購入時手数料（ご購入代金に応じて、最高2.70%（税込））および保有期間中の運用管理費用（信託報酬）等の費用がかかります。
- ◎ご購入に際しては、必ず最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」により商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ◎当ファンドをお取引いただくか否かが [ ] におけるお客さまのほかの取引に影響を与えることはありません。
- ◎当ファンドの購入代金に充当するための借入れを前提とした購入申込みはお受けできません。

## 【金融商品仲介口座を通じたご購入について】

・当ファンドは [ ] の投資信託口座のほかに金融商品仲介口座（ [ ] の証券取引口座）を通じたお取扱いをしております。・金融商品仲介口座を通じたご購入に際しては、あらかじめ [ ] の証券取引口座の開設が必要です（金融商品仲介口座の開設をお申込みいただくと、お取引口座は [ ] に開設されます）。

ご購入の際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。  
投資信託説明書（交付目論見書）は [ ] の本・支店までご請求ください。

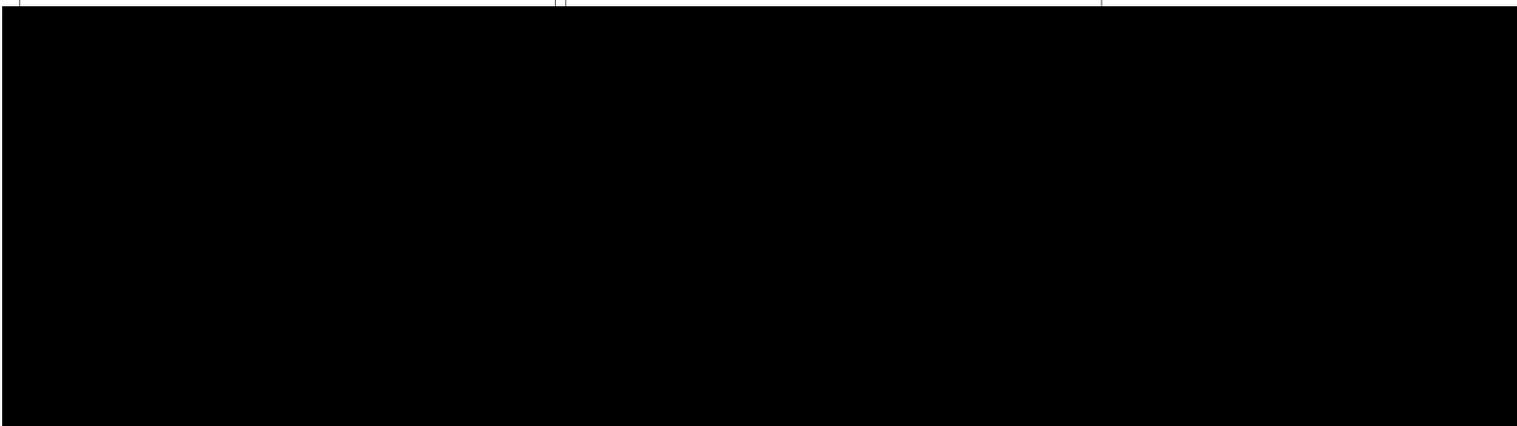
投資信託口座を通じたお取扱いの場合

金融商品仲介口座を通じたお取扱いの場合

お申込み／販売会社は

お問合せ・ご照会は

設定・運用は



# REITとは。

●REIT(リート:Real Estate Investment Trust)とは、不動産投資信託証券※のことで、

投資家から資金を集めて様々な不動産を所有・管理・運営する不動産投資信託ならびに不動産投資法人(以下「不動産投資信託」といいます。)が発行する証券の一般総称です。

●不動産投資信託は、オフィスビル、商業施設などの不動産を保有・売買することで得られる賃貸料収入や売買益などを収益とし、不動産の運営に必要な経費などを差し引いて残った利益のほとんどを配当金として投資家に支払います。



※不動産投資信託をREITという場合もあります。

## 米国のREITの種類

米国のREITが保有する不動産の代表的な業種は次のとおりです。



### 商業・小売

主に、食品・日用品などを取り扱うショッピングセンターや、大型百貨店を核とし多数の店舗が並ぶショッピングモールなどを開発・保有しています。



### 住居

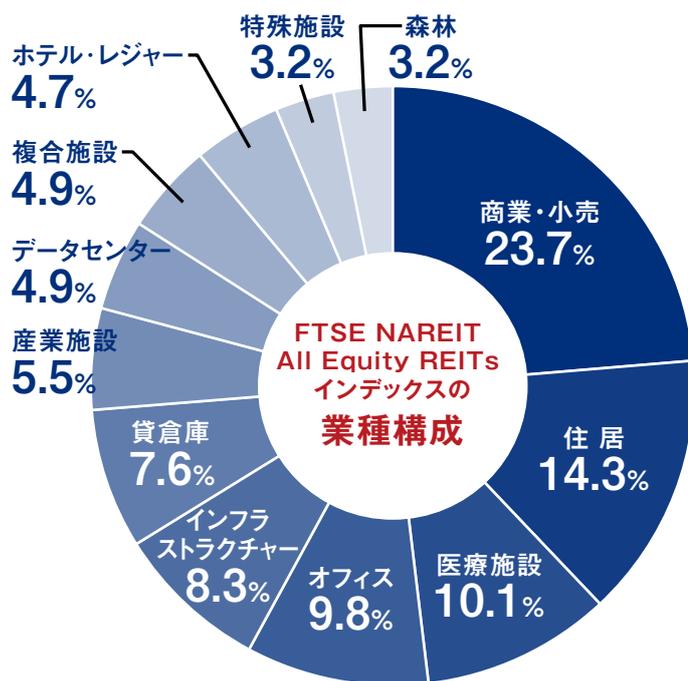
大都市に立地する高層住宅や、都市近郊にある中低層住宅、タウンハウスなどの集合住宅を開発・保有しています。



### 医療施設

高齢者向けの住宅・介護施設、複数の医療機関や研究施設が入る「メディカル・ビル」や総合病院などを開発・保有しています。

注:当資料においては、米国のREITをUS-REITと表記する場合があります。



※左記グラフはFTSE NAREIT All Equity REITs インデックス全銘柄の業種構成比率です。(小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。)

基準日: 2016年3月末現在

出所: NAREIT (全米不動産投資信託協会) のデータを基に作成

左記グラフは過去の実績を示したものであり、将来の動向や当ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、当ファンドでの実質的な組み入れを示唆するものではありません。



## オフィス

ニューヨークやボストンなど大都市中心部の高層オフィスビルに加え、都市近郊の物件などを開発・保有しています。



## 産業施設

高速道路、空港や港湾など交通の要所にある物流施設で、自動管理された大規模な倉庫などを開発・保有しています。



## ホテル・レジャー

米国内外のホテルや大型の滞在型リゾート施設などを開発・保有しています。



## 森林

森林や種苗場を所有し、土地のリースや開発、樹木の育成・伐採、木材製品やパルプ製品などの製造・販売を手掛けています。

注: 前ページおよび当ページのREITの種類は当資料作成時点における米国のREIT市場の主な種類であり、当ファンドでの実質的な組み入れを示唆するものではなく、特定の種類を推奨するものではありません。画像は米国のREITのイメージのために表示しています。

# US-REIT3つの魅力



## 1 世界No.1のREIT市場

時価総額は世界最大規模

## 2 成長性

不動産賃貸料収入の安定性  
開発事業などによる収益の成長性

## 3 好配当利回り

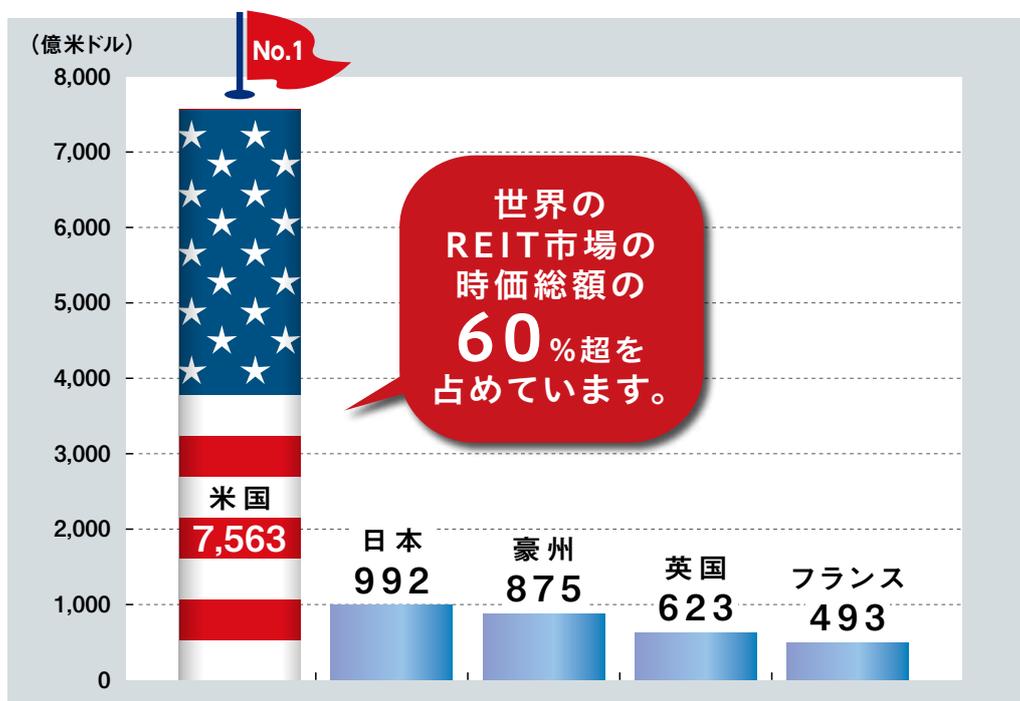
保有する不動産などの賃貸料収入などに基づいて分配

# 1 世界No.1のREIT市場

世界のREIT市場の中でも、米国は50年以上の歴史があり、第2位の日本や、豪州などを大きく上回る世界最大規模のREIT市場となっています。

## 主要国のREIT市場<sup>注1</sup>比較

2016年3月末現在



## 世界でREIT市場が開設されている主な国・地域<sup>注2</sup>

(2016年3月末現在)



注1：S&PグローバルREITインデックス<sup>※</sup>採用銘柄の上位構成国・地域の時価総額(米ドルベース)であり、各国・地域のREIT市場全体の時価総額とは異なります。

注2：S&PグローバルREITインデックスの主な構成国・地域を記載しています。

※S&PグローバルREITインデックスは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が算出・公表する世界のREIT市場の動向を表すREIT指数です。世界のREIT市場のイメージを捉えるために使用しており、同指数は「US-REIT オープン」のベンチマークおよび運用上の参考指標ではありません。

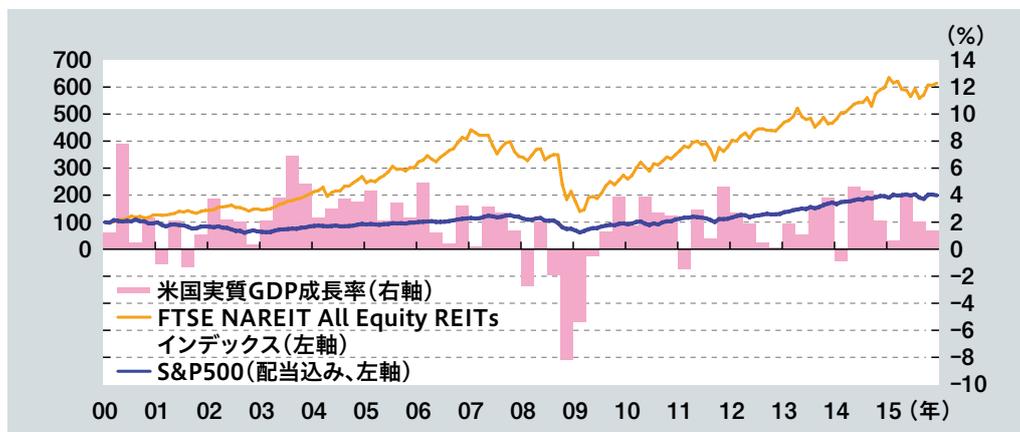
出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社のデータを基に作成

## 2 成長性

US-REITの値動きに影響を与える不動産賃貸料収入は、経済成長に沿った安定的な成長が期待できます。

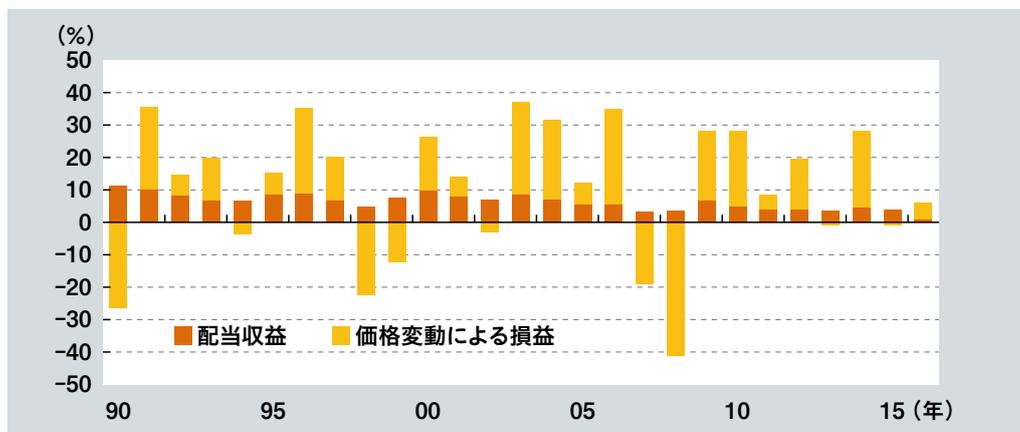
過去を振り返ってみると、US-REITの価格変動による損益は、金融危機の影響を受けて大きく下げた局面などを除いて概ね良好に推移しており、加えて安定的な配当収益が得られています。

### US-REITと経済成長率の推移



期間：FTSE NAREIT All Equity REITs インデックスとS&P500(配当込み)は2000年1月末～2015年12月末(月次)(2000年1月末を100として指数化)  
米国実質GDP成長率は2000年第1四半期～2015年第4四半期(前期比年率換算)  
出所：ブルームバーグのデータを基に作成

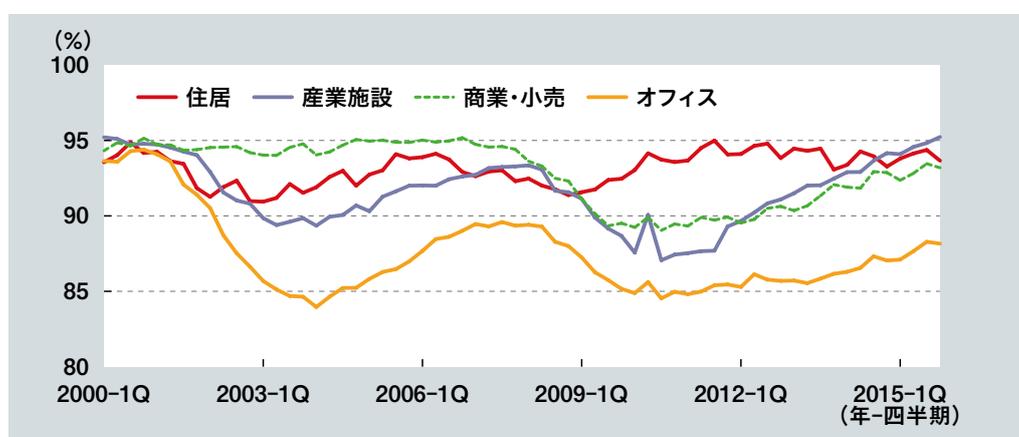
### US-REITの年間収益率の内訳の推移



期間：1990年～2016年(年次。ただし、2016年は3月まで。)  
出所：NAREITのデータを基に作成

米国経済の回復に伴い、各セクターの稼働率は、概ね改善傾向にあります。また、US-REITでは、新たな不動産の取得や合併など、資産規模の拡大による成長も期待できます。資産規模の拡大には資金調達ポイントとなりますが、2009年以降、堅調なUS-REIT市場や低金利という追い風もあり、資金調達環境は良好に推移しています。

## セクター別稼働率の推移

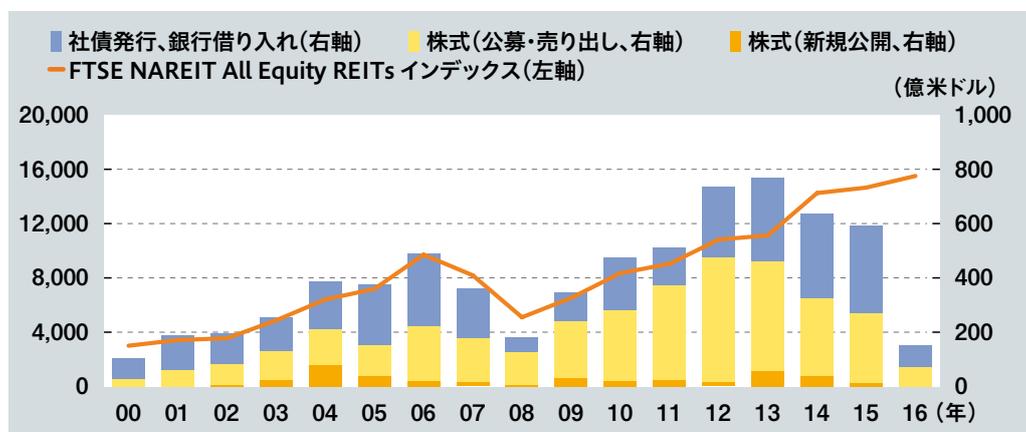


※上記グラフの業種分類は、NCREIF(全米不動産投資受託者協議会)のセクターによる分類に基づいています。

期間：2000年第1四半期～2015年第4四半期(四半期ベース)

出所：NCREIFのデータを基に  作成

## US-REITと資金調達動向の推移



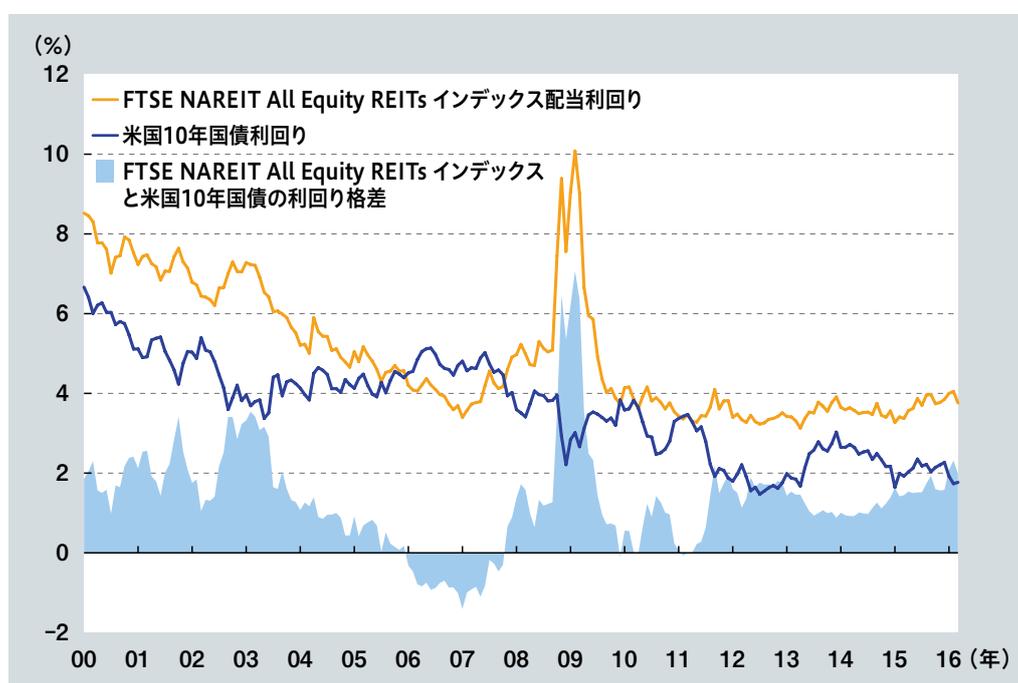
期間：2000年～2016年(年次。ただし、2016年は3月まで。)

出所：NAREITのデータを基に  作成

# 3 好配当利回り

US-REITは、保有する不動産の賃貸料収入や売買益から、不動産の運営に必要な経費などを差し引いた利益のほとんどを配当金として投資家に支払います。そのため、US-REITの配当利回りは比較的高い水準で推移し、概ね米国国債利回りを上回っています。

## US-REITの配当利回りの推移



(注) REITの収益は不動産市況や経済環境など様々な要因から影響を受けますので、リスクを無視して安全性の高い国債の利回りとREITの配当利回りを単純に比較することはできません。

※FTSE NAREIT All Equity REITs インデックス配当利回りは、参考指標のものです。配当利回りは、投資対象資産の特性を理解していただくために表示しており、当ファンドへの投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。

期間：2000年1月末～2016年3月末(月次)

出所：ブルームバーグ、NAREITのデータを基に  作成

「 US-REIT オープン」は、参考指標として『FTSE NAREIT All Equity REITs インデックス』を使用します。同指数は、FTSE International Limited (以下「FTSE」といいます。)が算出・公表する米国の代表的なREIT株価指数であり、プライス・リターン(価格収益)とインカム・リターン(配当収益)の総合収益指数です。1971年12月末を100として計算されています。なお、同指数は「 US-REIT オープン」のベンチマークではありません。

FTSE®は、London Stock Exchange PlcおよびThe Financial Times Limitedの登録商標であり、許諾のもとにFTSEにより使用されます。FTSE NAREIT All Equity REITs インデックスにおける全ての権利はFTSEに帰属します。FTSEは、FTSE NAREIT All Equity REITs インデックスまたはその基となるデータにおけるあらゆる誤謬または欠落に関して一切の責任を負いません。

## 【ご参考】

### 米ドル（対円）の推移



期間：2004年9月30日～2016年4月5日（日次）  
出所：ブルームバーグのデータを基に作成

### 「US-REIT オープン」の設定来の運用実績



期間：2004年9月30日（設定日）～2016年4月5日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

当ページのグラフは過去の実績を示したものであり、将来の動向や当ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# US-REIT オープン 愛称:ゼウス

## ファンドの特色

### 1

主として米国の取引所上場および店頭市場登録の不動産投資信託証券(以下「US-REIT」といいます。)に分散投資を行い、市場平均よりも高い水準の配当収益の確保と長期的な値上がり益の獲得を目指した運用を行います。

- 銘柄の選定にあたっては、上記の投資目的を前提に、US-REITの業績動向と企業内容ならびに保有する不動産の価値などについてバランス良く調査し、長期的な成長性または内在する価値からの割安度を重視します。
- ポートフォリオの構築に際しては、全体の流動性に十分留意します。
- US-REITの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 原則として為替ヘッジは行いません。





## ファンドの特色

### 3

原則として、毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

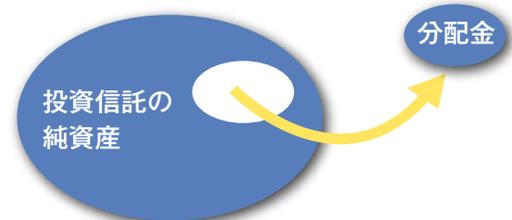
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 分配金額は、配当収益相当部分と判断される額を基礎として、安定した収益分配を行うことを目指し、基準価額水準・市況動向などを勘案して決定します。

※運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### 収益分配金に関する留意事項

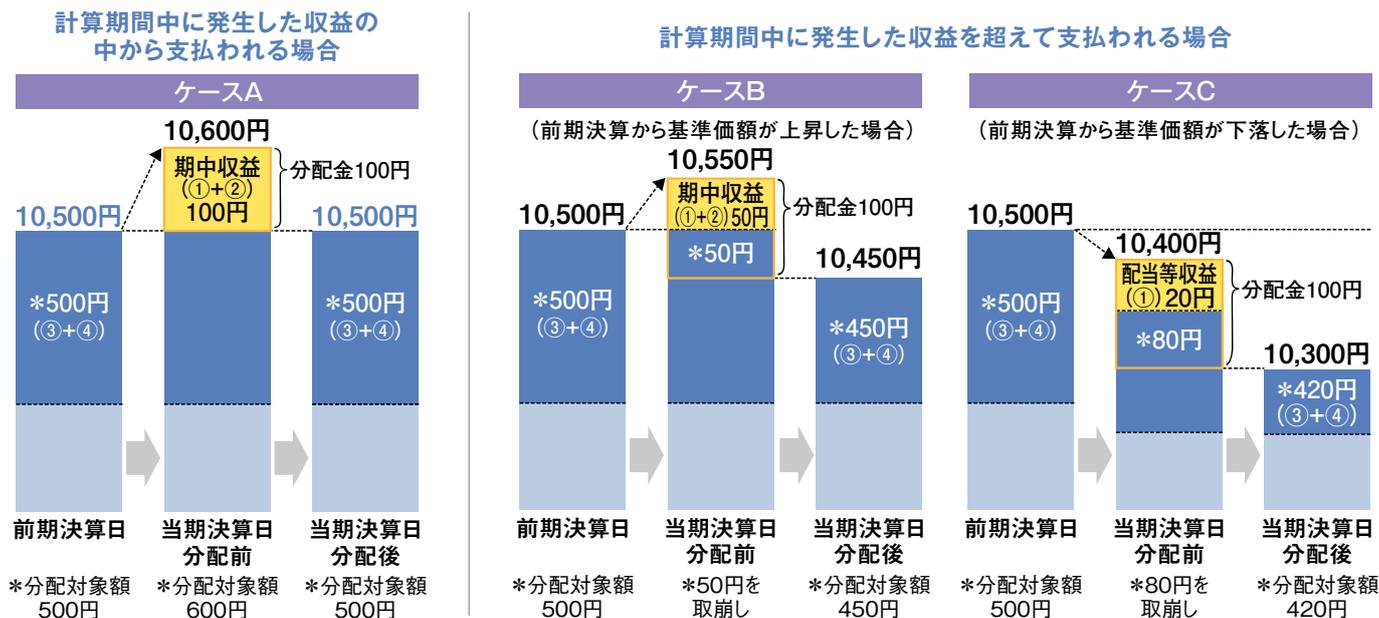
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

#### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、 ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、 ③分配準備積立金、 ④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA	分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差	0円 = 100円
ケースB	分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲	50円 = 50円
ケースC	分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲	200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

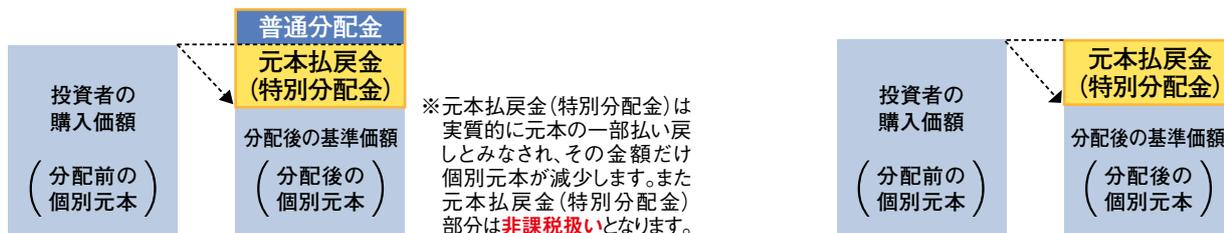
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ファンドの主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券などに投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

◆当ファンドが投資するUS-REITは不動産投資信託が発行する証券であることから、不動産投資信託に対する様々な角度からの市場の評価により価格が変動し、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

<b>保有不動産への評価</b>	不動産の賃貸市場や売買市場、金利環境、経済情勢などの影響を受けて、不動産投資信託が保有する物件の賃貸料収入が減ったり、保有物件そのものの価格が下落したりすることで、US-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。 また、不動産に対する課税や規制が強化された場合には、不動産価格全般が下落することでUS-REITの価格も下落することがあります。さらには保有不動産が地震や火災の被害を受けた場合など、予想不可能な事態によってUS-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。
<b>配当利回り水準に対する評価</b>	不動産投資信託の利益の減少はUS-REITの配当金の減少をもたらす、当ファンドの収益分配金に影響を与える可能性があります。また、US-REITの配当金の減少はUS-REITの価格を下落させる要因にもなります。 US-REITの配当利回りの水準が公社債や預貯金などの金利水準と比較されることで、US-REITの相対的な魅力度が変化します。金利が上昇する局面において、US-REITの配当利回りの水準に変化がない場合はUS-REITの価格が下落する要因になります。景気拡大や物価上昇により、賃貸料または不動産価格の上昇が見込めるような状況下での金利上昇局面では、必ずしもUS-REITの価格が下落するとは限りません。
<b>企業体としての評価</b>	不動産投資信託は、運用会社をはじめとする関係者により運営される企業体と見ることができます。この不動産投資信託の投資・運営の巧拙、財務内容により、US-REITの価格も変動することが考えられます。不動産投資信託では、資金の借り入れや債券の発行により不動産に投資することがあります。この場合、金利が上昇したときには一般に支払金利が増加することから利益の減少要因となり、US-REITの価格が下落する要因になります。また、財務内容の悪化などにより不動産投資信託も倒産、上場廃止となる場合があります。

◆また、当ファンドが投資するUS-REITには、次のような有価証券としてのリスクがあり、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

<b>取引所における取引の需給関係による価格変動リスク</b>	一般に有価証券は、新規発行などにより大幅に供給が増加すると取引価格が下落する傾向が見られます。特定の不動産投資信託または複数の不動産投資信託の増資や新規上場などにより、取引所における証券の供給が増加したときは、当該不動産投資信託の個別の証券だけでなく全体的にUS-REITの価格が下落することがあります。
<b>取引所における取引量が減少または無くなることによる流動性リスク</b>	取引所での売買高が少ない場合や、上場廃止などにより取引所で取引ができなくなった場合は、証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できないことがあります。特に流動性が低下したUS-REITを売却する場合には、当ファンドの基準価額を下落させる要因になることがあります。
<b>為替変動リスク</b>	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
<b>カントリーリスク</b>	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

### <その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

### <リスク管理体制>

委託会社において、リスク管理に関連する委員会を設けてファンドの「パフォーマンスの分析・管理」および「運用リスクの管理」を行っています。

お申込みメモ ( [ ] ) でお申し込みの場合)

購入単位	分配金再投資コース(累積投資コース):10万円以上1円単位 購入単位には購入時手数料(税込)が含まれます。 継続購入プランのお申込み(インターネットバンキングのみ):1万円以上1円単位、Eco通知ご利用のお客さまは1,000円以上1円単位。 投資信託口座を通じたお申込みの場合は上記以外の購入単位でのお取扱いもございます。くわしくは [ ] のホームページをご覧ください。 ※投資信託口座: [ ] でお取扱いしています。(窓口では、ご購入いただけません。)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	[ ] の定める期日までにお支払いください。
換金単位	投資信託口座:1円以上1円単位、または1口以上1口単位、または全部。 金融商品仲介口座:1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目にお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに受け付けた購入・換金のお申し込みを当日のお申し込み分とします。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、30億円*以上の大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 ※ファンドの純資産残高の状況により金額が変更される場合があります。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日は、購入・換金のお申し込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	平成36年9月30日まで(平成16年9月30日設定)
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などには、繰上償還することがあります。
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。収益分配金の支払いは、投資信託財産から行われます。 したがって純資産総額の減少および基準価額の下落要因となります。 ※「分配金再投資コース(累積投資コース)」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。 ただし、分配金を再投資せず、お客さまの指定口座にご入金するお取扱いを希望される場合は、分配金出金(定期引出契約)をお申し込みください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。

ファンドの費用・税金 ( [ ] ) でお申し込みの場合)

お客さまが直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入代金に応じて、以下に定める手数料率を購入金額に乗じて得た額とします。 購入時手数料(税込)は、購入代金から差し引かれます。	商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>購入代金*</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>2.70%(税抜 2.5%)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上1億円未満</td> <td>2.16%(税抜 2.0%)</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>1.08%(税抜 1.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※購入代金=購入金額(購入価額(1口当たり)×購入口数)+購入時手数料(税込)</p>		購入代金*	手数料率	1,000万円未満	2.70%(税抜 2.5%)	1,000万円以上1億円未満
購入代金*	手数料率							
1,000万円未満	2.70%(税抜 2.5%)							
1,000万円以上1億円未満	2.16%(税抜 2.0%)							
1億円以上	1.08%(税抜 1.0%)							
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.1%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。	-					

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

保有期間中	運用管理費用(信託報酬)	日々のファンドの純資産総額に年率1.6524%(税抜1.53%)を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。					信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	<運用管理費用(信託報酬)の配分>						
	販売会社別純資産額(注1)	100億円以下の部分	100億円超300億円以下の部分	300億円超500億円以下の部分	500億円超1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
	委託会社	年率0.85%(税抜)	年率0.80%(税抜)	年率0.75%(税抜)	年率0.70%(税抜)	年率0.65%(税抜)	
	うち投資顧問報酬(注2)	年率0.50%	年率0.45%	年率0.40%	年率0.35%	年率0.30%	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
販売会社	年率0.60%(税抜)	年率0.65%(税抜)	年率0.70%(税抜)	年率0.75%(税抜)	年率0.80%(税抜)		
受託会社	年率0.08%(税抜)					運用財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価	
その他の費用・手数料	<p>(注1) 販売会社別純資産額とは、ファンドの純資産総額における、販売会社ごとの取り扱いにかかる額をいいます。 (注2) ファンドの純資産総額が5,000億円を超える場合には、委託会社が支払う投資顧問報酬から次の額が控除され、当該額を委託会社が収受します。控除額(年額):150,000,000円+(ファンド純資産総額-5,000億円)×0.06% ※ファンドが投資対象とする米国の上場・店頭登録されている不動産投資信託証券(US-REIT)については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。</p> <p>監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度(監査報酬は日々)、投資信託財産が負担します。 「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。</p>						

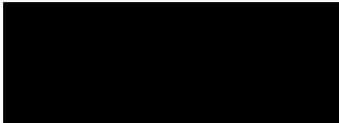
◎手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

◎詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)、運用報告書などをご確認いただけます。

税金

収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して所定の税率により課税されます。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※税法が改正された場合などには、課税上の取り扱いが変更になる場合があります。



○購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してはご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面など(目論見書補完書面を含む)の内容をよくお読みください。○投資信託は、預金や保険契約ではなく、預金保険制度、保険契約者保護制度の対象ではありません。○投資信託は、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の対象とはなりません。○投資信託は、元本の保証はありません。○投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。○当資料は[REDACTED]が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。信頼できると考えられるデータなどに基つき作成していますが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。予告なく当資料の内容を変更する場合があります。

### 委託会社、その他の関係法人

委託会社	[REDACTED]	ファンドの運用の指図などを行います。
受託会社	[REDACTED]	ファンドの財産の保管および管理などを行います。
販売会社	[REDACTED]	購入・換金および収益分配の取扱いなどを行います。 [投資信託口座を通じたお取扱いの場合] [REDACTED] [金融商品仲介口座を通じたお取扱いの場合] [REDACTED] (金融商品仲介業務等を行う登録金融機関: [REDACTED]) ※販売会社については、表紙に記載の [REDACTED] の照会先でご確認いただけます。
投資顧問会社	[REDACTED]	運用指図に関する権限の一部委託を受け、US-REITの運用指図を行います。

# ・グローバルREITファンド (毎月分配型)

追加型投信／内外／不動産投信

不動産投信の舞台は、  
いま世界へ



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

再信託受託会社: )

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「XXXXXXXXXXグローバルREITファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2015年10月6日に関東財務局長に提出しており、2015年10月7日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年12回 (毎月)	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

世界の不動産投信に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

## ファンドの特色



世界各国の上場不動産投信(REIT)を中心に投資を行ない、比較的高い配金利回りを安定的に獲得しつつ、中長期的な信託財産の成長をめざします。



原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- ・ 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ・ 世界各国の不動産投信の比較的高い配金利回りを直接享受することを目的とするため、原則として為替ヘッジは行ないません。

※配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。



が運用を担当します。

- ・ が「世界REITマザーファンド」の運用を行ないます。
- ・ は、グローバルでのREIT運用実績を持つ世界屈指の会社です。
- ・ 同社は、世界有数の総合不動産サービス会社の1つである「」の上場不動産証券投資部門です。上場不動産証券運用残高は約139億米ドルとなっています。(2015年3月末現在)

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

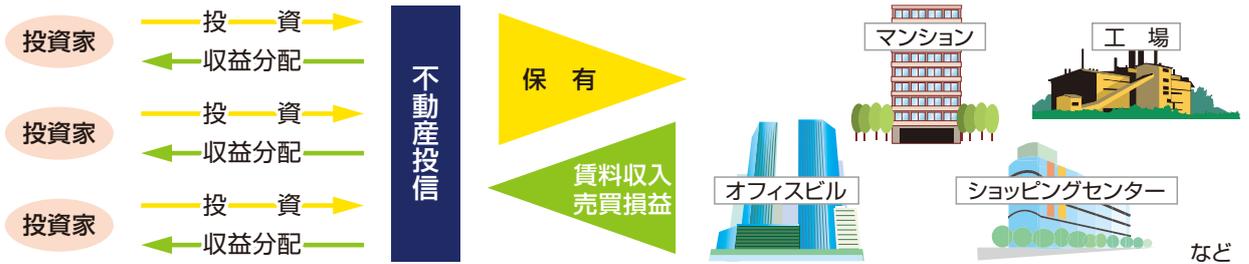
# 7

## 世界各国の上場不動産投信(REIT)を中心に投資を行ない、比較的高い分配金利回りを安定的に獲得しつつ、中長期的な信託財産の成長をめざします。

### 不動産投信のメリット

- ①比較的高い安定した分配金利回りへの期待
- ②インフレに強いとされている
- ③少額から分散投資が可能
- ④相対的に流動性・換金性が高い
- ⑤専門家による運用

### 不動産投信のしくみ



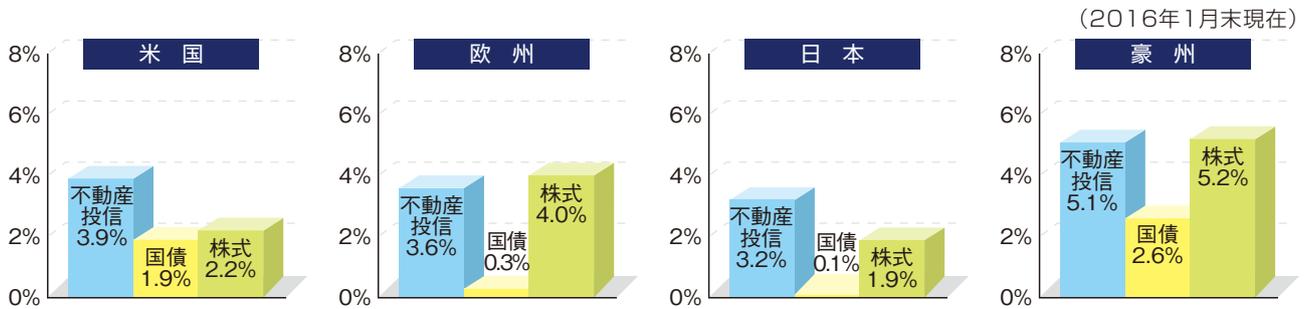
不動産投信は、投資家から集めた資金などで不動産を保有し、そこから生じる賃料収入、売却益などが投資家に分配される商品です。一般的に、上場不動産投信は株式と同じように売買することが可能です。

不動産投信とは、不特定多数の投資家から資金を調達し、不動産の所有、管理、運営を行なうもので、REIT(=Real Estate Investment Trust)と呼ばれる場合があります。多くの不動産投信は、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が事実上免除されています。不動産投信に投資する投資家は、不動産などに投資して得られる収益の大半を受け取ることができます。不動産投信には上場しているものと、非上場のものがありますが、当ファンドは原則として各国の金融商品取引所に上場している不動産投信に投資します。

※世界各国の不動産投信の比較的高い分配金利回りを直接享受することを目的とするため、原則として為替ヘッジは行ないません。  
 ※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

### ご参考

### 主要国(地域)の不動産投信、国債と株式の利回り比較



- 不動産投信：S&P REIT指数の各国(地域)の分配金利回り
- 国債：日本・米国・豪州は各国の10年国債利回り、欧州はドイツの10年国債利回り
- 株式：日本はTOPIX、米国はS&P500、豪州はS&P/ASX200、欧州はFTSEユーロトップ100の配当利回り

信頼できると判断したデータをもとに [ ] が作成

※上記はあくまで当面の投資対象国(地域)であり、当ファンドが必ずしも組み入れるとは限りません。また特定の国(地域)を推奨するものではありません。

※上記利回りは当ファンドの期待利回りを示すものではありません。

※不動産投信に使用のS&P REIT指数の各国(地域)指数は、当ファンドのベンチマークでも参考指数でもありません。

※上記のグラフは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

# 2

## 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- ・組入不動産投信の分配収益等を原資として、毎決算時に原則として安定した分配を行なうことをめざします。
- ・毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続的に行なうことをめざします。なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。



が運用を担当します。

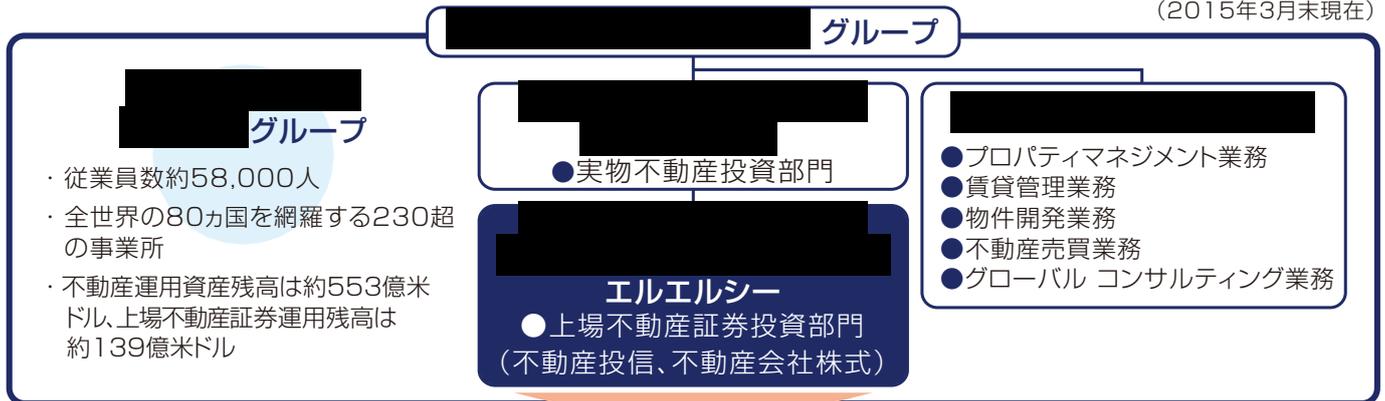
エルエルシー

### エルエルシーについて

・ 同社は、世界有数の総合不動産サービス会社の1つである「**グループ**」の上場不動産証券投資部門です。



(2015年3月末現在)



### エルエルシー

・ **エルエルシー**は、1985年に設立された運用会社です。  
・ グローバルな視点に立った長期にわたる不動産市場分析と首尾一貫した運用哲学・運用手法に定評があり、上場不動産証券投資に優れた運用実績を有しています。

### ご参考

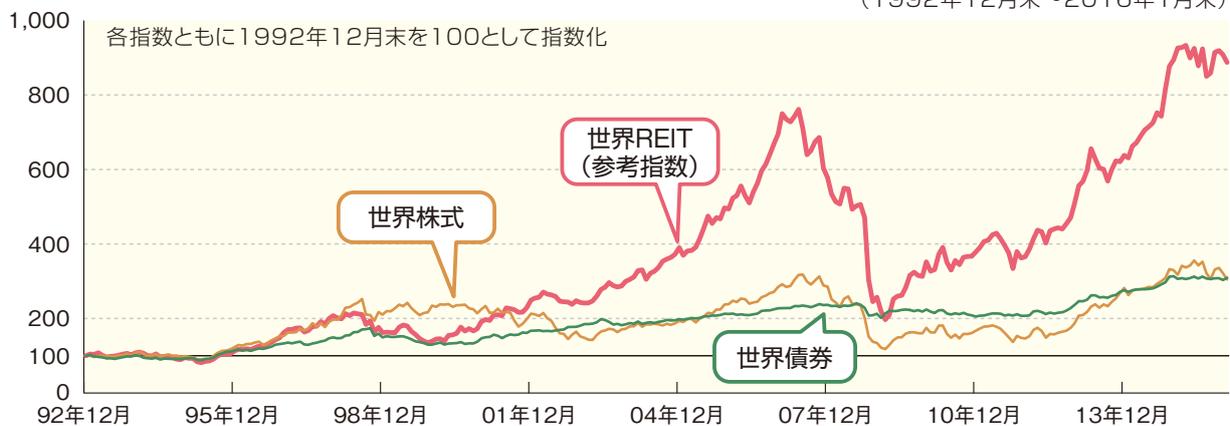
### 参考指数について

当ファンドの参考指数は、「S&P先進国REIT指数(円ベース)」です。同指数は、先進国のREIT市場の動きを表わす代表的な指数です。

注) 上記参考指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

### 【参考指数および各資産の過去のパフォーマンス(円ベース)】

(1992年12月末～2016年1月末)



世界REIT(参考指数)：S&P先進国REIT指数(円ベース\*)

世界株式：MSCIワールド・インデックス(円ベース\*)

世界債券：シティ世界国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)

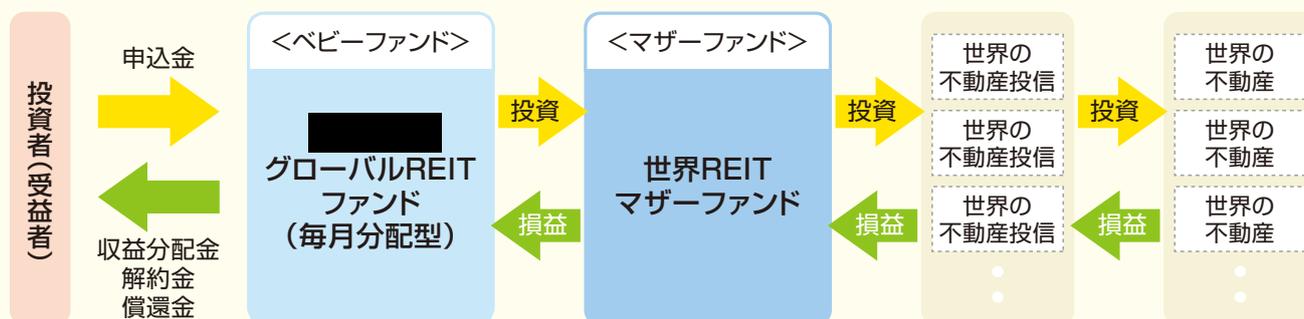
\* 米ドルベースの値を **グループ** が円換算したものです。

信頼できると判断したデータをもとに **グループ** が作成

※ グラフは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



### <主な投資制限>

- ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### <分配方針>

- ・ 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

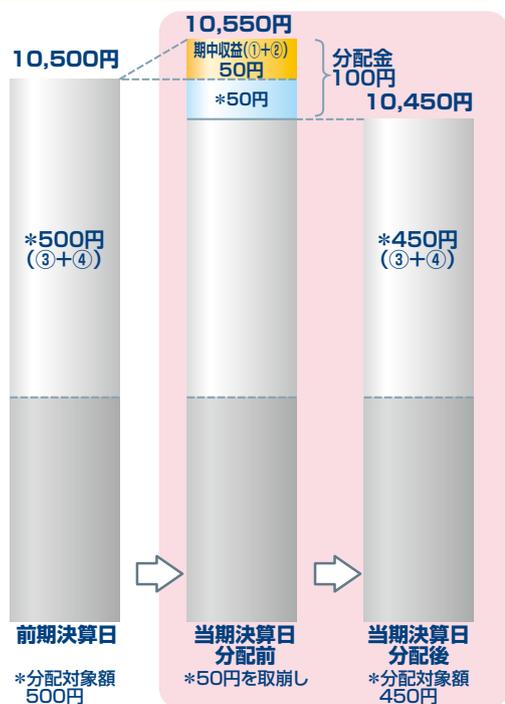
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



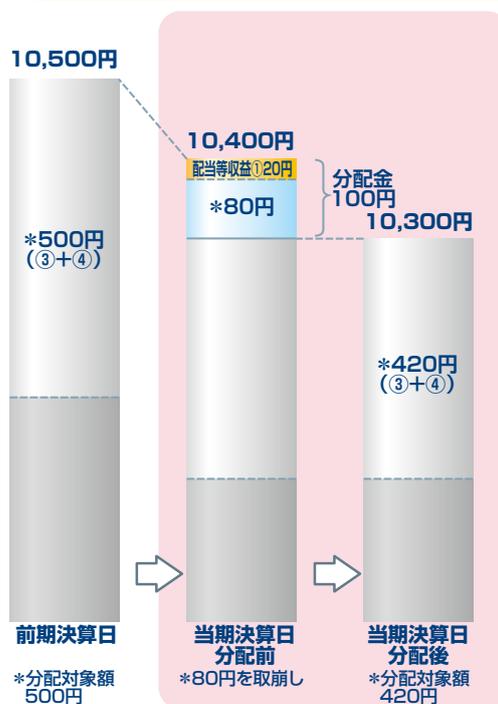
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合

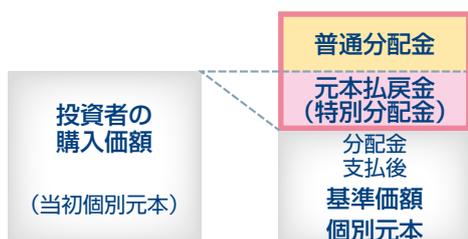


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金)元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に不動産投信を実質的な投資対象としますので、不動産投信の価格の下落や、不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

## 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

## 信用リスク

- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

## 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

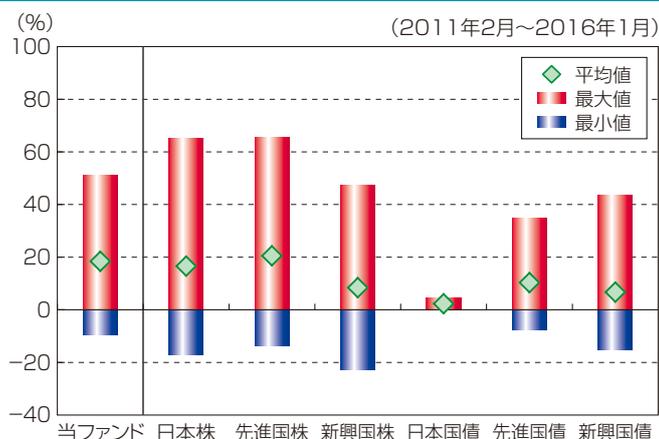
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

## リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
  - 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。
- ※ 上記体制は2016年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### 当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	18.4%	16.6%	20.5%	8.4%	2.3%	10.3%	6.7%
最大値	51.0%	65.0%	65.7%	47.4%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	-9.4%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-7.5%	-15.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年2月から2016年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### <各資産クラスの指数>

日本株 ……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

日本国債 ……NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債 ……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 運用実績

2016年1月29日現在

### 基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 3,507円

純資産総額…………… 1兆2,440億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2006年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2015年9月	2015年10月	2015年11月	2015年12月	2016年1月	直近1年間累計	設定来累計
60円	60円	60円	60円	60円	720円	9,000円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
不動産投信	97.1%
現金その他	2.9%

※マザーファンドの投資状況を反映した実質の投資比率です。

<不動産投信 国別上位投資比率>

	国名	比率
1	アメリカ	66.8%
2	オーストラリア	10.1%
3	日本	8.1%
4	イギリス	5.5%
5	フランス	4.0%
6	シンガポール	1.8%
7	カナダ	1.4%
8	香港	1.1%
9	オランダ	0.5%
10	ベルギー	0.3%

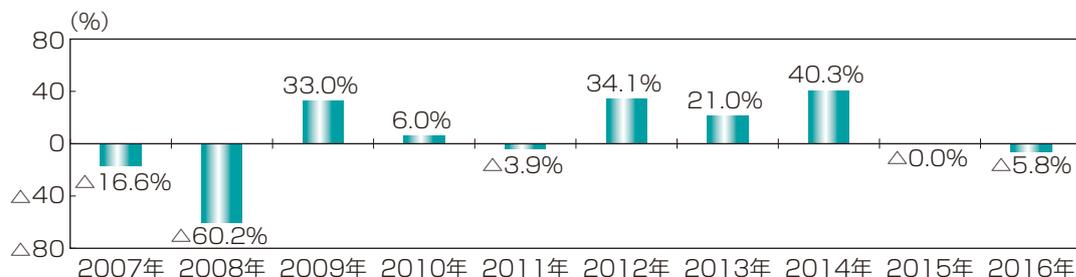
※マザーファンドの状況です。  
※比率は、対組入不動産投信時価総額比です。

<不動産投信 組入上位10銘柄> (銘柄数87銘柄)

	銘柄名	国	セクター	比率
1		アメリカ	小売	9.32%
2		アメリカ	住宅	6.25%
3		オーストラリア	小売	4.35%
4		アメリカ	住宅	3.84%
5		アメリカ	オフィス	3.68%
6		アメリカ	ヘルスケア	3.30%
7		アメリカ	住宅	3.11%
8		アメリカ	産業施設	2.91%
9		アメリカ	特化型	2.89%
10		オーストラリア	小売	2.80%

※マザーファンドの状況です。「比率」は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。  
※銘柄名は[ ]が信頼できる情報を基に和訳したものであり、正式名称と異なる場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
※当ファンドには、ベンチマークはありません。  
※2016年は、2016年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2015年10月7日から2016年10月5日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・オーストラリア証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。以下同じ。）への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2004年3月26日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月5日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	2兆2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（1月、7月）および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>購入時の基準価額に対し3.24%(税抜3%)以内</b> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	<b>ありません。</b>

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<b>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.62%(税抜1.5%)</b> ※この他に、投資対象とする「世界REITマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ＜運用管理費用の配分(年率)＞				
	販売会社毎の純資産総額	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
	100億円以下の部分	1.500%	0.870%	0.550%	0.080%
	100億円超 500億円以下の部分		0.820%	0.600%	
500億円超 1,000億円以下の部分	0.720%		0.700%		
1,000億円超の部分	0.685%		0.735%		
	委託会社	委託した資金の運用の対価			
	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価			
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価			
その他の費用・手数料	監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。				

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2016年4月5日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



# ■■■■ グローバルREITファンド (毎月分配型) / (1年決算型)

追加型投信 / 内外 / 不動産投信

販売用資料  
2016年4月作成



「■■■■・グローバルREITファンド(毎月分配型)」は、モーニングスター株式会社選定による「Morningstar Award “Fund of the Year 2014”(ファンド オブ ザ イヤー2014)」の「国際 REIT 型 部門」において「優秀ファンド賞」を受賞しました。

当賞は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、2014年において各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。国際 REIT 型 部門は、2014年12月末において当該部門に属するファンド215本の中から選考されました。

#### Morningstar Award “Fund of the Year 2014”について

Morningstar Award “Fund of the Year 2014”は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar, Inc. に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

設定・運用は

# ファンドの特色

## 特色 1

世界各国の上場不動産投信(REIT)を中心に投資を行ない、比較的高い分配金利回りを安定的に獲得しつつ、中長期的な信託財産の成長をめざします。

## 特色 2

**【毎月分配型】**原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- 原則として、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- 世界各国の不動産投信の比較的高い分配金利回りを直接享受することを目的とするため、原則として為替ヘッジは行ないません。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

**【1年決算型】**年1回、決算を行ないます。

- 毎年7月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- 世界各国の不動産投信の比較的高い分配金利回りを直接享受することを目的とするため、原則として為替ヘッジは行ないません。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

## 特色 3

運用を担当します。

- [ ] が「世界REITマザーファンド」の運用を行ないます。
- [ ] は、グローバルでのREIT運用実績を持つ世界屈指の会社です。

●同社は、世界有数の総合不動産サービス会社の1つである「 [ ] 」の上場不動産証券投資部門です。上場不動産証券運用残高は約139億米ドルとなっています。(2015年3月末現在)

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

# お申込みにあたっての留意事項①

## ■ リスク情報

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に不動産投信を実質的な投資対象としますので、不動産投信の価格の下落や、不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

### 【価格変動リスク】

- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

### 【流動性リスク】

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 【信用リスク】

- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

(次頁に続きます)

## お申込みに際しての留意事項②

(前頁より続きます)

### 【為替変動リスク】

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

以下のリスクについては、【1年決算型】のみに該当するリスクです。

### 【有価証券の貸付などにおけるリスク】

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### ■ その他の留意事項

- 当資料は、投資者の皆様には「グローバルREITファンド(毎月分配型)／(1年決算型)」へのご理解を高めいただくことを目的として、が作成した販売用資料です。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

# 足元で、底堅く推移するグローバルREIT

2016年初以降、原油価格の下落に加え、中国景気の減速懸念などを背景に世界経済の先行き不安が広がったことから、投資家のリスク回避姿勢が強まりました。こうしたなか、主要先進国の長期金利が低下基調となり、REITの相対的に高い分配金利回りが意識されたことなどから、世界株式と比較してグローバルREITは底堅い推移となりました。

## 年初来の世界的株安のなか、グローバルREITは底堅く推移

＜グローバルREITおよび世界株式の価格推移＞  
(2012年1月2日～2016年2月29日)



\* グローバルREIT: S&P先進国REIT指数(米ドルベース、トータルリターン)、世界株式: MSCI AC ワールド・インデックス(米ドルベース、トータルリターン)  
米国10年国債利回り: ジェネリック10年利回り

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

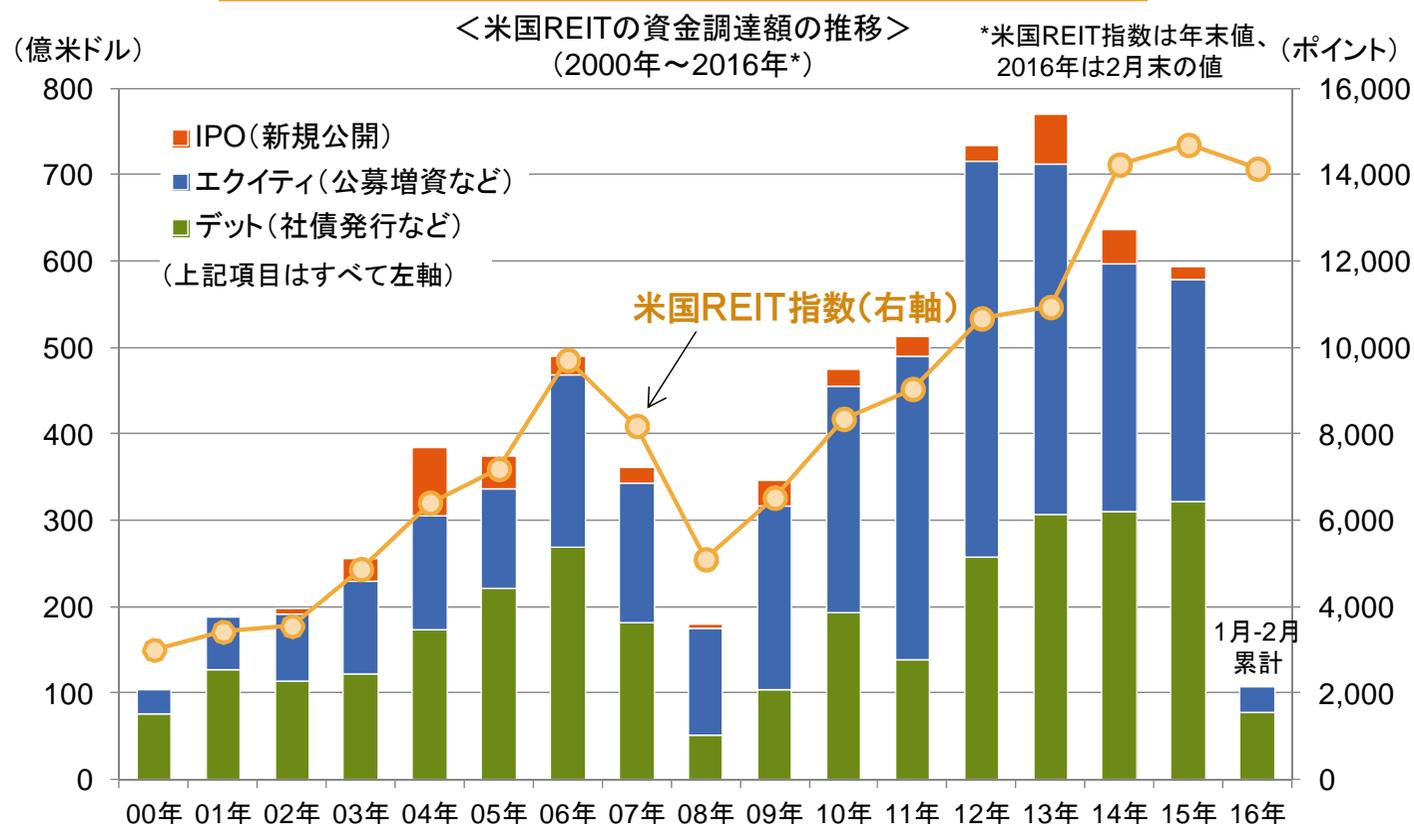
(信頼できると判断したデータをもとに [ ] が作成)

■ 当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、 [ ] が作成した販売用資料です。

# 活発な資金調達が続く米国REIT市場

米国では、長引く低金利環境などを背景に、REITの資金調達額が2012年以降、高水準となっています。2015年には政策金利が引き上げられたものの、今後の利上げペースは緩やかになると見込まれることから、引き続き資金調達コストが低い環境が続くとみられます。調達した資金を元にしたREIT各社の積極的な物件取得が、REITの収益を向上させることが期待されます。

## 資金調達の活発化がREIT価格の押し上げ要因に



米国REIT指数は、FTSE NAREIT エクイティ・リート・インデックス(米ドルベース、トータルリターン)

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(出所)NAREIT

■ 当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、  
が作成した販売用資料です。

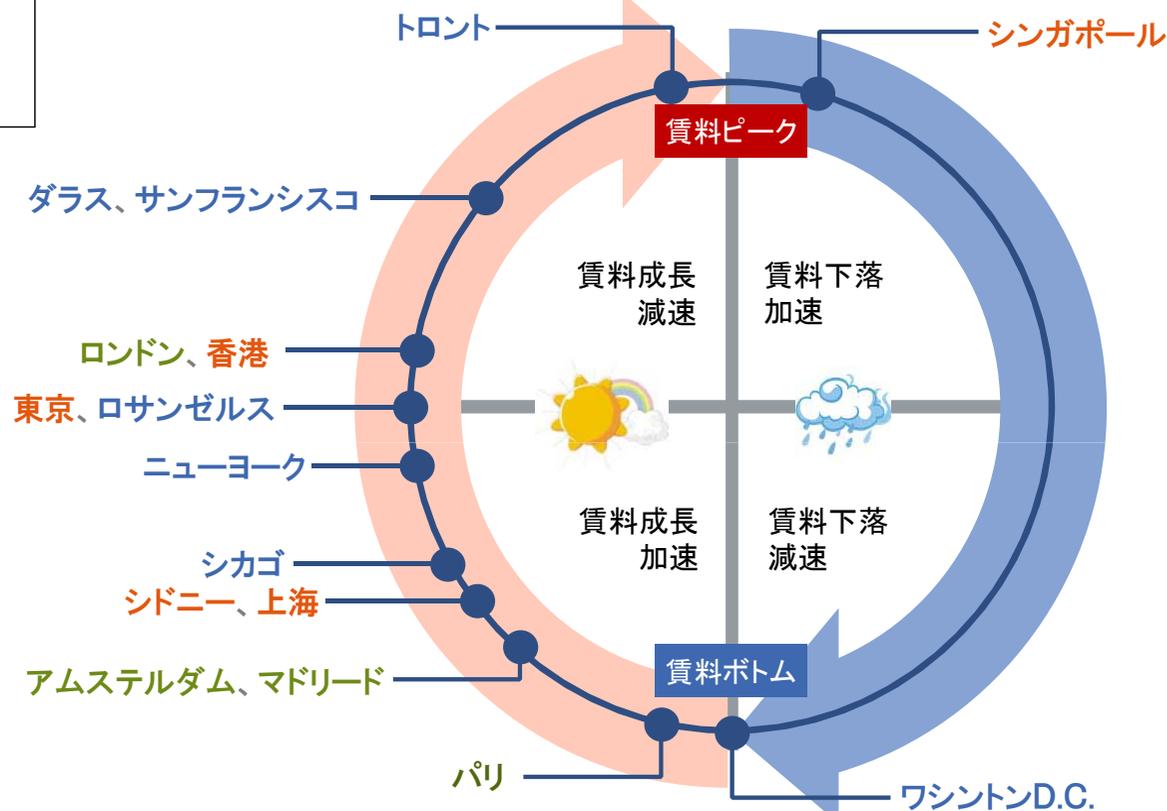
# 世界の主要都市におけるオフィス賃料の状況

下図を見ると、世界の主要都市の多くが、賃料下落局面から賃料成長局面に入っていることがわかります。

## 多くの都市が賃料成長の局面に

<グローバルオフィス賃料\*クロック(注)>  
(2015年10月-12月)

米州  
アジア太平洋  
欧州



\*ビジネス中心地区、もしくはそれに準ずる都市のAグレードオフィス物件の賃料

(注)賃料クロックとは  
主要都市の賃料水準が、どの局面にあるのかを示します。  
一般に、不動産市場においては、景気などと同様に、賃料の上昇や下落、回復や悪化といった循環サイクルがあり、この一連のサイクルが繰り返されるといわれています。  
※賃料クロックのサイクルおよび都市のプロットは、該当期間に取得した賃料データをもとに [ ] が分析したものです。

\*イラストはイメージです

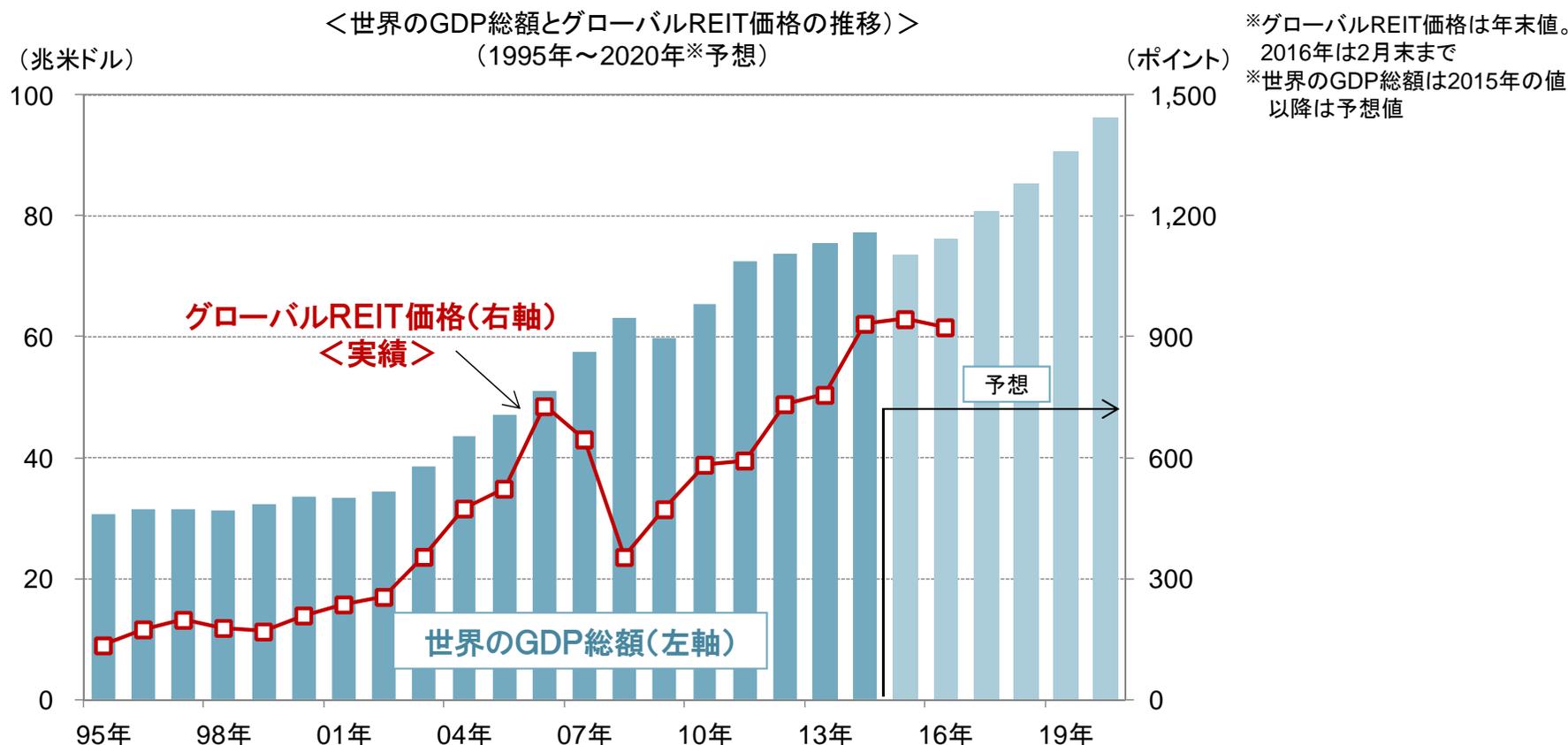
(出所) [ ]

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

■ 当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、 [ ] グローバルREITファンド(毎月分配型)／(1年決算型)へのご理解を深めていただくことを目的として、 [ ] が作成した販売用資料です。

# 中長期的な観点からも注目されるREITの躍進

過去において、世界経済の成長とともに、グローバルREIT価格は短期的な変動がありながらも、堅調に推移する傾向がみられます。今後についても、中長期的な観点からは世界経済の拡大が期待されており、その拡大を反映するように、グローバルREITが躍進を続けるものと考えられます。



(出所)IMF「World Economic Outlook, October 2015」

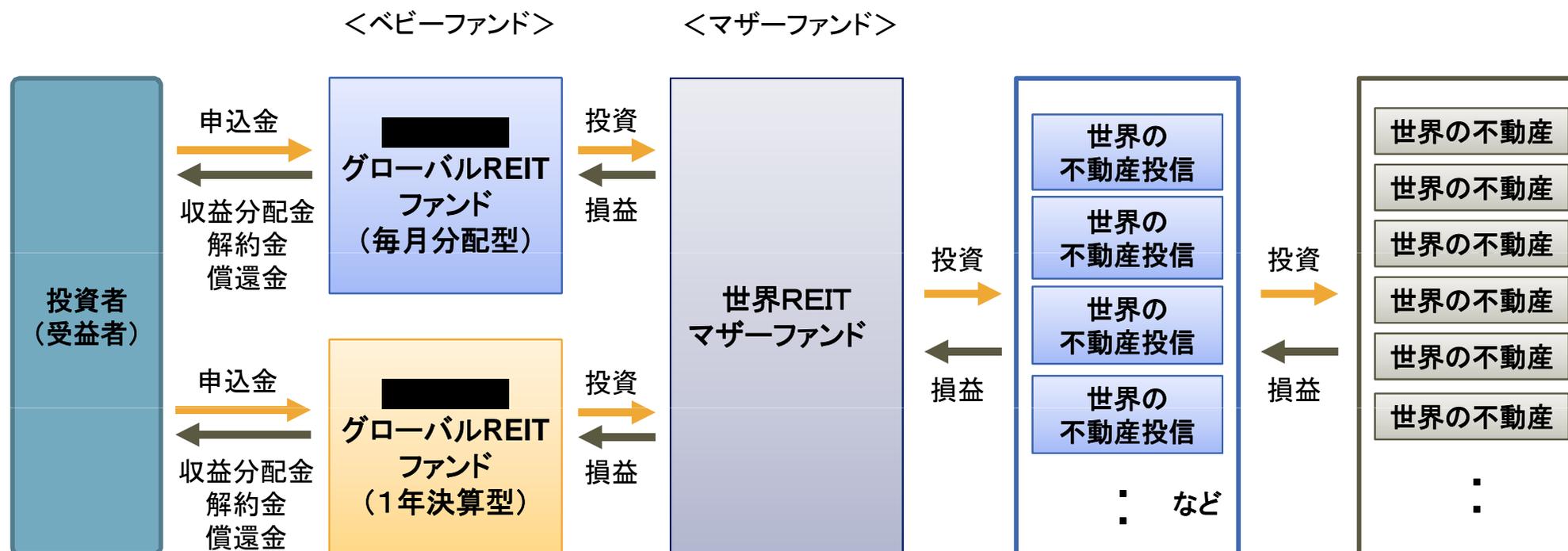
グローバルREIT: S&P先進国REIT指数(米ドルベース、トータルリターン)

※上記は過去のものおよび予想であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。(信頼できると判断したデータをもとに[ ]が作成)

■ 当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、[ ]グローバルREITファンド(毎月分配型)／(1年決算型)へのご理解を高めることを目的として、[ ]が作成した販売用資料です。

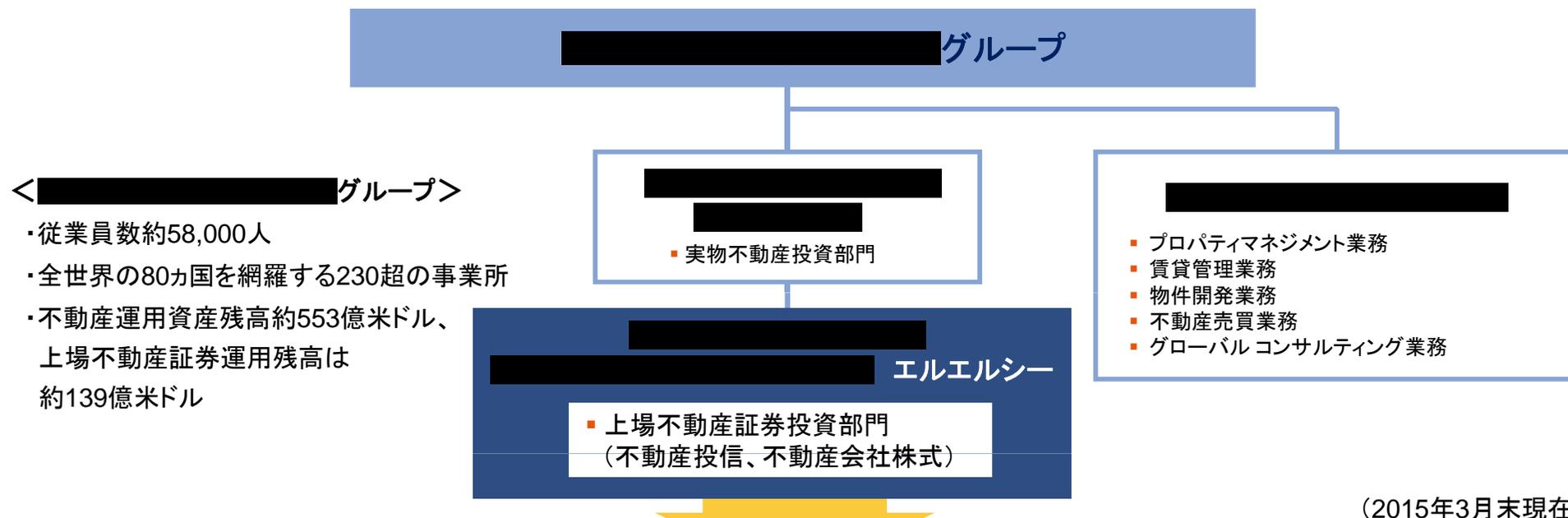
# ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主に「世界REITマザーファンド」への投資を通じて世界各国の上場不動産投信を中心に投資を行なうファンドです。（当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行ないます。）



## エルエルシーについて

- 同社は、世界有数の総合不動産サービス会社の1つである「グループ」の上場不動産証券投資部門です。



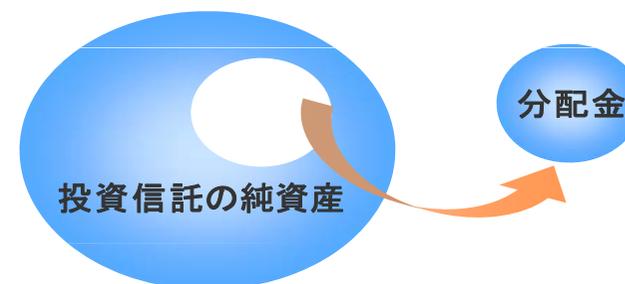
### エルエルシー

- エルエルシーは、1985年に設立された運用会社です。
- グローバルな視点に立った長期にわたる不動産市場分析と首尾一貫した運用哲学・運用手法に定評があり、上場不動産証券投資に優れた運用実績を有しています。

## 収益分配金に関する留意事項①

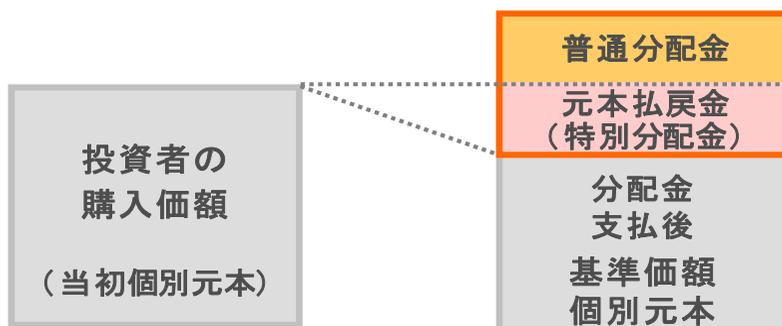
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

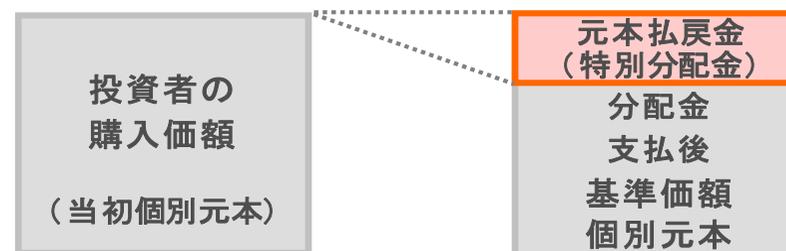


- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。  
また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

**普通分配金**：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

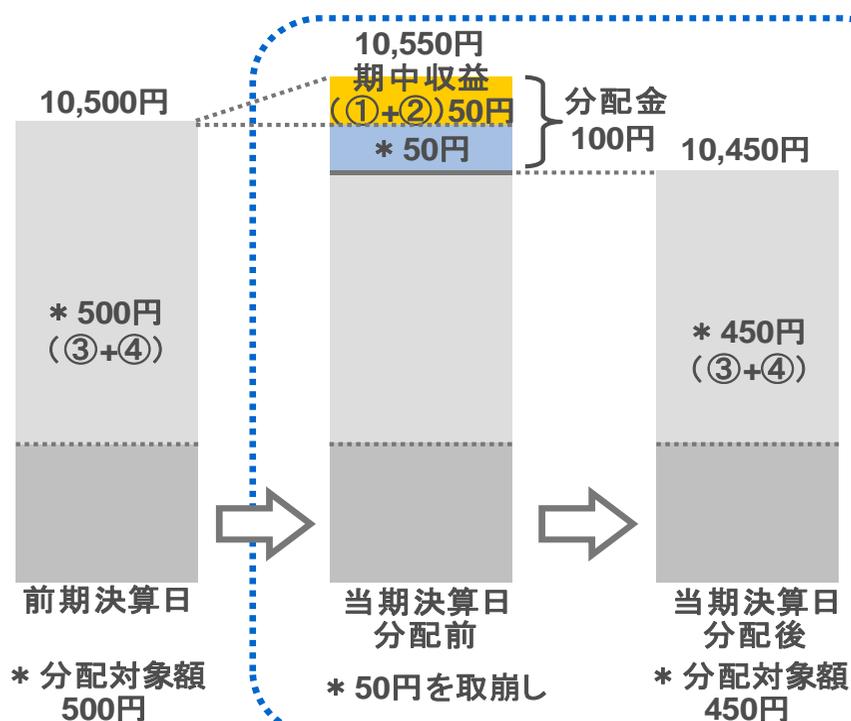
**元本払戻金**：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

## 収益分配金に関する留意事項②

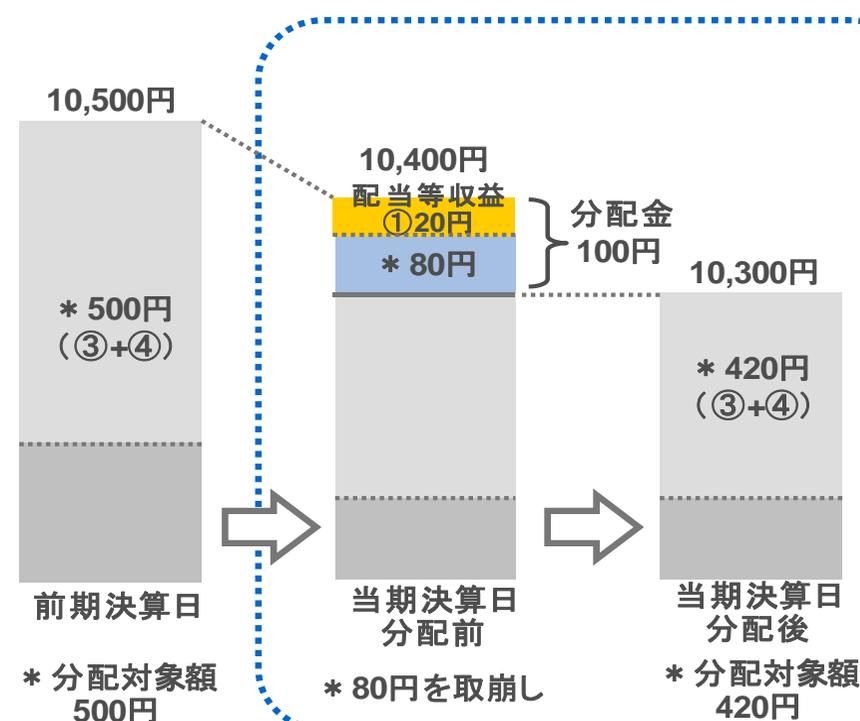
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。  
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

## お 申 込 め も

商品分類	追加型投信／内外／不動産投信
ご購入単位	<p>██████████における購入単位は以下のとおりとなります。</p> <p>&lt;一般コース&gt;:1万円以上1円単位、または1万口以上1口単位</p> <p>&lt;自動けいぞく投資コース&gt;:1万円以上1円単位、または1万口以上1口単位</p>
ご購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
ご購入不可日	<p>購入申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、オーストラリア証券取引所の休業日のいずれかに当たる場合は、購入のお申込みの受付は行ないません。</p> <p>※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p>
信託期間	<p>【毎月分配型】無期限(2004年3月26日設定)</p> <p>【1年決算型】2028年7月5日まで(2013年10月21日設定)</p>
決算日	<p>【毎月分配型】毎月5日(休業日の場合は翌営業日)</p> <p>【1年決算型】毎年7月5日(休業日の場合は翌営業日)</p>
収益分配	<p>【毎月分配型】毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続的に行なうことをめざします。</p> <p>※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。</p> <p>【1年決算型】毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。</p> <p>※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。</p>
ご換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
ご換金不可日	<p>換金請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、オーストラリア証券取引所の休業日のいずれかに当たる場合は、換金請求の受付は行ないません。</p> <p>※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p>
ご換金代金のお支払い	原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	<p>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。</p> <p>※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。</p> <p>※配当控除の適用はありません。</p> <p>※益金不算入制度は適用されません。</p>

■ 当資料は、投資者の皆様にご覧いただき「██████████グローバルREITファンド(毎月分配型)／(1年決算型)」へのご理解を高めていただくことを目的として、██████████が作成した販売用資料です。

# 手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

<ご購入時、ご換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	<p>■における購入時手数料率は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に<b>3.24%(税抜3%)</b>の率を乗じて得た額とします。          (購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)          ※「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。          &lt;&lt;ご参考&gt;&gt;          (金額指定で購入する場合)          購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。          (口数指定で購入する場合)          例えば、基準価額10,000円のとときに、購入時手数料率3.24%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。          購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×3.24%(税込)=32,400円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額103万2,400円をお支払いいただくこととなります。</p>
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

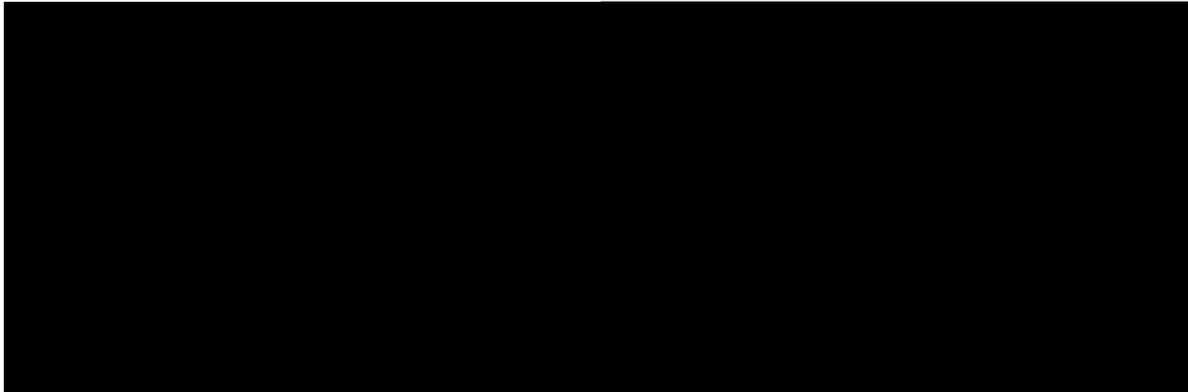
信託報酬	純資産総額に対して <b>年率1.62%(税抜1.5%)</b> を乗じて得た額
その他費用	<p><b>【毎月分配型】</b>          組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、借入金の利息、立替金の利息 など          ※その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p><b>【1年決算型】</b>          目論見書などの作成・交付および計理等の業務にかかる費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、<b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b>が信託財産から支払われます。          組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.54(税抜0.5)を乗じて得た額)などについては、その都度、信託財産から支払われます。          ※組入有価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>

※当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することはできません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ 当資料は、投資者の皆様にご覧いただく「■グローバルREITファンド(毎月分配型)／(1年決算型)」へのご理解を高めいただくことを目的として、■が作成した販売用資料です。





# グローバルREITファンド(毎月分配型)

追加型投信／内外／不動産投信

## 当ファンドの特色

### 特長その1

世界各国の上場不動産投信(REIT)を中心に投資を行ない、比較的高い分配金利回りを安定的に獲得しつつ、中長期的な信託財産の成長をめざします。

### 特長その2

原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- ・毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ・世界各国の不動産投信の比較的高い分配金利回りを直接享受することを目的とするため、原則として為替ヘッジは行ないません。
- ・分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

### 特長その3

- ・ [ ] が運用を担当します。 [ ] は、グローバル [ ] でのREIT運用実績を持つ世界屈指の会社です。
- ・ 同社は、世界有数の総合不動産サービス会社の1つである「 [ ] 」の上場不動産証券投資部門です。上場不動産証券運用残高は約139億米ドルとなっています。(2015年3月末現在)

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があ

### 設定来の基準価額の推移



#### 基準価額

**17,604円**  
(税引前分配金再投資ベース)

**3,089円**  
(税引前分配金控除後)

(2016年6月30日現在)

### 分配金実績 (1万口当たり、税引前)

04年7月~ 05年7月	05年8月~ 06年4月	06年5月~ 07年10月	07年11月~ 09年2月	09年3月~ 09年8月	09年9月~ 11年9月	11年10月~ 16年6月
40円/月	50円/月	60円/月	100円/月	80円/月	70円/月	60円/月

2016年6月  
**60円**

#### 設定来合計

**9,300円**

### 純資産総額



#### 純資産総額

**12,492億円**

(2016年6月30日現在)

※上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

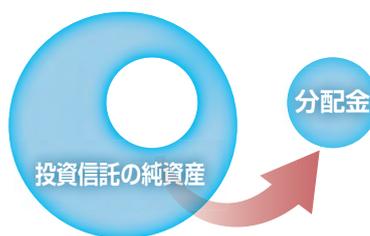
※基準価額は信託報酬(後述の「手数料等の概要」参照)控除後の1万口当たりの値です。

※税引前分配金再投資ベースとは、税引前分配金を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

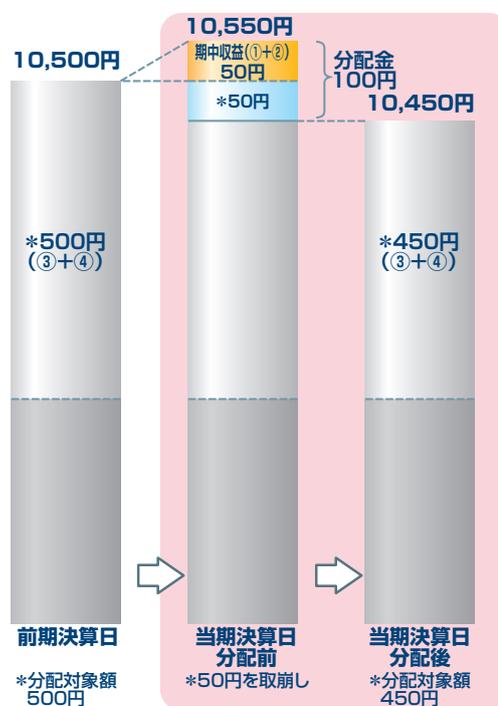
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



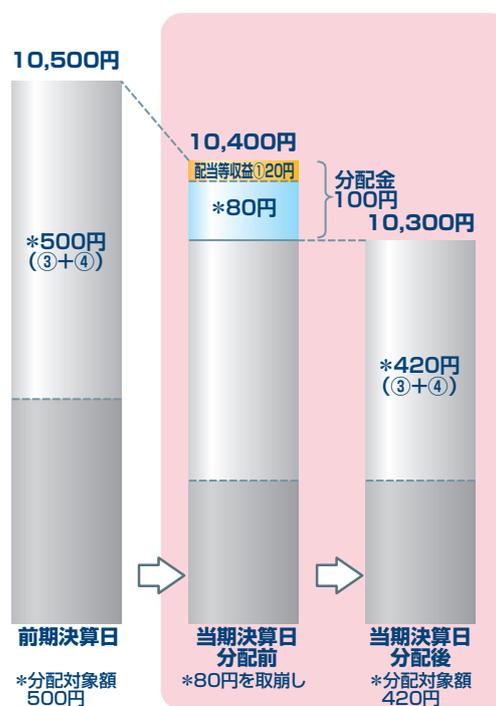
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合

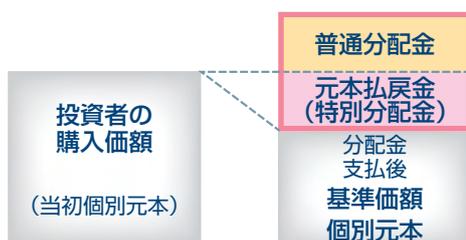


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

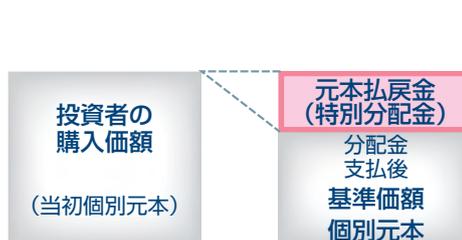
※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・ 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

## 当ファンドの運用について

## 社が運用を担当

- 当ファンドの主な投資対象である「世界REITマザーファンド」の運用は、**社**が行ないます。
- 社**は、米州(米国・ボルチモア)、欧州(オランダ・アムステルダム)、アジア(香港)にそれぞれ運用拠点を有し、各国・地域のREITについて、徹底したボトムアップ・リサーチを行なっています。

**ファンドの仕組み** ※当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。



## 【お申込みメモ】

ご購入単位 **社**における取扱いコース・購入単位は以下のとおりです。

<分配金受取コース>:1万円以上 1口単位  
1万円以上 1円単位

<分配金再投資コース>:1万円以上 1円単位

ご購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額  
ご購入不可日 購入申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、オーストラリア証券取引所の休業日のいずれかに当たる場合は、購入のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

信託期間 無期限(2004年3月26日設定)

決算日 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)

収益分配 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続的に行なうことをめざします。  
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ご換金価額 換金請求受付日の翌営業日の基準価額

ご換金不可日

換金請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、オーストラリア証券取引所の休業日のいずれかに当たる場合は、換金請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ご換金代金のお支払い 原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

課税関係 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。  
※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。  
※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

※配当控除の適用はありません。

※益金不算入制度は適用されません。

## 【手数料等の概要】

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

<お申込時、ご換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料 **社**における購入時手数料率は、お申込金額に応じて、以下のように変わります。

1,000万円未満	3.24%(税抜3.0%)
1,000万円以上5,000万円未満	2.70%(税抜2.5%)
5,000万円以上 1億円未満	2.16%(税抜2.0%)
1億円以上 10億円未満	1.08%(税抜1.0%)
10億円以上	0.54%(税抜0.5%)

※分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

換金手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

信託報酬 純資産総額に対して年率1.62%(税抜1.5%)を乗じて得た額  
その他費用 組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、借入金の利息、立替金の利息 など

※その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 【委託会社、その他関係法人】

## 【リスク情報】

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に不動産投信を実質的な投資対象としますので、不動産投信の価格の下落や、不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。(詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

【価格変動リスク】【流動性リスク】【信用リスク】【為替変動リスク】

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

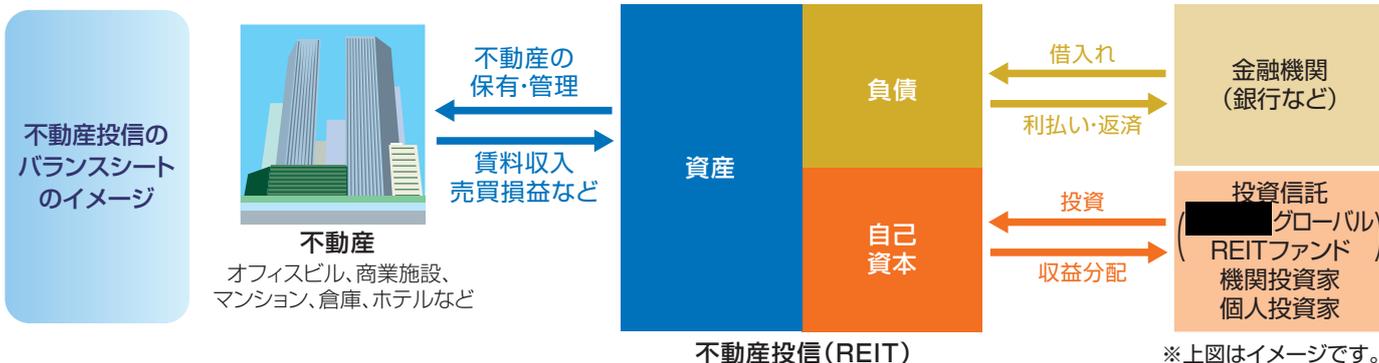
## ■その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様へ「**社**グローバルREITファンド(毎月分配型)」へのご理解を高めていただくことを目的として**社**が作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様へ帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡しますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

主要投資対象について

REITとは？

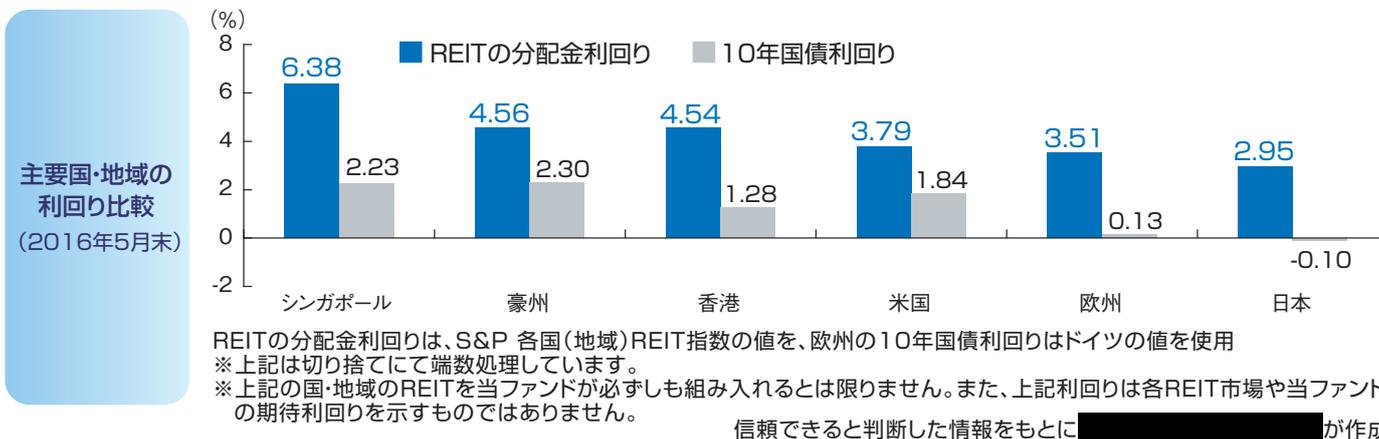
- REIT(Real Estate Investment Trust)とは、賃貸用不動産を保有・管理する不動産投信のことです。REITの多くが、金融商品取引所などに上場し、市場を通じて資金調達をしています。
- REITは、保有・管理を行なう賃貸用不動産の賃料・売買損益などを主な収益源としています。



REIT投資の魅力

相対的に高い利回り水準

- REITは、収益から費用(管理費や金利など)を差し引いた残りの利益のうち、一定割合以上を投資家に分配するなど、一定の要件を満たすことで、法人税の優遇措置を受けられることから、主要資産の中でも利回り水準が高くなる傾向がみられてきました。



グローバルREIT投資の魅力

さまざまな国・地域への分散投資効果

- REITの値動きは、国・地域で異なる傾向があります。投資対象の国・地域を分散したグローバル投資により、相対的に安定したパフォーマンスが得られてきました。

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
シンガポール			75.3%			
香港			60.9%			
日本	34.0%		52.0%			
香港	16.3%		49.3%			
シンガポール	12.2%		40.5%			
米国	12.1%		39.4%			
グローバル	7.6%		33.1%			
豪州	-0.9%					
欧州	-8.4%					
香港		5.0%				
グローバル		-3.5%				
豪州		-6.3%				
シンガポール		-16.8%				
欧州		-18.0%				
日本		-22.3%				
米国				41.7%		
香港				41.2%		
豪州				25.2%		
グローバル				24.3%		
米国				22.9%		
シンガポール				13.2%		
豪州				12.3%		
米国					48.0%	
香港					47.9%	
グローバル					40.1%	
豪州					31.7%	
日本					28.3%	
シンガポール					25.7%	
欧州					24.1%	
グローバル						4.7%
米国						2.9%
香港						2.4%
豪州						2.0%
グローバル						1.5%
日本						-4.9%
シンガポール						-11.4%

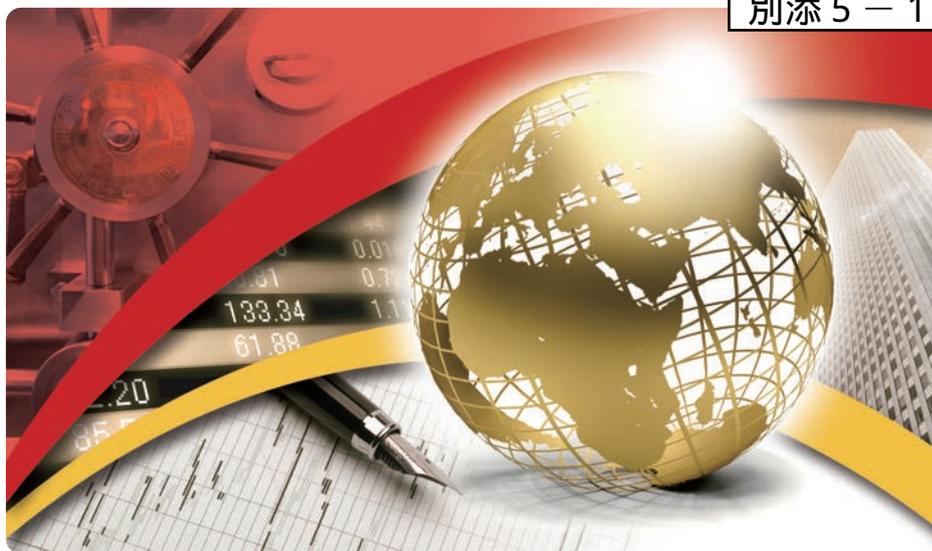
S&P 先進国REIT指数(米ドルベース、トータルリターン)、S&P 各国(地域)REIT指数(米ドルベース、トータルリターン)を、 [ ] が円換算  
 ※上記指数は当ファンドのベンチマークではありません。

信頼できると判断した情報をもとに [ ] が作成

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2015.11.24



## グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド (為替ヘッジあり)2015-12

単位型投信／内外／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
単位型	内外	債券	債券(社債、 その他債券)	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)2015-12」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2015年11月5日に関東財務局長に提出しており、2015年11月21日に効力が生じております。

**委託会社:** [Redacted]  
ファンドの運用の指図等を行います。

**受託会社:** [Redacted]  
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本を含む世界の金融機関が発行するハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。

## ファンドの特色

### 申込期間／信託期間

信託期間が約3年6ヵ月の単位型投資信託です。

- 単位型のため、お申込期間は2015年11月24日から2015年12月28日までです。
  - 「単位型投資信託」とは、設定前のお申込期間のみ購入可能で、運用期間中に追加購入ができない投資信託のことです。
  - ! 上記お申込期間経過後のお申込は受付けておりません。
- 信託期間は、原則として2015年12月29日から2019年6月28日までです。

### 投資対象

日本を含む世界の金融機関が発行するハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)等を主要投資対象とします。

- ハイブリッド証券等への投資に当たっては、主にG-SIFIs(ジーシフィーズ、Global Systemically Important Financial Institutionsの略)に指定された銀行および保険会社が発行する銘柄に投資を行います。



#### G-SIFIsとは

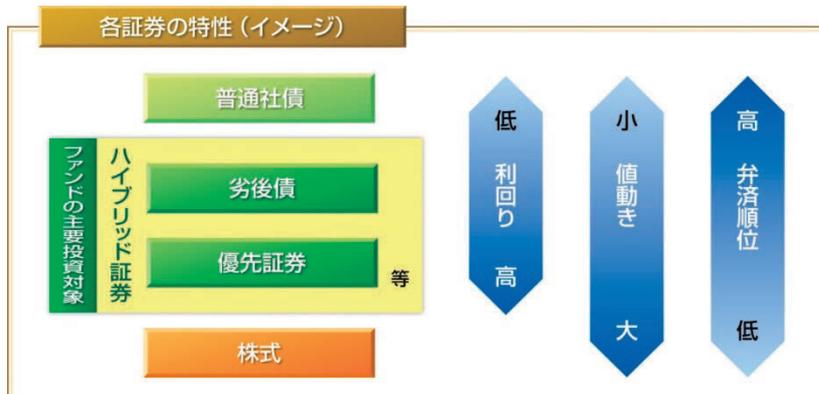
各国の金融監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB)がグローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関として指定した金融機関です。G-SIFIsに指定されると、一般の金融機関よりも厳しい財務健全性が要求されることとなります。

- 銀行については2013年より自己資本比率規制としてバーゼルⅢが導入されています。また、保険会社については2019年より新たな資本規制の導入が予定されています。



#### ハイブリッド証券とは

債券と株式の両方の特性を有しており、上場または非上場となっています。ハイブリッド証券は一般に利息(配当)が定められており、満期時や繰上償還時に額面で償還される等、債券に似た性質を有しています。同一発行体が発行している普通社債とハイブリッド証券を比べると、ハイブリッド証券の方が普通社債よりも利回りが高く、また期待リターンも高くなります。その一方で、リスクは普通社債に比べてハイブリッド証券の方が高くなり、また弁済順位は普通社債に比べて低いという特徴もあります。また一部のハイブリッド証券については償還時に株式に転換されるものもあります。



- 弁済順位とは、発行体が経営破綻に陥った場合に、債権者等に対して残余財産を弁済する順位のことであり、弁済順位の高位のものから弁済されます。

- ! 上図はハイブリッド証券の特性を示したイメージ図であり、各証券の特性すべてを網羅するものではありません。

## <各ハイブリッド証券の概要>

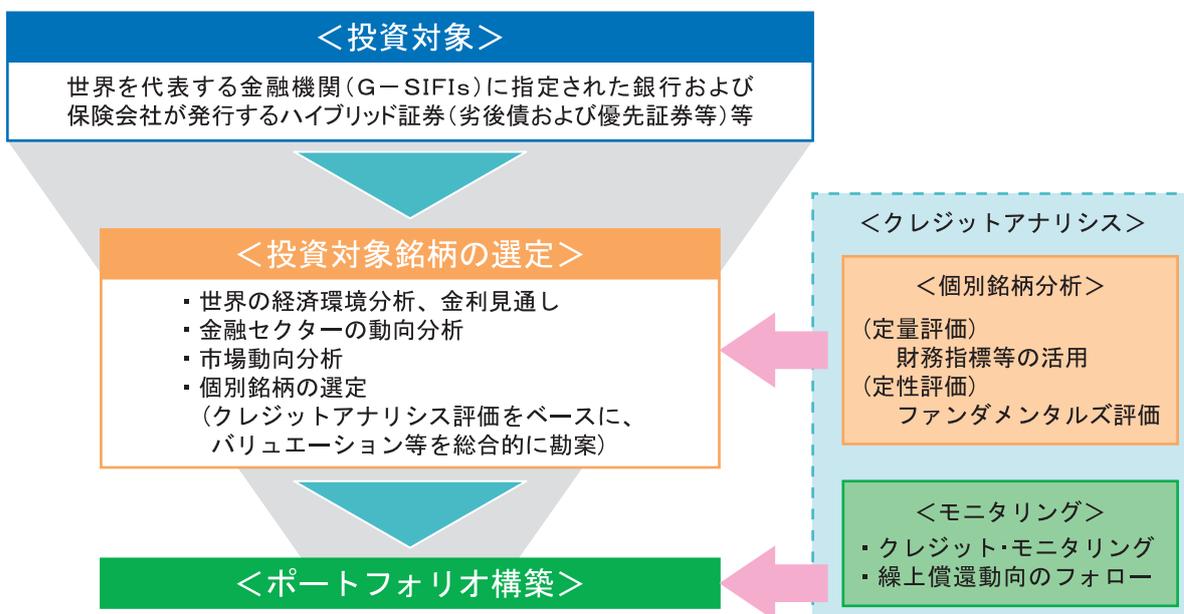
- ❗ 劣後債とは、発行体の経営破綻時に、弁済順位が普通社債よりも劣る分、普通社債と比べて利回りは高くなります。満期が定められている「期限付劣後債」と、満期が定められていない「永久劣後債」があり、永久劣後債は満期が定められていない分、一般的には期限付劣後債よりも利回りは高くなります。
- ❗ 優先証券とは、発行体の経営破綻時に、弁済順位が普通社債や劣後債よりも劣る分、普通社債や劣後債と比べて利回りは高くなります。配当や、会社の解散時に債務を弁済した後に残る財産に関する分配については、株式より優先されます。また発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息(配当)の支払いが停止される可能性があります。

## 運用方法／運用プロセス

### 信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎えるハイブリッド証券等に投資を行い、原則として償還まで保有します。

- 信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎えるハイブリッド証券等に投資を行い、ファンド償還時についての金利変動リスクの低減を図りつつ、主として利子(配当)収入の確保をめざします。
  - ❗ 投資するハイブリッド証券等が繰上償還可能日を迎えた場合でも、発行体が繰上償還を行うとは限りません。繰上償還可能日に繰上償還とならなかった場合やファンドを途中解約した際には、信託期間終了までの間に売却することになりますが、その売却価格は証券の償還価格を下回る可能性があります。
- 信託期間内に組入証券が償還した場合などには、信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎える他のハイブリッド証券のほか、普通社債や国債等にも再投資することがあります。
  - ❗ 再投資に伴い、ハイブリッド証券の組入比率が低下することがあります。
  - ❗ 再投資するハイブリッド証券、普通社債、国債等は、当初投資した組入銘柄に比べ、償還または繰上償還可能日までの期間が短くかつ低い利回りのものである可能性があり、その結果ファンドの償還日が近づくにつれ、ファンドの利回りが低下する場合があります。
- 設定当初に構築したポートフォリオの利回りが信託期間終了日まで継続するわけではありません。

### <運用プロセスのイメージ>



- ❗ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
  - ❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ( )でご覧いただけます。

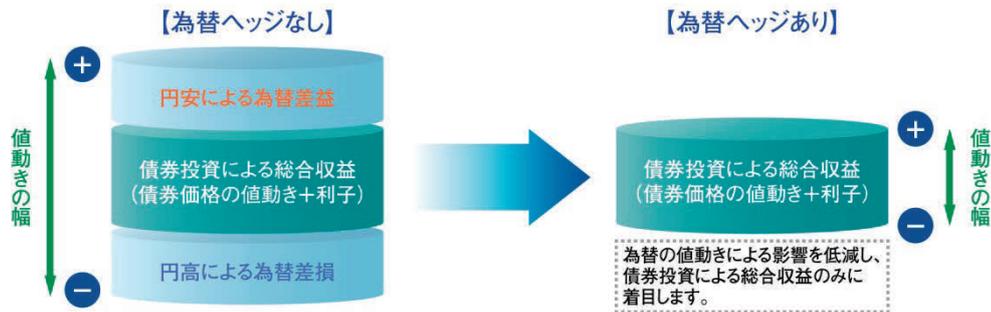
## 為替対応方針

原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

### 為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストがかかります。

<投資リターンのイメージ図>



❗ 上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

## 分配方針

- 年1回の決算時(6月28日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2017年6月28日です。)

## 主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 市場リスク



(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。

### 信用リスク



組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性リスク



有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、ファンドが組み入れる劣後債および優先証券等は、一般の公社債と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

ハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)への投資には次のような特徴があり、市場・信用・流動性の各リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

(弁済の劣後)

一般的にハイブリッド証券の法的弁済順位は株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破たん等に陥った場合、普通社債等の元利金が支払われてもハイブリッド証券は元利金の支払いを受けられないことがあります。また、ハイブリッド証券は、一般的に同一発行体の普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。

(繰上償還延期・前倒し)

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還(コール)条項が付与されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券もあり、これらの証券が市場で予想されていた期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合、また市場で予想されていた期日以前に償還される場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

(利息・配当の繰り延べまたは停止)

利息または配当の支払い繰り延べ条項を有するハイブリッド証券は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待される利払いや配当が得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落する可能性があります。

(株式等への転換)

一部のハイブリッド証券には、発行体の判断で実質的に株式等に転換する条項が付与されている場合があります。これらの証券が転換される、もしくは転換されると見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

(制度変更等)

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドは、格付けの低い投資適格未満の普通社債、劣後債および優先証券等に投資する場合があります。格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

ファンドは、金融機関が発行するハイブリッド証券等に投資が集中するため、個別の金融機関の財務状況および業績等に加え、金融当局の政策方針など金融業種固有の要因による影響をうける場合があります。市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

## その他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

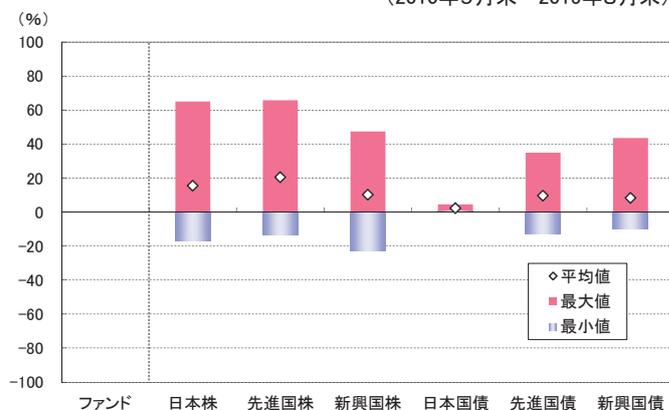
## 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

### ●ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

・ファンドの運用は、2015年12月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

### ●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2010年9月末～2015年8月末)



・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大・最小騰落率(%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-	+15.5	+20.5	+10.3	+2.3	+9.6	+8.3
最大値	-	+65.0	+65.7	+47.4	+4.5	+34.9	+43.7
最小値	-	-17.0	-13.6	-22.8	+0.4	-12.7	-10.1

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・2010年9月～2015年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

# 運用実績

## 1 基準価額・純資産の推移

ファンドの運用は、2015年12月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## 2 分配の推移

ファンドの運用は、2015年12月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## 3 主要な資産の状況

ファンドの運用は、2015年12月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## 4 年間収益率の推移

ファンドの運用は、2015年12月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

・ ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購 入	購入の申込期間	2015年11月24日から2015年12月28日まで
	購入単位	販売会社が定める単位 ➤ 販売会社にご確認ください。
	購入価額	1口当たり1円 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
	設定の中止	募集金額が15億円を下回った場合、または下回ることが予想される場合には、委託会社の判断により、ファンドの設定を中止する場合があります。
換 金	換金単位	販売会社が定める単位 ➤ 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申 込 制 限 等	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
	申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日、その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日は、換金のお申込みができません。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
	換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信 託 期 間	信託期間	2019年6月28日まで(2015年12月29日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 ・ 分 配	決算日	毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日) ※第1回目の決算日は2017年6月28日
	収益分配	年1回の決算時に分配を行います。
そ の 他	信託金の限度額	500億円
	公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( )に掲載します。
	交付運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課 税 関 係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度・配当控除は適用されません。

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		費用または費用を対価とする役務の内容
<b>購入時</b>		
購入時手数料	ありません。	—
<b>換金時</b>		
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.5% ※償還時には、信託財産留保額はかかりません。	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		費用または費用を対価とする役務の内容
<b>保有期間中</b>		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年0.8964%(税抜 年0.83%) 配分 (委託会社) 年0.432% (販売会社) 年0.432% (受託会社) 年0.0324%	(委託会社) ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 (販売会社) 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価 (受託会社) 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	売買委託手数料等、監査費用、外国での資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	売買委託手数料: 有価証券等を売買する際に発生する費用 監査費用: ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用 保管費用(カストディアン): 外国での資産の保管等に要する費用

※ 運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、運用管理費用(信託報酬)は毎計算期間を最初の6か月とその翌日から計算期末までに区分した各期間の末日ならびに換金時または償還時に、監査費用は毎計算期間の6か月終了日および毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。

※ 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限ります。)には消費税等相当額が含まれます。

※ 投資者にご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金（解約）時 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 上記は2015年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



# グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド (為替ヘッジあり)2015-12

単位型投信 / 内外 / 債券



## からのご留意事項

◎当ファンドは預金ではなく [ ] は元本を保証しておりません。また、預金保険制度の対象ではありません。◎投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動リスク等があり、お受取金額が投資元金を大きく下回ることがあります。したがって投資元金および運用成果が保証されているものではありません。◎ご購入に際しては、保有期間中の運用管理費用(信託報酬)等の費用がかかります。◎ご購入に際しては、必ず最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」により商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。◎当ファンドをお取引いただくか否かが [ ] におけるお客さまのほかの取引に影響を与えることはありません。◎当ファンドの購入代金に充当するための借入れを前提とした購入申込みはお受けできません。

## 〔金融商品仲介口座を通じたご購入について〕

●当ファンドは [ ] の投資信託口座のほかに金融商品仲介口座( [ ] の証券取引口座)を通じたお取扱いをしております。●金融商品仲介口座を通じたご購入に際しては、あらかじめ [ ] の証券取引口座の開設が必要です(金融商品仲介口座の開設をお申込みいただくと、お取引口座は [ ] に開設されます)。

ご購入の際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)は [ ] の本・支店までご請求ください。

投資信託口座を通じたお取扱いの場合

お申込み / 販売会社は

金融商品仲介口座を通じたお取扱いの場合

お問合せ・ご照会は

設定・運用は

## ファンドの特色



### 1 世界を代表する金融機関 (G-SIFIs) が発行するハイブリッド証券 (劣後債および優先証券等) 等を主要投資対象とします。

- ハイブリッド証券の中でも、G-SIFIsに指定された銀行および保険会社が発行する証券に主に投資を行うことにより、信用リスクを抑制しつつ、高い利回りの獲得をめざします。
- 財務の健全性の観点から、ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペインに属する金融機関が発行する証券は原則として組み入れません。
- 当初ポートフォリオ構築時における平均格付けは「BBB-格」相当以上とします。
  - ・平均格付けとは、当該ファンドが保有している有価証券に係る信用格付けを加重平均したものであり、当該ファンドに係る信用格付けではありません。



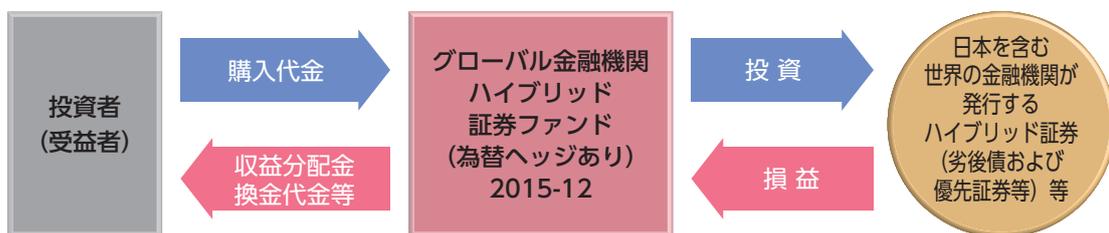
### 2 信託期間が約3年6ヵ月の単位型投資信託です。信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎えるハイブリッド証券等に投資を行い、原則として償還まで保有します。

- 信託期間は、原則として2015年12月29日から2019年6月28日までです。
- 信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎えるハイブリッド証券等に投資を行い、ファンド償還時についての金利変動リスクの低減を図りつつ、主として利子 (配当) 収入の確保をめざします。
  - ・信託期間内に組入証券が償還した場合などには、信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎える他のハイブリッド証券のほか、普通社債や国債等にも再投資することがあります。
  - ・再投資に伴い、ハイブリッド証券の組入比率が低下することがあります。
  - ・再投資するハイブリッド証券、普通社債、国債等は、当初投資した組入銘柄に比べ、償還または繰上償還可能日までの期間が短かつ低い利回りのものである可能性があり、その結果ファンドの償還日が近づくにつれ、ファンドの利回りが低下する場合があります。
  - ・設定当初に構築したポートフォリオの利回りが信託期間終了日まで継続するわけではありません。



### 3 外貨建て資産については原則として対円で為替ヘッジを行います。

- 為替予約取引を通じて為替変動リスクの低減を図ります。



### 4 年1回の決算時 (6月28日 (休業日の場合は翌営業日)) に分配を行います。

- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。
- 初回決算日は、2017年6月28日です。

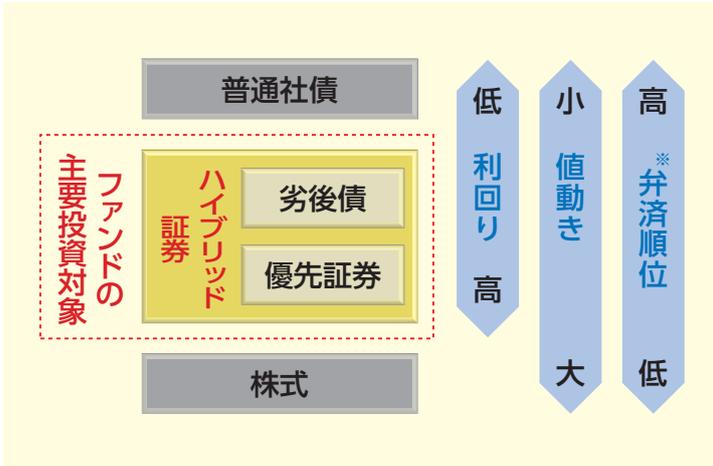
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドのリスクについては、「投資リスク」をご参照ください。

# ハイブリッド証券とは

ハイブリッド証券とは、企業の資金調達手段の1つであり、債券と株式の特徴を合わせ持つ有価証券です。一般に利息（配当）が定められており、満期時や繰上償還時に額面で償還される等、債券に似た性質を有しています。

## ハイブリッド証券のイメージ



### 劣後債

発行体の経営破綻時に弁済順位が普通社債よりも劣る債券。満期のある「期限付劣後債」と満期のない「永久劣後債」に大きく分けられます。

### 優先証券

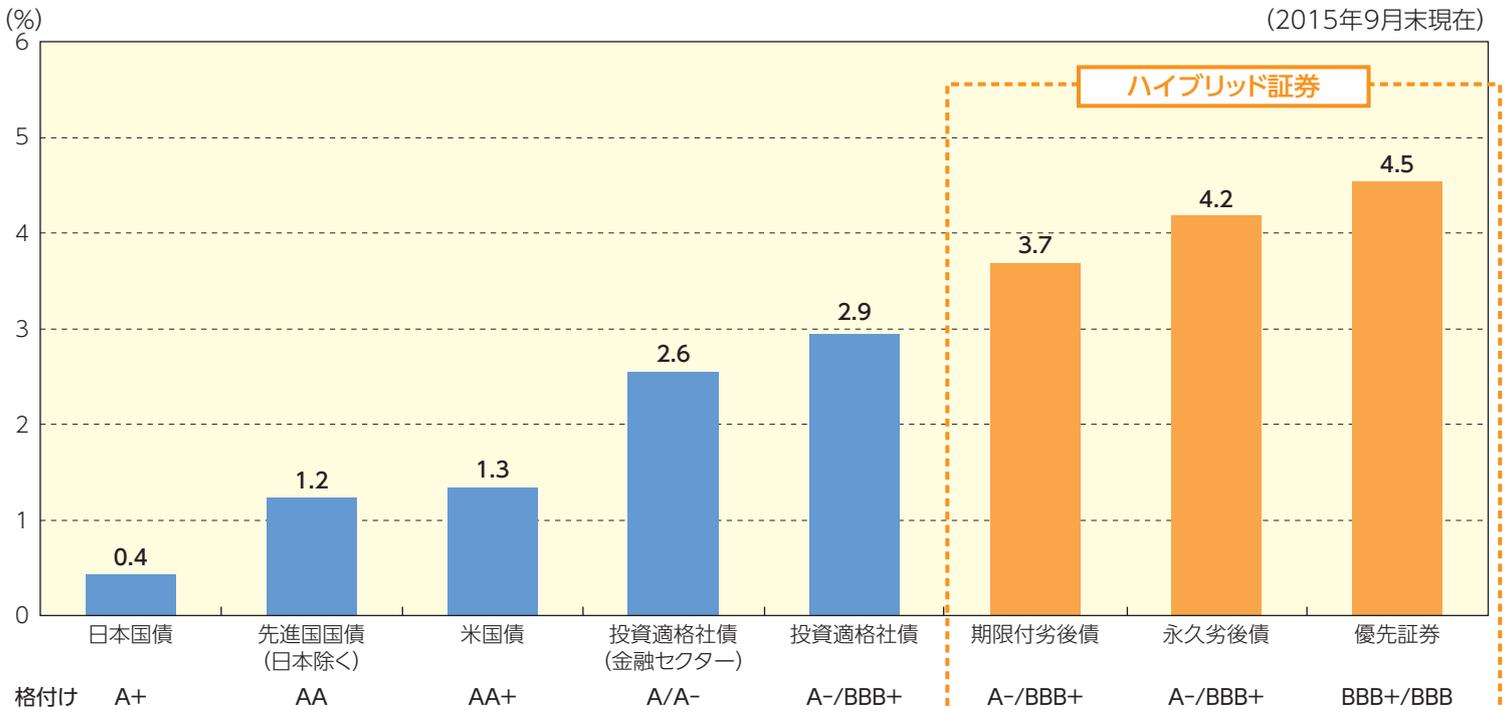
発行体の経営破綻時に弁済順位が普通社債や劣後債よりも劣る証券。配当や会社解散時の残余財産に関する分配については、株式より優先されます。

※弁済順位とは、発行体が経営破綻に陥った場合に、債権者等に対して残余財産を弁済する順位のことであり、弁済順位の高位のものから弁済されます。  
 ・上記はハイブリッド証券の特性を示したイメージ図であり、各証券の特性すべてを網羅するものではありません。

# ハイブリッド証券の魅力的な利回り水準

ハイブリッド証券の利回りは、**相対的な弁済順位の低さ**などから、先進国の国債・投資適格社債を上回る水準にあります。ファンドは、こうしたハイブリッド証券のなかでも、信用力のある金融機関が発行する銘柄を中心に投資適格未満（BBB-未満）のハイブリッド証券にも投資を行います（P7、モデルポートフォリオご参照）。

## ハイブリッド証券と各債券の利回り比較



・上記グラフは指数を使用しており、ファンドの運用実績を示すものではありません。指数については、P9をご覧ください。また、格付けについては、各指数の出所元のデータを表示しています。(ハイブリッド証券、投資適格社債についてはレンジで表示 (例：A-/BBB+は、A-とBBB+の間にあるという意味))。  
 ・上記のハイブリッド証券に関する各指数は、投資適格の銘柄のみで構成されています。また利回りは、償還までの利回りではなく、繰上償還を考慮した利回りを表示しています。

(出所) ブルームバーグ社、パークレイズ社のデータより [ ] 作成

・上記は、過去の実績・状況です。本見通しなしいし分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、為替・税金・手数料等を考慮していません。

# 信用力のある金融機関への投資 ～G-SIFIsとは～

## 世界を代表する金融機関「G-SIFIs」

G-SIFIsとは、各国の金融監督当局等で構成される金融安定理事会 (FSB) がグローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関として指定した金融機関です。G-SIFIsに指定されると、一般の金融機関よりも厳しい財務健全性が要求されることになります。

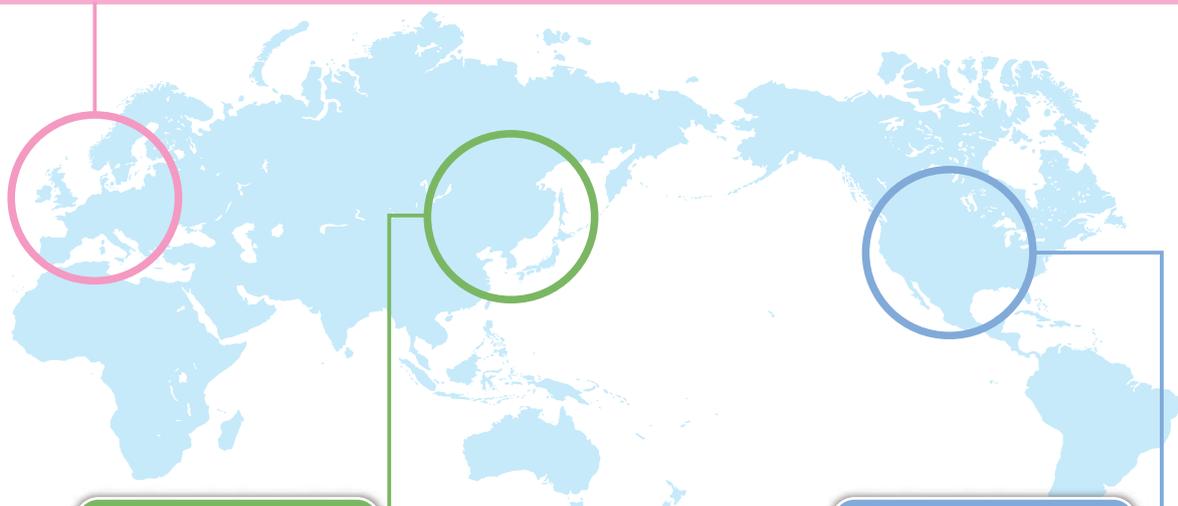
2015年9月末時点において、以下の39の金融機関が選定されています。なお、G-SIFIsのリストは原則として毎年更新されるため、今後変更となる場合があります。

### G-SIFIsに選定されている金融機関一覧

(2015年9月末時点)

#### 欧州

国	業種	名称	格付け	国	業種	名称	格付け
英国	銀行	HSBC	A	イタリア	銀行	ウニクレディト	BBB-
		スタンダード・チャータード	A-		保険	ゼネラル保険	-
		パークレイズ	BBB	オランダ	銀行	ING銀行	A-
	ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド	BBB-	スイス		銀行	UBS	BBB+
	保険	アビバ			クレディ・スイス	BBB+	
フランス	銀行	プルデンシャル	A+	スウェーデン	銀行	ノルデア	AA-
		BNPパリバ	A+	スペイン	銀行	BBVA	BBB
		BPCE	A		サンタンデール	BBB+	
		クレディ・アグリコル	A	ドイツ	銀行	ドイツ銀行	BBB+
	ソシエテ・ジェネラル	A	保険		アリアンツ	AA	
保険	アクサ	A-					



#### アジア

国	業種	名称	格付け
中国	銀行	中国銀行	A
		中国工商銀行	A
		中国農業銀行	A
	保険	中国平安保険	-
日本	銀行	みずほフィナンシャル・グループ	A-
		三井住友フィナンシャル・グループ	A-
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	A

#### 米国

国	業種	名称	格付け	
米国	銀行	JPモルガン・チェース	A	
		ウェルズ・ファーゴ	A+	
		ゴールドマン・サックス	A-	
		シティグループ	A-	
		ステート・ストリート	A+	
		バンク・オブ・アメリカ	A-	
		バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	A+	
		モルガン・スタンレー	A-	
		保険	アメリカン・インターナショナル・グループ	A-
			プルデンシャル・ファイナンシャル	A
	メットライフ		A-	

・上記は、G-SIFIsに指定されている金融機関をご紹介しますものであり、実際の組入れを示唆・保証するものではありません。また、いかなる個別銘柄の売買等も推奨するものではありません。

・格付けは、S&P (スタンダード・アンド・プアーズ) 社の長期外国通貨建て発行体格付けです。

(出所) 金融安定理事会 (FSB)、ブルームバーグ社の資料等をもとに作成

## 新しい自己資本比率規制の導入により財務健全性の向上が期待される「G-SIFIs」

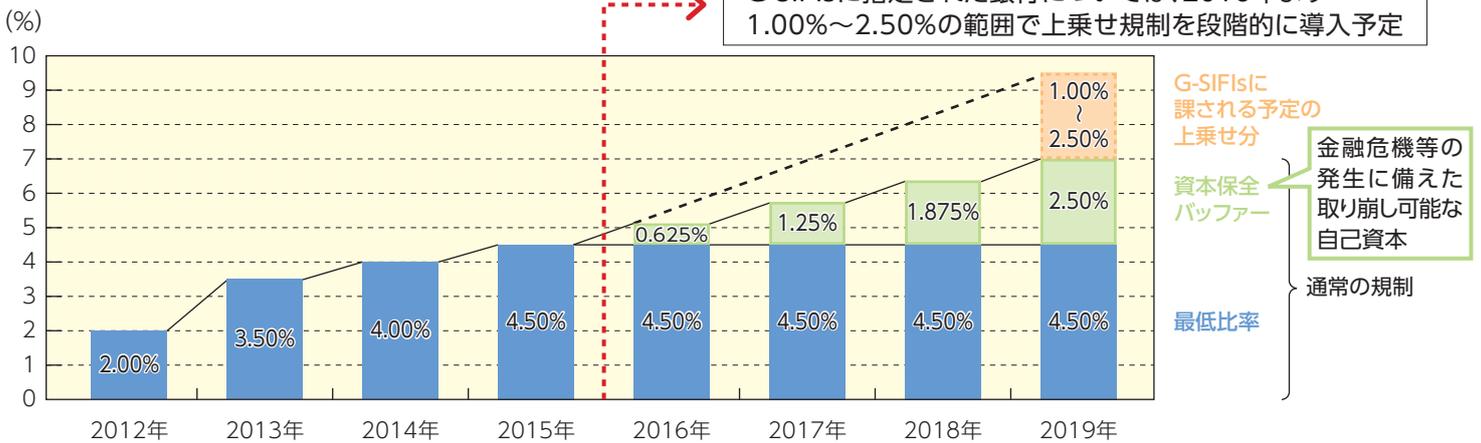
世界的な金融危機の再発防止のため、銀行については、2010年9月に合意されたバーゼルⅢで金融機関の自己資本の「質」と「量」の更なる強化が求められることとなります。

当ファンドの投資対象の中心となるG-SIFIsに含まれる銀行に対しては、通常の規制に加えて1.00～2.50%の追加の普通株式等Tier1資本(普通株式や内部留保などから構成される自己資本の中核となる部分)の積み増しが要求されており、財務健全性の向上が期待されます。

また、保険会社についても、2019年より新たな資本規制の導入が予定されています。

### バーゼルⅢにおける普通株式等Tier1比率の段階的導入スケジュール

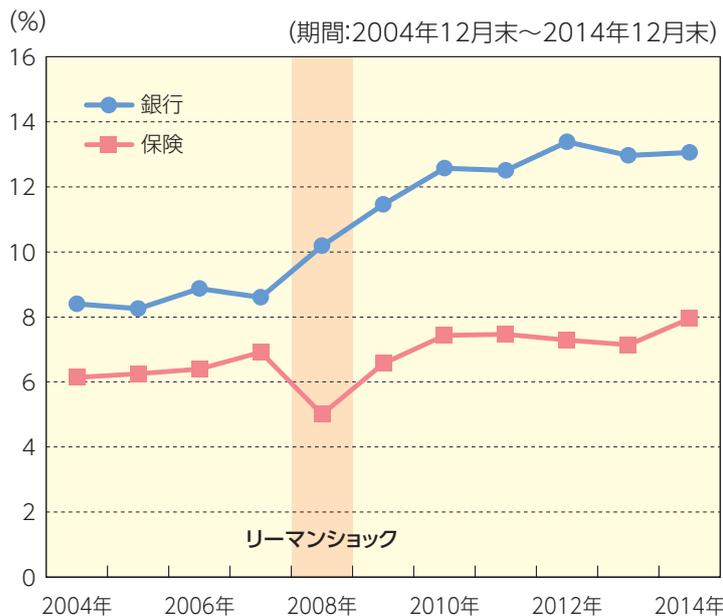
#### 【普通株式等Tier1比率】



上記の他、「その他Tier1」資本に算入される優先証券等や、「Tier2」資本に算入される劣後債等についても、算入要件が厳格化されます。また、「カウンターシクリカル資本バッファ」といわれる、各国のおかれた経済状況や景気サイクルに応じて、各国がその水準を可変的に設定(0.00%～2.50%)できる規制等が課される見込みです。

(出所) 金融庁の資料等をもとに [ ] 作成

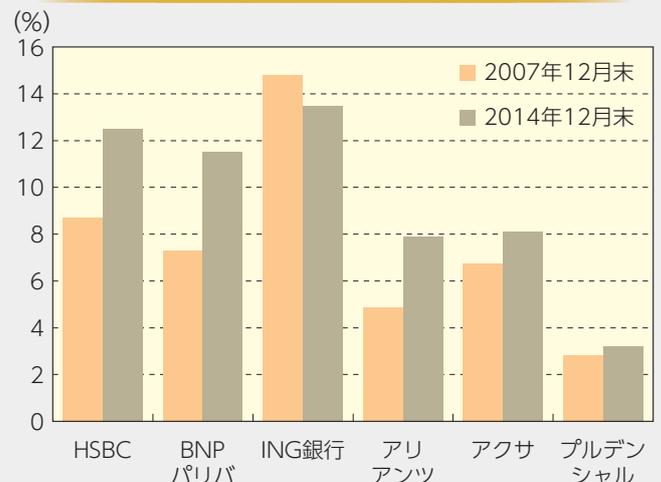
## G-SIFIsに選定された金融機関の自己資本比率の推移



・上記は2015年9月末時点で金融安定理事会(FSB)により選定されているG-SIFIsの自己資本比率(銀行はTier1自己資本比率)を、銀行・保険ごとに単純平均して算出しています。

### 【ご参考】

#### 主な金融機関の自己資本比率



(出所) 金融安定理事会(FSB)、ブルームバーグ社のデータより [ ] 作成

・上記は、過去の実績・状況です。本見通し分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

# ファンドの運用について

## ～信託期間内に繰上償還が見込まれる銘柄への投資～

ファンドは、信託期間内に償還、または繰上償還可能日を迎えるハイブリッド証券等に投資を行い、ファンド償還時についての金利変動リスクの低減を図ります。

■ 以下の繰上償還を促進する要因を背景に、繰上償還可能日に繰上償還される可能性は高まっています。

■ 調査分析を通して繰上償還される可能性が高いと判断される銘柄に投資を行います。

### ハイブリッド証券の繰上償還が促進される要因

#### 資金調達コストの低下

- 先進国の低金利政策等を背景として、金融危機前後と対比して資金調達コストは大幅に低下しています。
- 金融危機の前後に発行されたハイブリッド証券は高クーポンのため資金調達手段として割高である場合が多く、コストの削減を目的とした繰上償還が予想されます。

#### グローバルな金融機関に対する資本規制の厳格化

- 金融危機を契機としてグローバルな金融機関への資本規制は厳格化される傾向にあります。



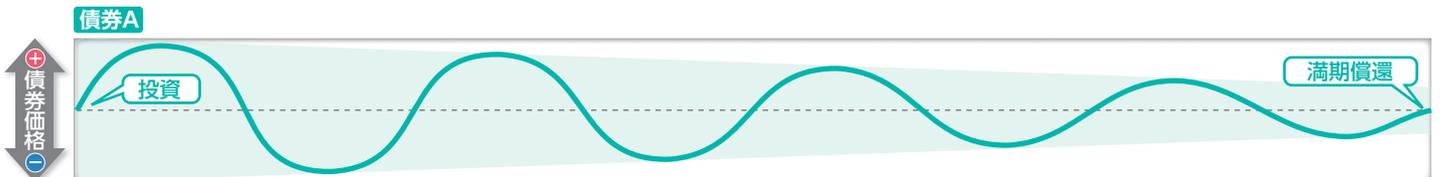
・上記見通しのない分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

## 持ち切り運用による金利変動リスクの低減

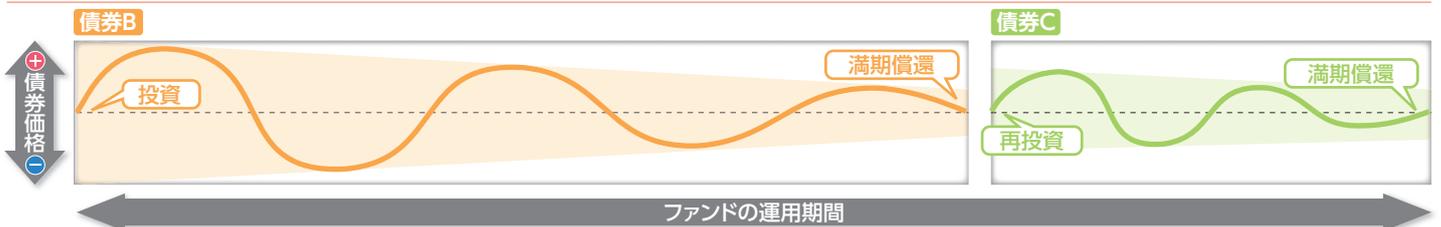
債券価格は満期償還日に近づくにつれて償還価格に収束し、安定する傾向があります。満期償還まで保有することによって、保有期間中の価格変動にかかわらず、安定したリターンを期待することができます。

当ファンドでは信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎える銘柄に投資を行い、原則として償還まで保有する「持ち切り運用」を基本戦略とすることで、ファンド償還時における金利変動リスクの低減を図ります。

#### パターン①債券を満期保有した場合



#### パターン②債券の満期償還後に再投資した場合



・上記は理解を深めていただくためのイメージ図です。

・発行体の経営・財務状況の悪化等、組入銘柄のデフォルト懸念が高まると判断される場合等においては、償還日より前に当該組入銘柄を売却することがあります。

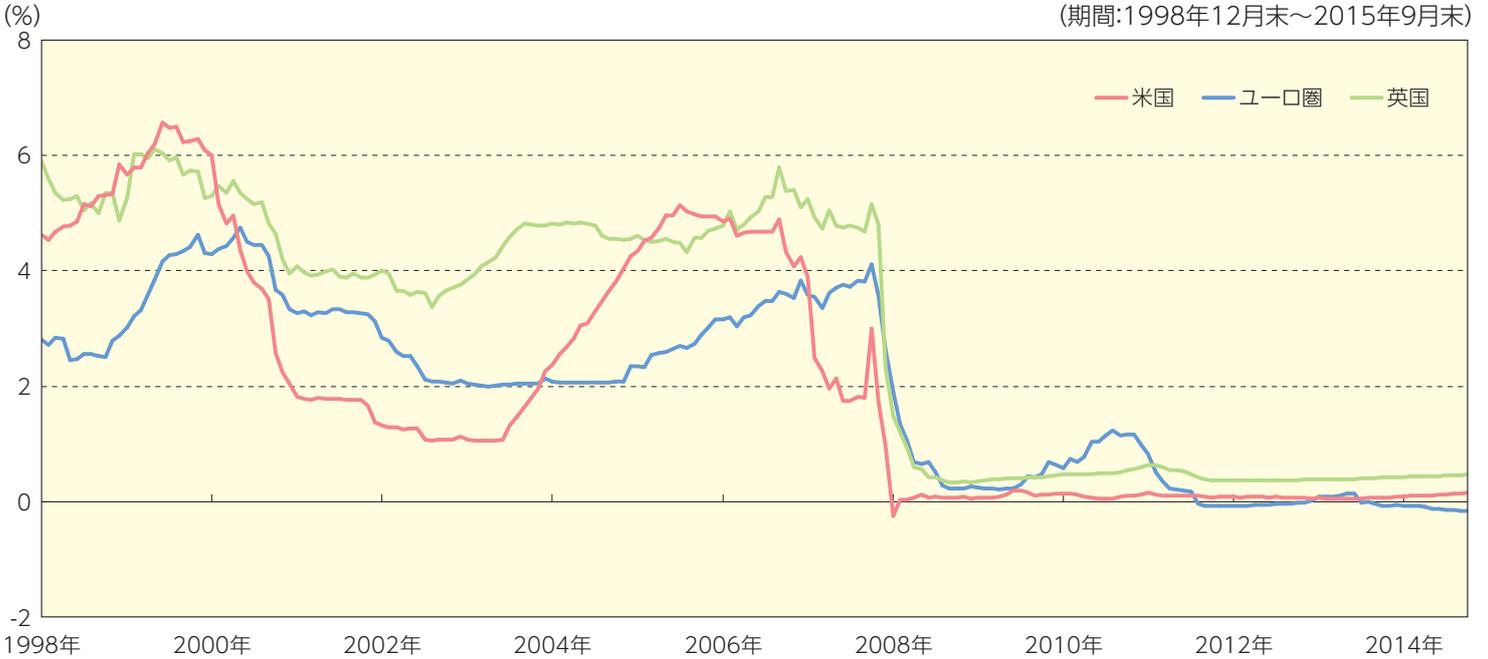
・再投資した銘柄は、当初投資した銘柄に比べ、償還までの期間が短くかつ低い利回りのものである可能性があります。

# 為替ヘッジについて

当ファンドでは、為替ヘッジを行うことにより、為替変動によるリスクを抑えて安定した運用をめざします。為替ヘッジにおいては、投資対象通貨と円の短期金利差に基づく為替ヘッジコストがかかる場合があります。

足下では、米国・ユーロ圏・英国とも低金利の状況が続いており、低水準な為替ヘッジコストで為替変動リスクを抑制できる投資環境にあります。しかし、過去においては金利水準が高い時期もあり、今後**為替ヘッジコストが短期金利差の変動に伴い拡大した場合**には、**基準価額の下落要因となる可能性**があります。

日本と各国・地域の短期金利差の推移



・短期金利は1ヶ月LIBORで、日本と各国・地域の金利差です。  
 ・為替ヘッジにより、完全に為替変動リスクを抑制できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたっては、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合にこれらの短期金利差に基づくヘッジコストがかかります。

(出所) ブルームバーグ社のデータより ██████████ 作成

## ご参考 | 各通貨の変動

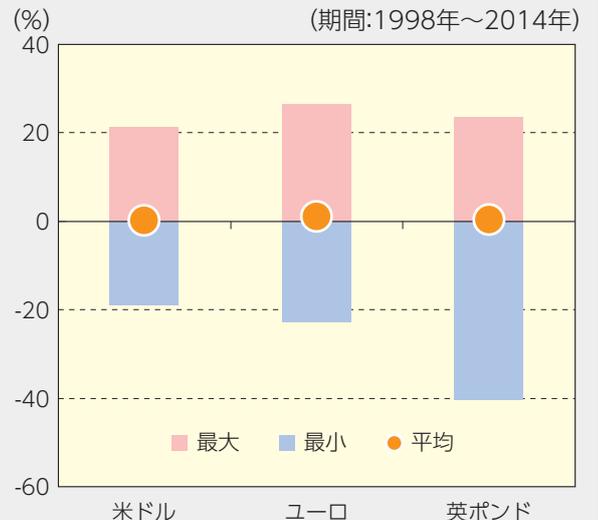
過去の為替レート(対円)の推移をみると、年により大きく変動しています。

為替レート(対円)の推移



・上記3通貨(米ドル・ユーロ・英ポンド)は、モデルポートフォリオの投資対象通貨です。

為替レート(対円)の年間変化率



・為替の変化率は、暦年ベース(前年12月末～当年12月末)で年次変化率を算出し、その最大上昇率、最大下落率および平均を表示しています。

(出所) ブルームバーグ社のデータより ██████████ 作成

・上記は、過去の実績・状況です。本見通し不利益分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりません。

# モデルポートフォリオ

以下は設定後に運用が開始されるファンドのイメージをご理解いただくことを目的とした「モデルポートフォリオ」をご紹介するものであり、ファンドの実際のポートフォリオを表すものではありません。また、ファンドの投資成果を示唆・保証するものではありません。

(2015年9月30日現在)

## 【ポートフォリオ特性】

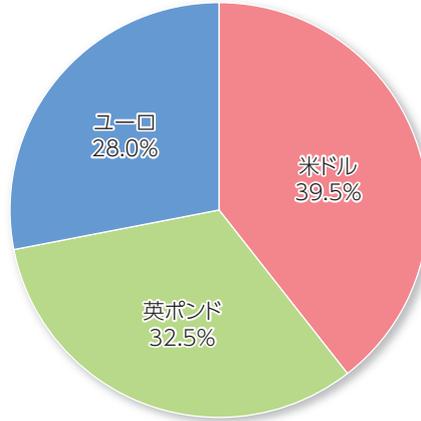
最終利回り*1	3.3%
平均残存期間*1	2.4年
平均格付け*2	BBB+
銘柄数	32

\*1モデルポートフォリオの最終利回りおよび平均残存期間は、個別銘柄ごとに、三菱UFJ国際投信が想定する償還日を使用して計算しています（繰上償還条項が付与されている銘柄は原則として直近の繰上償還日、付与されていない銘柄は償還日を使用）。

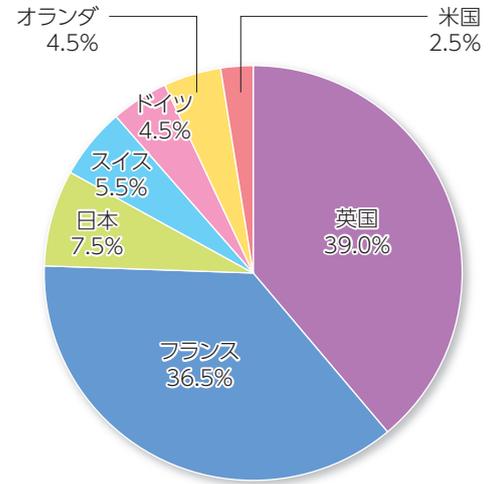
\*2平均格付けとは、基準日現在で当該ポートフォリオに組み入れられている有価証券に係る信用格付けを加重平均したものであり、当該ファンドに係る信用格付けではありません。

・平均残存期間は、各銘柄の残存年数を額面で加重平均したものです。

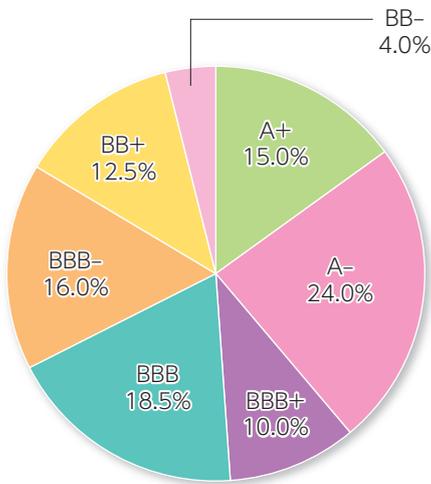
## 【通貨別比率】



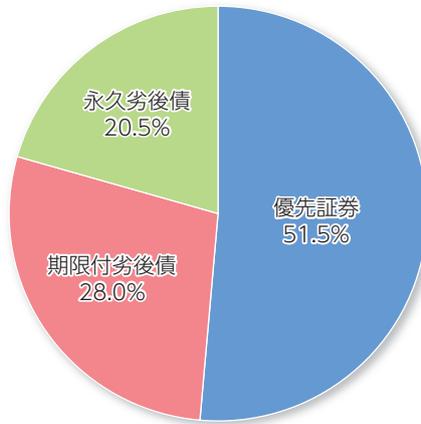
## 【国別比率】



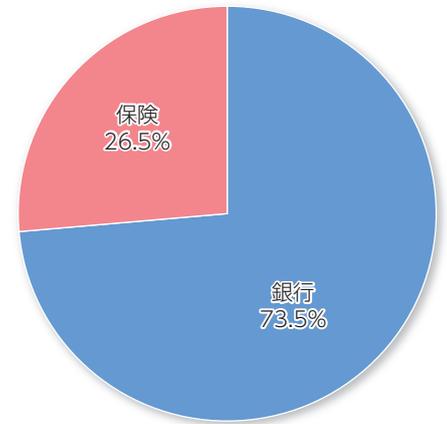
## 【格付け別比率】



## 【証券種別比率】



## 【業種別比率】



上記最終利回り(3.3%、2015年9月30日現在)は、各銘柄の最終利回りを加重平均して算出しており、組み入れた銘柄は、期間の経過に伴い順次償還を迎えるため、上記最終利回りがファンドの信託期間中を通して得られるわけではありません。また、XXXXXXXXXXが想定する繰上償還日に繰上償還が実施されない場合には、ファンドの利回りが低下する場合があります。信託期間内に組入銘柄が償還した場合には、信託期間内に償還または繰上償還日を迎えるハイブリッド証券、普通社債、国債等に再投資します。再投資に伴い、ハイブリッド証券の組入比率が低下することがあります。また、当初投資した組入銘柄に比べ、償還または繰上償還日までの期間が短かつ低い利回りのものである可能性があり、その結果ファンドの償還日が近づくにつれ、ファンドの利回りが低下する場合があります。詳細は、次頁に掲載の「期間の経過に伴う利回りの変化について」をご覧ください。

(出所 XXXXXXXXXX 作成)

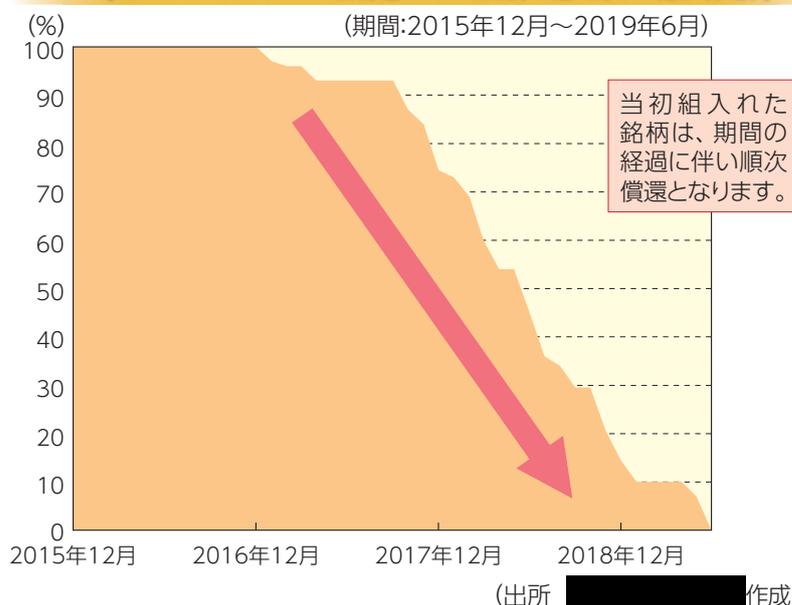
・格付けは原則、S&P社、Moody's (ムーディーズ・インベスターズ・サービス) 社、Fitch (フィッチ・レーティングス) 社の格付けを採用しています。複数社の格付けがある場合は、原則として高い方を採用しています。  
 ・上記各比率はモデルポートフォリオを構成する債券の評価額に対する比率です。  
 ・四捨五入の関係で上記の数値を合計しても100%にならないことがあります。  
 ・上記は、過去の実績・状況です。本見通しなし分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

## 期間の経過に伴う利回りの変化について

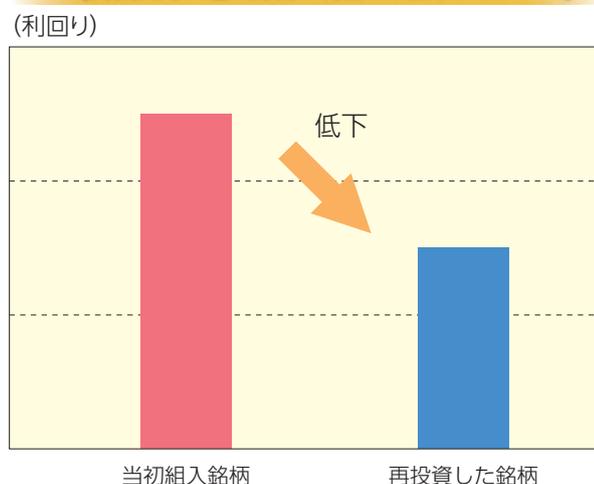
当ファンドでは、期間の経過に伴い、当初組み入れた銘柄は順次償還を迎えるため<sup>(※1)</sup>、利子収入は減少し、ファンド全体の利回りも低下することになります。そのため、信託期間内に償還を迎える別の債券等に再投資します。

再投資時点の市場環境にもよりますが、再投資する銘柄の利回りが当初組み入れた銘柄よりも低いものとなる傾向があり<sup>(※2)</sup>、その場合はポートフォリオ全体の利回りも低下することになります。

※1【モデルポートフォリオに当初組み入れた銘柄の組入比率の推移(予想)】



※2【再投資時に組入銘柄の利回りが低下するケース】



償還後は別の銘柄に再投資を行いますが、残存期間が短くなるため当初組み入れた銘柄に比べて利回りが低いものとなる傾向があります。

上記グラフは、モデルポートフォリオ当初組入銘柄について、時間の経過と組入比率の推移を表したものです。なお、各銘柄の償還日(線上償還日を含む)は [ ] 想定する償還日に基づき作成しています。

- ・上記は理解を深めていただくためのシミュレーションであり、実際の運用成果とは異なります。
- ・上記は、モデルポートフォリオ当初組入銘柄の各月末時点での組入比率の推移です。ファンドの実績ではなく、ファンド設定後に実際に組み入れられる銘柄はモデルポートフォリオと異なる場合があります。

## 繰上償還延期・前倒しによるハイブリッド証券価格への影響

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還(コール)条項が付与されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。ハイブリッド証券は繰上償還されることを前提として取引されていることが多く、これらの証券が市場で予想されていた期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合、また、繰上償還が前倒しで行われる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあり、その場合ファンドの基準価額にも影響を与えることとなります(繰上償還延期・前倒しのリスク)。

## 当資料で使用している指数について

### ■ 期限付劣後債【パークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティーズ・インデックス (Lower Tier2)】

パークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティーズ・インデックス (Lower Tier2) とは、パークレイズが算出する世界のハイブリッド証券のうち、金融セクターが発行する期限付劣後債等の値動きを表す指数です。

### ■ 永久劣後債【パークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティーズ・インデックス (Upper Tier2)】

パークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティーズ・インデックス (Upper Tier2) とは、パークレイズが算出する世界のハイブリッド証券のうち、金融セクターが発行する永久劣後債等の値動きを表す指数です。

### ■ 優先証券【パークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティーズ・インデックス (Tier1)】

パークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティーズ・インデックス (Tier1) とは、パークレイズが算出する世界のハイブリッド証券のうち、金融セクターが発行する優先証券等の値動きを表す指数です。

### ■ 投資適格社債【パークレイズ・グローバル社債インデックス】

パークレイズ・グローバル社債インデックスとは、パークレイズが算出する世界の投資適格社債の値動きを表す指数です。

### ■ 投資適格社債 (金融セクター)【パークレイズ・グローバル社債インデックス (金融)】

パークレイズ・グローバル社債インデックス (金融) とは、パークレイズが算出する世界の投資適格社債のうち、金融セクターが発行する社債の値動きを表す指数です。

パークレイズ・インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社 (パークレイズ) が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。

### ■ 先進国国債 (日本除く)【シティ世界国債インデックス (除く日本)】

シティ世界国債インデックス (除く日本) とは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

### ■ 日本国債、米国債【シティ世界国債インデックス (各国別)】

各国の国債は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、各国国債の総合収益率を指数化した債券インデックスです。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本資料において格付け等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付け等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め (これに限られません。)、明示黙示を問わずいかなる保証も行わず、本資料において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、懲戒的、補償的、懲罰的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失 (逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。) について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものでもありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依拠すべきものではありません。

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

## 市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。

## 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

## 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、ファンドが組み入れる劣後債および優先証券等は、一般の公社債と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

ハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)への投資には次のような特徴があり、市場・信用・流動性の各リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

(弁済の劣後) 一般的にハイブリッド証券の法的弁済順位は株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破たん等に陥った場合、普通社債等の元利金が支払われてもハイブリッド証券は元利金の支払いを受けられないことがあります。また、ハイブリッド証券は、一般的に同一発行体の普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。

(繰上償還延期・前倒し) 一般的にハイブリッド証券には、繰上償還(コール)条項が付与されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券もあり、これらの証券が市場で予想されていた期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合、また市場で予想されていた期日以前に償還される場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

(利息・配当の繰り延べまたは停止) 利息または配当の支払い繰り延べ条項を有するハイブリッド証券は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待される利払いや配当が得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落する可能性があります。

(株式等への転換) 一部のハイブリッド証券には、発行体の判断で実質的に株式等に転換する条項が付与されている場合があります。これらの証券が転換される、もしくは転換されると見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

(制度変更等) 将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドは、格付けの低い投資適格未満の普通社債、劣後債および優先証券等に投資する場合があります。格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

ファンドは、金融機関が発行するハイブリッド証券等に投資が集中するため、個別の金融機関の財務状況および業績等に加え、金融当局の政策方針など金融業種固有の要因による影響をうける場合があります。市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

## ■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## ■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

# グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)2015-12

ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

※ [redacted] でお申込みの場合

## お申込みメモ

**購入**  
**購入の申込期間**  
2015年11月24日から2015年12月28日まで  
**購入単位**  
分配金受取りコース(一般コース): 1万円以上1円単位  
**購入価額**  
1口当たり1円  
※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。

**換金**  
**換金単位**  
投資信託口座: 1円以上1円単位、または1口以上1口単位、または全部。  
金融商品仲介口座: 1口以上1口単位、または全部。  
**換金価額**  
換金申込受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額  
**換金代金**  
原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目にお支払いします。

**締切**  
**申込締切時間**  
原則として、午後3時までに受け付けた換金のお申込みを当日のお申込み分とします。

**制限等**  
**申込不可日**  
ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日、その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日は、換金のお申込みができません。

**換金制限**  
ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みを制限を設ける場合があります。

**換金申込受付の中止および取消し**  
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。

**信託期間**  
**信託期間**  
2019年6月28日まで(2015年12月29日設定)  
**繰上償還**  
受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。

**決算日**  
毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日)  
※第1回目の決算日は2017年6月28日

**収益分配**  
年1回の決算時に分配を行います。  
ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。  
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少および基準価額の下落要因となります。

**課税**  
**課税関係**  
課税上、株式投資信託として取り扱われます。少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。

## ファンドの費用・税金

◎お客さまが直接的に負担する費用

<b>購入時</b>	<b>購入時手数料</b>	ありません。
<b>換金時</b>	<b>信託財産留保額</b>	換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.5% ※償還時には、信託財産留保額はかかりません。

◎お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

<b>保有期間中</b>	<b>運用管理費用(信託報酬)</b>	純資産総額×年0.8964%(税抜年0.83%)
	<b>その他の費用・手数料</b>	売買委託手数料等、監査費用、外国での資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- 運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、運用管理費用(信託報酬)は毎計算期間を最初の6か月とその翌日から計算期末までに区分した各期間の末日ならびに換金時または償還時に、監査費用は毎計算期間の6か月終了日および毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。
- 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限り)には消費税等相当額が含まれます。
- お客さまにご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**税金**  
個人受益者については、収益分配金ならびに換金時および償還時の価額から取得費を控除した利益に対して課税されます。なお、法人の課税は異なります。また、税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社(信託財産の運用の指図等)

[redacted]

受託会社(信託財産の保管・管理等)

[redacted]

販売会社(購入・換金の取扱い等)

[投資信託口座を通じたお取扱いの場合]

[redacted]

[金融商品仲介口座を通じたお取扱いの場合]

[redacted]

(金融商品仲介業務等を行う登録金融機関: [redacted])

販売会社の照会先は以下の通りです。

[redacted]

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 本資料は [redacted] が作成した販売用資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

## 第3回 利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)

[ 期 間 ]  
25年

## 年 利 率 ( 税 引 前 )

当初5年 年3.00%

(2016年9月30日の翌日から2021年9月30日まで)

5年後以降 6ヵ月ユーロ円ライボ<sup>※1</sup>+3.16%

(2021年9月30日の翌日から2036年9月30日まで)

20年後以降 6ヵ月ユーロ円ライボ<sup>※1</sup>+3.36%

(2036年9月30日の翌日から2041年9月30日まで)

※1. 利率基準日(※2)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁に表示されるロンドン銀行間市場における  
円の6ヵ月預金のオファード・レート

※2. 各利息計算期間(※3)の開始直前の利払日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。)

※3. 直前の利払日の翌日から、次回利払日までの各期間

募集期間：2016年9月12日～2016年9月29日

- ◆ 利 払 日：毎年3月・9月の30日(初回利払日：2017年3月30日)  
利払日が東京における銀行休業日にあたる時は、その支払いは前銀行営業日に繰り上げます。
- ◆ 発 行 日：2016年9月30日
- ◆ 償 還 日：2041年9月30日(期間25年)  
本社債は発行体の選択により、2021年9月30日以降の各利払日に  
期限前償還される場合があります
- ◆ 発 行 価 格：各社債の金額100円につき金100円
- ◆ お申込単位：額面100万円単位
- ◆ 格 付 け：BBB (JCR)

本社債と同時に主に国内の機関投資家を対象として  
第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)および同第2回利払  
繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)が発行されます。

## 利払いの停止に関するリスク

発行体は、その裁量により、本社債の利息の支払いの全部または一部を繰り延べることができます。本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額は、発行体はその裁量により、その全部または一部を支払うことができます。また、本社債の利息の支払いの全部が繰り延べられた場合であっても、劣後株式<sup>\*1</sup>または同順位証券<sup>\*2</sup>について配当または利息の支払いが必ずしも停止されるわけではなく、係る配当または利息の支払いが行われた場合には、原則として、発行体は、係る支払いの後に到来する本社債の利払日において本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額を弁済するべく、営利事業として実行可能<sup>\*3</sup>な限りの合理的な努力を行います。

したがって、本社債は、利払いが停止されている期間、その期待されたキャッシュ・フローを生じず、本社債権者（本社債の社債権者をいう。以下同じ。）は本社債に関して予定した利息収入の全部または一部を得られない可能性があります。また、劣後株式または同順位証券について配当または利息の支払いが行われた場合であっても、本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全部の支払いを受けることができない可能性があります。

- ※1. 「劣後株式」とは、発行体普通株式ならびに剰余金の配当および残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券に劣後する発行体が今後発行する発行体普通株式以外の株式をいいます。
- ※2. 「同順位証券」とは、最優先株式<sup>\*4</sup>および同順位劣後債務<sup>\*5</sup>をいいます。
- ※3. 「営利事業として実行可能」とは、発行体の証券（社債を含む。）の発行もしくは募集または借入れに重大な障害を生じさせない場合をいいます。ただし、当該証券または借入れに関して支払われ得る価格、利率または配当率を考慮しません。
- ※4. 「最優先株式」とは、発行体の今後発行する株式であって、剰余金の配当および残余財産の分配を受ける権利に関して発行体普通株式に優先するもの（複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位のもの。ただし別記「本社債の劣後性に関するリスク」においては残余財産の分配を受ける権利に関して最上位のもの。）をいいます。
- ※5. 「同順位劣後債務」とは、発行体の債務であって、別記「本社債の劣後性に関するリスク」に定める劣後支払条件と実質的に類似する発行体の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続における支払いに関する条件および権利を有し、その利息に係る権利および償還または返済条件が、本社債と実質的に同等のもの（本社債ならびに2016年9月16日に発行する第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）ならびに第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する発行体の債務を含む。）または発行体の財務状態および業績に応じて決定されるものをいいます。

## 償還に関するリスク

### 1. 発行体の選択による期限前償還について

発行体は、2021年9月30日以降の各利払日（以下「任意償還日」という。）に、発行体の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可。）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全部の支払いとともに期限前償還することができます。また、本社債の払込期日以降に以下に示す事由（税制事由<sup>\*1</sup>または資本性変更事由<sup>\*2</sup>）が発生し、かつ継続している場合、発行体は、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、期限前償還しようとする日が2021年9月30日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、期限前償還しようとする日が2021年9月30日以降の日である場合には、各社債の金額100円につき金100円の割合で、期限前償還しようとする日までの経過利息を付して、本社債につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全額の支払いとともに期限前償還することができます。

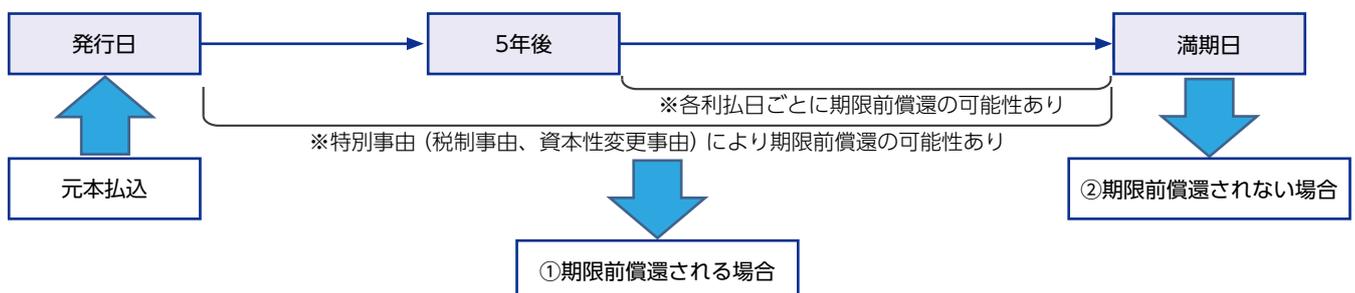
係る期限前償還がなされた場合、本社債権者は予定した将来の金利収入を得られなくなり、また、係る期限前償還された金額をその時点での一般実勢レートで再投資したときに、投資家は係る期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利金と同等の利回りが得られない可能性があります。

- ※1. 「税制事由」とは、日本の法令またはその運用もしくは解釈により、発行体に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、発行体にとって著しく不利益な税務上の取り扱いがなされ、発行体の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいいます。
- ※2. 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社日本格付研究所およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社またはそれらの格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）のうち1社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、当該信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、または、書面による通知が発行体に対してなされたことをいいます。

### 2. 社債権者の選択による期限前償還について

本社債権者は、発行体に対して本社債の期限前償還を求める権利を有していません。

#### ●期限前償還のイメージ



# 主なリスクとご留意点

## 信用リスク

本社債は無担保の債務であり、発行体が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性があります。

## 本社債の劣後性に関するリスク

本社債には劣後特約が付されており、発行体に関し、清算手続が開始された場合、もしくは破産法の規定に基づく破産手続開始、会社更生法の規定に基づく更生手続開始もしくは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定があった場合、または日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続もしくはこれらに準ずる手続が開始された場合（以下「劣後事由」という。）、劣後請求権（発行体の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権もしくは再生債権またはこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。以下同じ。）は、すべての上位債務<sup>※1</sup>が全額の満足を受けた場合に限り発生し（係る条件を「劣後支払条件」という。）、かつ、劣後事由の発生日において最優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額<sup>※2</sup>の範囲でのみ、支払い（配当を含む。）の対象となります。また、すべての上位債務がその債権額につき全額の満足を受けない限りは、本社債権者は、発行体に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺することが認められません。

したがって、劣後事由の発生時以降は、本社債権者は、その元利金の全部または一部の支払いを受けられない可能性があります。

- ※1. 「上位債務」とは、同順位劣後債務に関する発行体の債務を除く、劣後債務（2014年12月19日発行の第1回無担保社債（劣後特約付）および2015年2月9日発行の第2回無担保社債（劣後特約付）に関する発行体の債務を含む。）を含む発行体のあらゆる債務をいいます。
  - ※2. 「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において最優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務（本社債に関する発行体の債務を含む。）が、それぞれ最優先株式であったならば、発行体の残余財産から各本社債権者に対して支払いがなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいいます。
- なお、本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられまたは期限が到来することはありません。

さらに、発行体は、本社債の社債要項上、本社債の発行後に新たに上位債務を負担することが制限されておりません。

## 信用格付に関するリスク

本社債に付与される信用格付は、債務履行の確実性（信用リスク。）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される。）ことがあります。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。本社債に付与される信用格付について、発行体の経営状況または財務状況の悪化、発行体に適用される規制の変更や信用格付業者による将来の格付基準の見直し等により格下げがなされた場合、本社債の価格および市場での流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 価格変動リスク

本社債の価格は、市場金利等の変動、発行体の経営状況または財務状況の変化および本社債に付与された格付けの状況等により変動し、その結果、売却する場合において投資元本を割り込む可能性があります。

## 本社債の流通に関するリスク

本社債の発行時においてその活発な流通市場は形成されておらず、また係る市場が形成される保証はありません。したがって、本社債権者は、本社債を売却できないか、または希望する条件で売却できない可能性があります。なお、本社債の買入消却は、発行体の任意によるものであり、本社債権者は、発行体に対して買入消却を求める権利を有していません。

## 税制の変更に関するリスク

本社債の元利金に関する税制または係る税制に関する解釈・運用・取り扱いが変更され、本社債の取得時点の予定を上回る源泉課税に服することとなった場合、本社債権者の予定していた元利金収入の額が減少する可能性があります。この場合であっても発行体は本社債について何ら追加的支払いの義務を負いません。

## 計算上の変動利率がマイナスとなった場合の影響について

本社債の利率は、2021年9月30日の翌日以降、年2回の利率基準日のロンドン銀行間市場における円の6ヵ月預金のオフアード・レート（6ヵ月ユーロ円ライボー）に連動する変動利率に移行しますが、今後の日本銀行の金融政策等の影響により、本社債の変動利率が計算上マイナスになる可能性があります。そのような場合であっても、発行体は、本社債に関して、計算上マイナスとなった利率相当額の支払いを本社債権者に対して求めることを想定しておりません。

## 手数料等諸費用について

- 円貨建債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 口座管理料は無料です。
- ご購入の際は、募集期間中に当社店頭窓口へお申し付けください。
- 本社債のご購入を検討される際には、本社債ならびに発行者に関する詳しい情報が記載された「目論見書」および「契約締結前交付書面」をあらかじめお渡しいたしますので、必ずご覧ください。「目論見書」および「契約締結前交付書面」のご請求・お問い合わせは当社店頭窓口まで。
- 販売額に限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。

## 本社債に関する税金について（個人のお客さまの場合）

本社債のような特定公社債等の利子および譲渡（償還）損益に対する課税は、2016年から上場株式等の配当・分配金および譲渡損益に対する課税と一体化されており、おおむね以下のようになります。

### ●利子に対する税金

20.315%の源泉徴収が行われた後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。

### ●譲渡（償還）益に対する税金（譲渡益・償還差益が発生した場合）

上場株式等（特定公社債等を含みます、以下同じ。）の譲渡所得等として申告分離課税の対象になります。

### ●譲渡（償還）損の取り扱い（譲渡損・償還差損が発生した場合）

上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の利子・配当所得との損益通算、または翌年以後3年間の繰越控除の適用ができます。

### ●特定口座の利用

特定口座の利用が可能です。利子についても源泉徴収ありの特定口座に受け入れることができます。

※身体障害者手帳の交付を受けられている方、遺族に関する公的年金を受給されている方などは、所定の手続きで利子に税金がかからない非課税制度をご利用いただけます。手続きの方法や、必要な書類については、当社店頭窓口までお問い合わせください。

「目論見書」および「契約締結前交付書面」のご請求・お問い合わせは、お近くの                      または                      コールセンター受付専用ダイヤルへどうぞ。

ご投資への最終決定は、お客さまご自身でなされるようお願いいたします。

# 2018年3月9日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建債券

申込期間：2016年9月8日(木)～2016年9月15日(木)

## ■ 年利率

# 3.51%

 (税引後 2.796%※)

※税引後の利率は、20.315%の税金が差し引かれた利率であり、小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しています。

## ■ 期間 約1.5年

最短の場合、約3ヵ月で期限前償還される場合があります。

### <本債券の特徴>

- 日経平均株価の変動リスクを取ることで、一般的な同期間の固定利付債と比較して、相対的に高い金利を享受できる可能性があります。ただし、日経平均株価の変動を受け損失が生じる場合があります。
  - 日経平均株価の動向により、満期償還日より前に期限前償還される場合があります。
- ※償還については、中面をご参照ください。

### <売出要項>

発 行 者	[REDACTED]		
発 行 日	2016年9月15日 ※利息起算日：2016年9月16日		
受 渡 期 日	2016年9月16日	条件設定日	2016年9月16日
利 払 日	初 回：2016年12月9日 2回目以降：毎年3月、6月、9月、12月の各9日(年4回)		
償 還 日	満期償還日：2018年3月9日 期限前償還日：2016年12月9日から2017年12月9日までの各利払日		
売 出 価 格	額面金額の100%	申 込 単 位	500万円以上、100万円単位
格 付*	Aaa (Moody's) AAA (S&P) 長期発行者格付(2016年8月18日現在) *格付について ・本格付は、今後見直しが行われる可能性があります。 ・本格付は、金融商品取引法第66条の27の規定に基づく信用格付業者としての登録をしていない格付業者が付与した格付です。		

- 当 初 価 格 …… 条件設定日における日経平均株価終値
- トリガー価格 …… 当初価格の100% ※0.01円未満を四捨五入
- ノックイン価格 …… 当初価格の65% ※0.01円未満を四捨五入

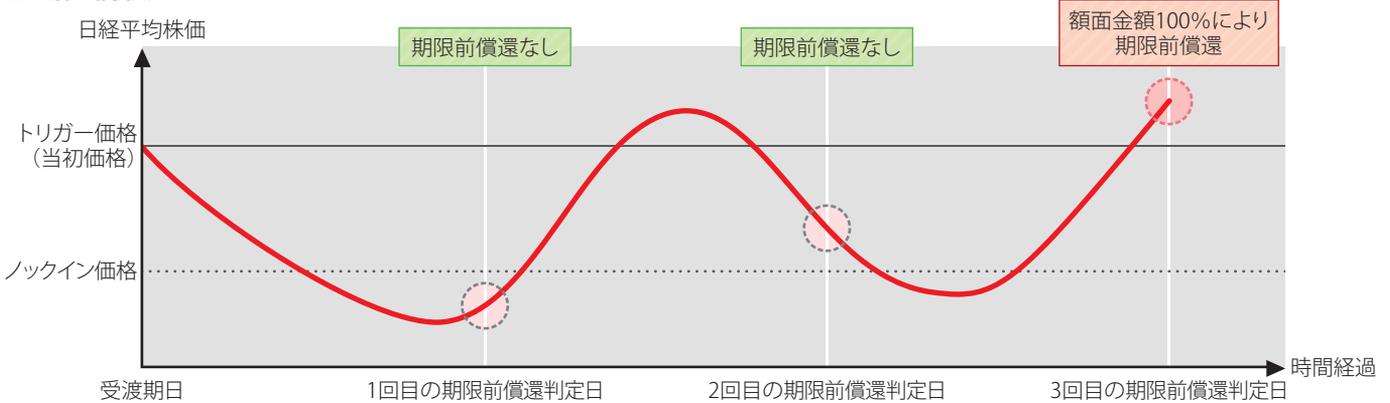
—「主なりリスク」および「ご投資にあたっての留意点」を必ずご確認ください。—

# 償還について

## 期限前償還 最短の場合、約3ヵ月で期限前償還されます。

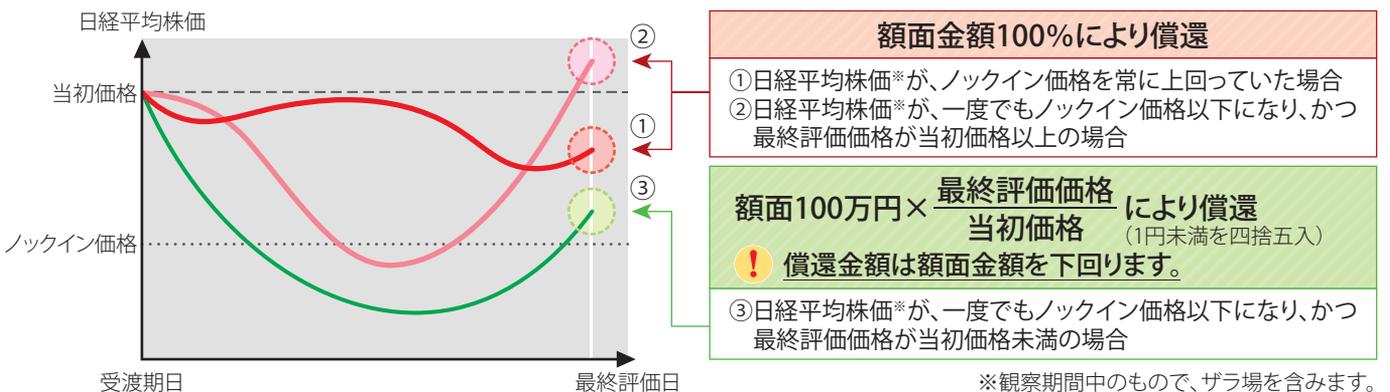
- 期限前償還判定日の日経平均株価終値がトリガー価格以上の場合、その直後の期限前償還日に額面金額の100%で期限前償還されます。
- ザラ場を含めた日経平均株価がノックイン価格以下になった場合でも、上記事由が発生した場合は期限前償還されます。

### ■ 期限前償還のイメージ (3回目の期限前償還判定日に期限前償還が決定する場合)



期限前償還判定日……各期限前償還日の10取引所営業日前の日

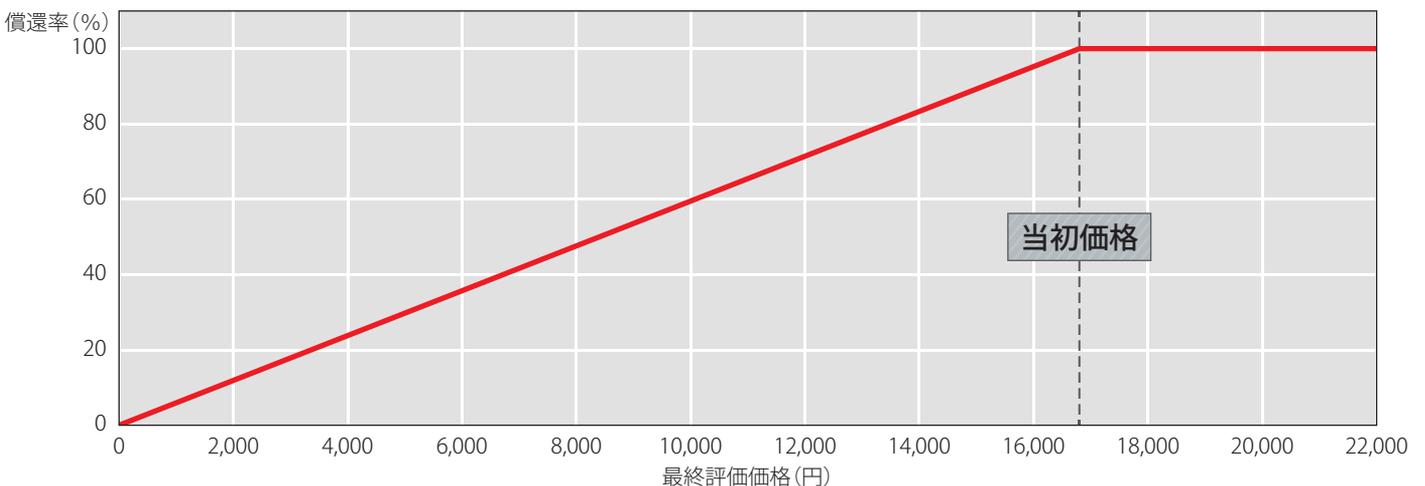
## 満期償還 期限前償還されなかった場合、下記のいずれかの方法により満期償還日に償還されます。



観 察 期 間……条件設定日の翌取引所営業日から最終評価日までの期間  
最 終 評 価 日……満期償還日の10取引所営業日前の日  
最 終 評 価 価 格……最終評価日における日経平均株価終値

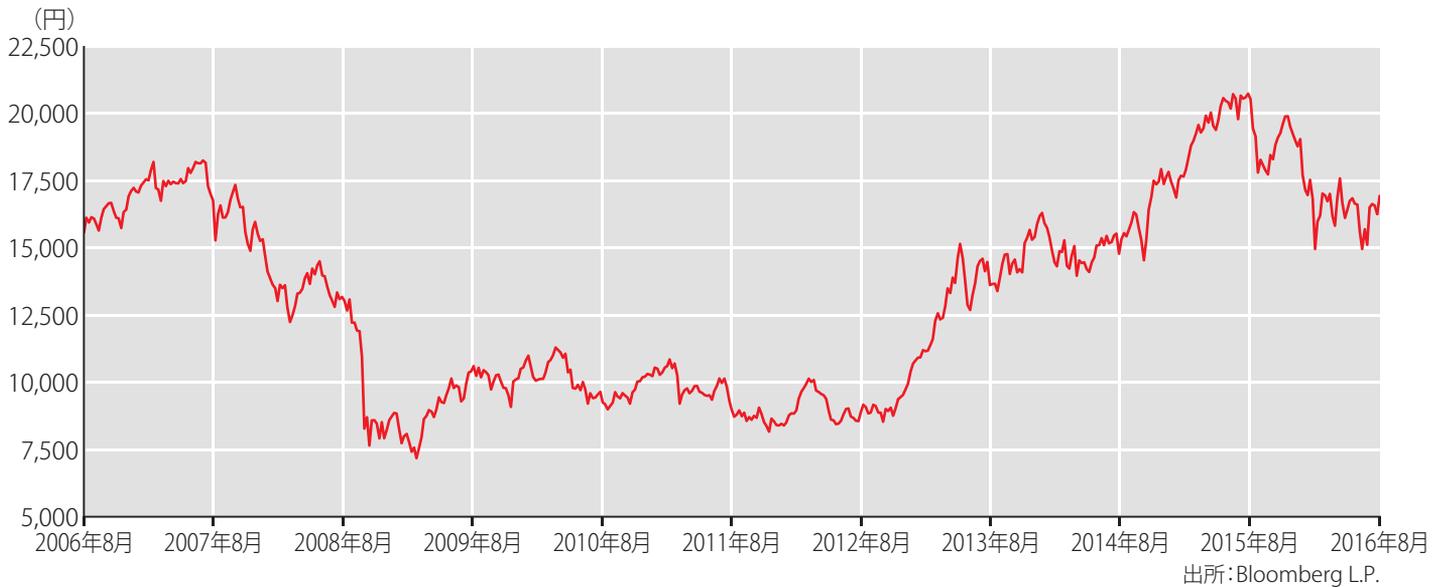
### <最終評価価格と償還率>

～日経平均株価(観察期間中のもので、ザラ場を含む。)が、一度でもノックイン価格以下になった場合～  
〔仮定条件〕当初価格 16,800円



## 参照指数について

### <日経平均株価終値の推移>



※「日経平均株価」(日経平均)に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。

## 発行者概要

## 主なりスク

- 本債券の価格は、日経平均株価の下落、日経平均株価の予想変動率の上昇、市場金利の上昇などにより、購入価格を下回り損失が生じるおそれがあります。
- 発行者の経営・財務の状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により価格が上下し、中途売却の場合に投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の信用状況の悪化等により、元本や利金の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生又は元本の削減等がなされるリスクがあります。  
なお、債券の発行者が金融機関である場合は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 日経平均株価が観察期間中にロックイン価格以下となった場合、満期償還金額が投資元本を割り込むことがあります。
- 本債券に関する流通市場は確立されていないため、ご購入直後でも、評価用参考価格や中途売却価格は購入価格を10%以上下回る場合があります。また、中途売却できない場合があります。
- 本債券が期限前償還され、再投資を行う場合、市場実勢によっては再投資運用利回りが低下することがあります。また、期限前償還された場合には期限前償還日以降の利息は生じません。

## 想定損失額について

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標である日経平均株価の過去データに基づく、本債券の想定損失額のシミュレーションです(将来における実際の損失額を示すものではありません)。

※発行者(含む保証会社等)のデフォルト等、市場環境次第では、以下の想定損失額にかかわらず、投資額のほぼ全額を毀損する可能性があります。

### 日経平均株価の最大下落率\*(過去データ)

- 本債券の満期までの期間は約1.5年ですが、1990年4月1日から2016年7月31日までの観測期間のうち、日経平均株価は2年間で最大62%下落しました。

\*最大下落率:観測期間における、各取引日を起算日とした2年間の期中下落率のうち、最大のもの

### 満期償還時の想定損失額

- 本債券の満期償還時における日経平均株価が、当初価格より上記と同様に62%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して62%相当となります。

※将来において、上記の最大下落率を超えて下落した場合、あるいは、発行者(含む保証会社等)の信用リスク要因、もしくはその他の要因により、実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。なお、上記の満期償還時における想定損失額について、償還までの受取利息は考慮していません。

### 期中の想定損失額

- 下記の仮定条件に基づき、本債券の発行直後において、日経平均株価のみが、当初価格より上記と同様に62%下落したと想定した場合、期中の想定損失額(損失見込額)は額面に対して59%相当となります。

[仮定条件] 利率 年2.50%

※上記のシミュレーションは、上記記載の前提に基づく理論値です。

※その他の条件(金利、日経平均株価の予想変動率、発行者(含む保証会社等)の信用力、残存期間など)が異なる場合や、日経平均株価が上記の最大下落率を超えて下落した場合、中途売却時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく期中の想定損失額(損失見込額)から更に拡大する可能性があります。なお、上記の期中の想定損失額については、理論値としての受取利息を考慮していますが、満期償還時の想定損失額については、理論値としての受取利息を考慮していないため、両者の想定損失額が異なる要因の一つとなっております。

※上記のシミュレーションは、観察期間中に日経平均株価が一度でもノックイン価格以下になった場合を前提としています。また、配当金は考慮していません。

※上記の想定損失額は本債券の流動性を考慮したものではありません。本債券は流通市場が形成されておらず、また、将来形成される予定もありません。したがって、中途売却できる保証はありません。

※上記のシミュレーションは試算日(2016年8月12日現在)の市場環境に基づき、簡易な手法により試算したものです。

## 評価用参考価格と売却価格の乖離について

- 中途売却時における実際の売却価格には、評価用参考価格\*と異なり、本債券の流動性コスト(債券買取業者等が一定期間債券を保有することを前提として債券の売り手に転嫁する資金負担コストやポジションヘッジコスト等)などが反映されます。

- したがって、実際の売却価格は評価用参考価格を大きく下回る可能性があり、その場合、実際の売却価格は評価用参考価格より、額面価格に対して10%以上下回る可能性があります(例えば、評価用参考価格が額面価格の80%の場合、実際の売却価格は額面価格の70%未満となる場合があります)。

\*「評価用参考価格」とは、ご購入後において、本債券の資産評価の目安となる価格です。実際の売却価格とは異なります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

本書面に記載されたシミュレーションの内容、図表およびグラフは過去データや仮定条件に基づくものであり、将来の投資結果および市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。

# 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

## 1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## 2. 無登録の格付会社について

### 【スタンダード&プアーズ】

■格付会社グループの呼称について  
S&Pグローバル・レーティング(※)

■同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号  
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。  
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について  
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

■信用格付の前提、意義及び限界について  
S&Pグローバル・レーティングの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。  
信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。  
S&Pグローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質及び量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pグローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンス又は独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

(※)「S&Pグローバル・レーティング」は2016年4月28日付で「スタンダード&プアーズ・レーティング・サービス」から名称を変更しました

### 【ムーディーズ】

■格付会社グループの呼称について  
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号  
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。  
ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について  
ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)))

の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ■信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

### 【フィッチ・レーティングス】

■格付会社グループの呼称について  
フィッチ・レーティングス

■同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号  
同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。  
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について  
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### ■信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)の格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年4月30日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上

## ご投資にあたっての留意点

- 本債券をご購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 利金・償還金のお支払いは各利払日・償還日の翌営業日以降となる場合があります。
- 個人のお客さまの場合、利子所得、売却損益および償還差損益は申告分離課税の対象となります。本債券の課税上の取扱いについては必ずしも明確ではなく、上記と異なる可能性があります。詳しくは税理士等にご相談ください。また、将来において税制改正が行なわれた場合は、それに従うことになります。
- 外国証券取引口座の設定が必要となります。「外国証券取引口座約款」を必ずお受取ください。
- お申し込みにあたっては、本債券および発行者の詳細を記載した販売説明書を当社よりお渡ししますので、あらかじめ十分にご確認の上、ご投資の最終決定はお客さまご自身でなされるようお願いいたします。
- 販売会社によって申込単位が異なる場合があります。
- 販売額には限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。また市場環境の変化等その他の理由により、販売が中止となる可能性があります。
- 本債券に関する価格情報については、当社までお問い合わせください。
- <金融商品仲介によりご購入される場合>本債券は預金ではなく、元本・利回りは保証されていません。また預金保険制度の対象ではありません。

— お申し込みにあたっては、必ず販売説明書をご覧ください。 —

お問い合わせ、販売説明書のご請求は…

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

☎ ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ  
②基準価額のご照会  
③給付金などの請求のお手続き  
④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き

☎ ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ  
②基準価額のご照会  
③給付金などの請求のお手続き  
④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き

営業時間:月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00

現在の積立利率、基準価額、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、  
のホームページでもご覧いただけます。

ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」(年4回)
- 3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。
- 目標値到達による「定額の円貨建年金保険への移行」のお知らせ
- \*ご契約時に「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加された方のみ、目標値到達時にご郵送します。
- \*移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回ご郵送します。

ご検討、お申込みの際は、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。  
「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入の際は、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者への役割について

生命保険契約は、お客さまととの間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合は照会先[ ]までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品はを引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

\*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

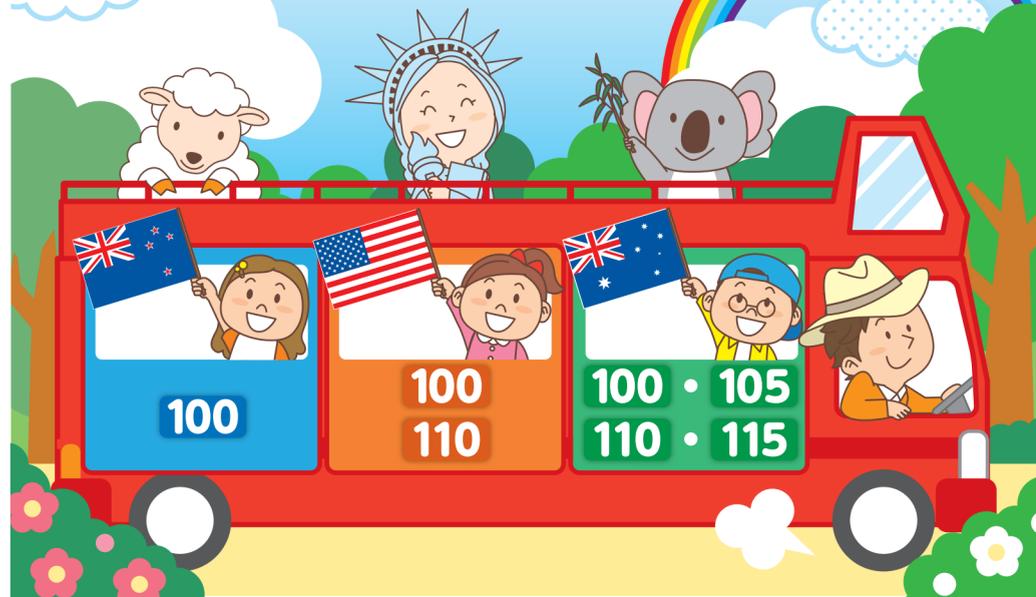
[引受保険会社]

16年5月版

# 安心2階建てR

## 年金(外貨建)

年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)  
〈豪ドル建〉/〈米ドル建〉/〈ニュージーランドドル建〉



この商品は、を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の他の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



# 豪ドル建 しくみと特徴

“できればふやしたい” “でも外貨建で減らしたくない”

このページは、 豪ドル建

について記載しております。

**ご注意** この商品は、 を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

## だから豪ドル建で最低保証したうえで、プラスαの運用

### ステップ1 ご契約時

- 運用期間・最低保証を選びます。\*1
- | 運用期間 | 最低保証                |
|------|---------------------|
| 10年  | 100% 105% 110% 115% |
| 5年   | 100%                |
- 一時払保険料が2つの部分に分かれます。▶P19

変額部分

定額部分

### ステップ2 豪ドルでの運用期間中 (10年または5年)

市場環境の変化に対応し、積極的に収益の獲得をめざします。

ご契約に適用される積立利率で、豪ドル建で確実にふやします。

### ステップ3 運用期間満了時

「定額部分」にプラスαした運用成果が期待できます。▶P8

ステップ1 で選んだ最低保証を豪ドル建で確保します。\*2

\*1 ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いきれない運用期間、最低保証(年金原資保証率)があります。また、100%、105%、110%、115%は、運用期間満了まで変更できません。

\*2 円貨建での保証はありません。

円換算の目標値設定 ▶P9

10年 100%

を選んだ場合のイメージ図

初期費用の負担はありません。

円貨で払い込むことができます



\*米ドルで払い込むことができる「保険料外貨入金特約」については、P21をご参照ください。

一時払保険料 (基本保険金額)

定額部分

積立金額

死亡給付金額

解約返還金額 ▶P24

自動的に運用成果を確保

解約返還金額の円換算額

解約返還金額の円換算額

プラスα

一時払保険料の100%

年金原資額 (豪ドル建)

10年は以下の最低保証も選べます

- 115%
  - 110%
  - 105%
- 一時払保険料

お受取方法

年金受取

または

一括受取

一括受取はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

契約日から1年経過以後より、運用期間満了の2ヵ月前まで、到達状況を毎営業日判定します。

定額の円貨建年金保険へ移行 ▶P9

\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

契約日	契約日は、 が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。 が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日]または[承諾日]のいずれか遅い日未に入ります。
変額部分	特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。変額部分に受取時の最低保証はありません。
定額部分	一般勘定で運用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。くわしくは ▶P27~29 をお読みください。

豪ドル建



# 米ドル建 しくみと特徴

このページは、 米ドル建

について記載しております。



この商品は、 を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

## “できればふやしたい” “でも外貨建で減らしたくない” だから米ドル建で最低保証したうえで、プラスαの運用

### ステップ1 ご契約時

●最低保証を選びます\*1

運用期間	最低保証
10年	100% 110%

●一時払保険料が2つの部分に分かれます。▶P19

変額部分

### ステップ2 米ドルでの運用期間中 (10年)

市場環境の変化に対応し、積極的に収益の獲得をめざします。

ご契約に適用される積立利率で、米ドル建で確実にふやします。

定額部分

### ステップ3 運用期間満了時

「定額部分」にプラスαした運用成果が期待できます。▶P8

ステップ1 で選んだ最低保証を米ドル建で確保します\*2

\*1 ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない最低保証(年金原資保証率)があります。また、100%、110%は、運用期間満了まで変更できません。

\*2 円貨建での保証はありません。

円換算の目標値設定 ▶P9

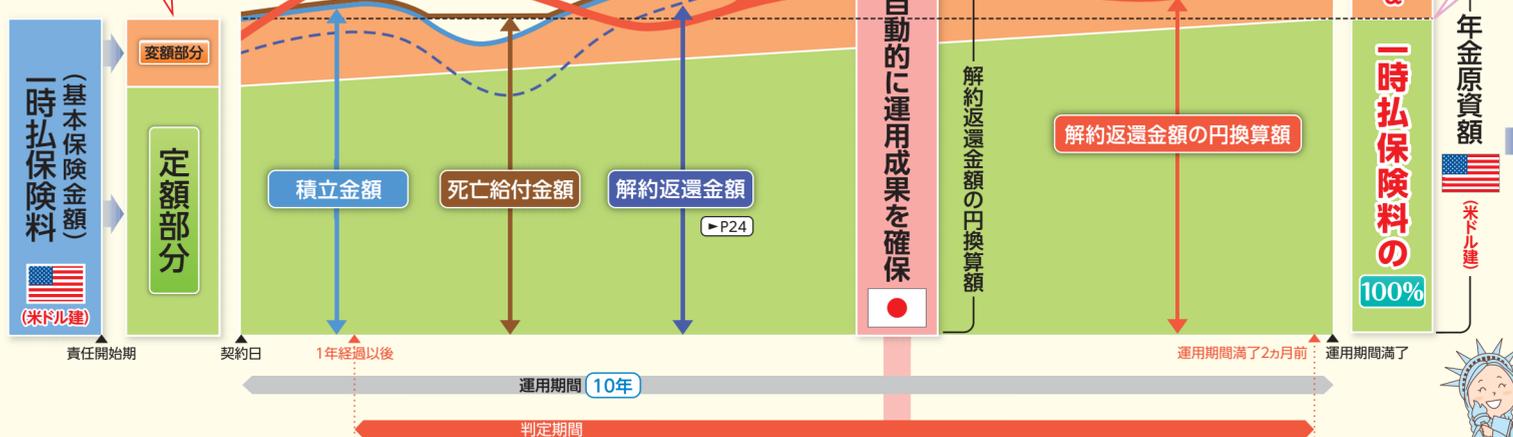
100% を選んだ場合のイメージ図

初期費用の負担はありません。

円貨で払い込むことができます



\*豪ドルで払い込むことができる「保険料外貨入金特約」については、P21をご参照ください。



契約日から1年経過以後より、運用期間満了の2ヵ月前まで、到達状況を毎営業日判定します。

解約返還金額の円換算額 が、ご契約時に指定した円換算の目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保し、定額の円貨建年金保険へ移行します。  
⚠ 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

⚠ 解約返還金額について、くわしくは ▶P24 をお読みください。

お知らせを郵送します。

以下の最低保証も選べます  
プラスα  
110%  
一時払保険料

お受取方法  
年金受取  
または  
一括受取  
一括受取はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

定額の円貨建年金保険へ移行 ▶P9

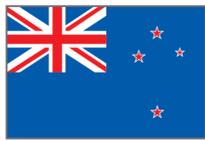
\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

契約日	契約日は、 が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。 が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日]または「承諾日」のいずれか遅い日に繰り入れます。
変額部分	特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。変額部分に受取時の最低保証はありません。
定額部分	一般勘定で運用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。

⚠ ご注意  
この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。  
くわしくは ▶P27~29 をお読みください。

米ドル建

米ドル建



# NZドル建 しくみと特徴

“できればふやしたい” “でも外貨建で減らしたくない”

このページは、NZドル建  
ニュージーランドドル建

について記載しております。

**注意** この商品は、を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

## だからNZドル建で **100%** 最低保証したうえで、**プラスα**の運用

### ステップ1 ご契約時

●運用期間・最低保証はつぎのとおりです。

運用期間	最低保証
5年	100%

●一時払保険料が2つの部分に分かれます。▶P19

変額部分

定額部分

### ステップ2 NZドルでの運用期間中(5年)

市場環境の変化に対応し、積極的に収益の獲得をめざします。

ご契約に適用される積立利率で、NZドル建で確実にふやします。

### ステップ3 運用期間満了時

「定額部分」に**プラスα**した運用成果が期待できます。▶P8

一時払保険料(基本保険金額)の**100%**をNZドル建で最低保証します\*。

\*円貨建での保証はありません。

解約返還金額の円換算額が、ご契約時に指定した円換算の目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保し、定額の円貨建年金保険へ移行します。  
**注意** 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

**目標到達** **注意** 解約返還金額について、くわしくは▶P24をお読みください。

お知らせを郵送します。

円換算の目標値設定 ▶P9

しくみ図(イメージ)

初期費用の負担はありません。

円貨で払い込むことができます

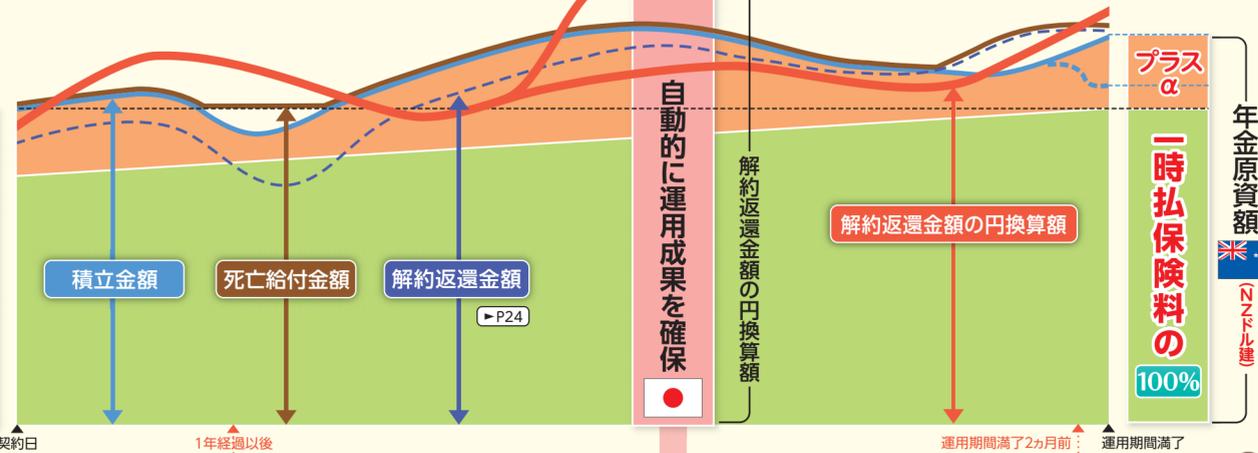


\*豪ドルまたは米ドルで払い込むことができる「保険料外貨入金特約」については、P21をご参照ください。

一時払保険料(基本保険金額)



変額部分  
定額部分



契約日から1年経過後より、運用期間満了の2ヵ月前まで、到達状況を毎営業日判定します。

定額の円貨建年金保険へ移行 ▶P9

お受取方法

- 年金受取
  - または
  - 一括受取
- 一括受取はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

\*ニュージーランドの国旗は2016年2月現在のものです。

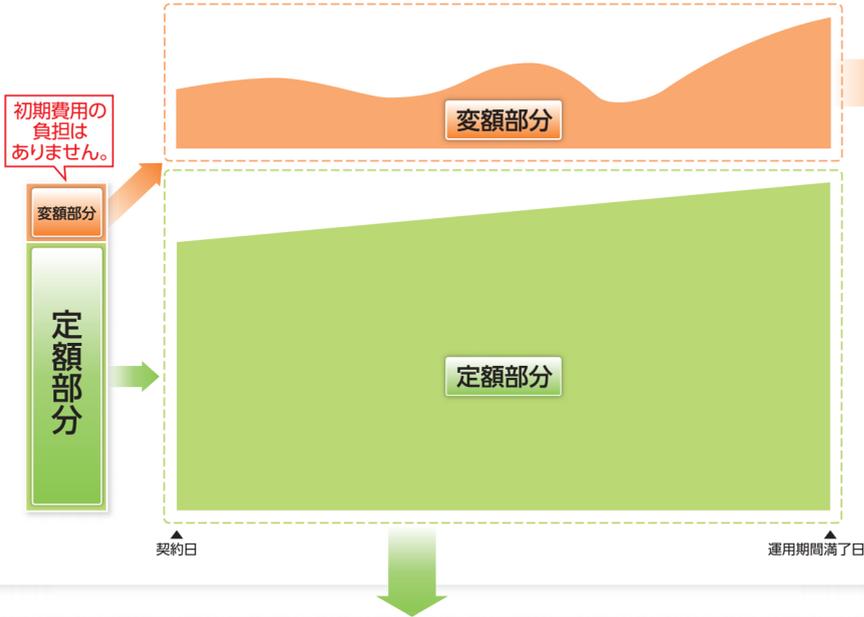
\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

契約日	契約日は、が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日]または[承諾日]のいずれか遅い日未だ繰り入れます。
変額部分	特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。変額部分に受取時の最低保証はありません。
定額部分	一般勘定で運用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。

**注意** この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。くわしくは▶P27~29をお読みください。

# 定額部分 と 変額部分 の運用のしくみ

しくみ図(イメージ)



## 定額部分

- 外貨で確実にふやします。
- この部分のみで、運用期間満了時には、一時払保険料以上を外貨建で最低保証します。

通貨	運用期間	最低保証			
豪ドル建	10年	100%	105%	110%	115%
	5年	100%			
米ドル建	10年	100%	110%		
NZドル建	5年	100%			

定額部分のみで一時払保険料以上の金額が外貨建で最低保証されるから、安心ですね。

### 〔定額部分〕のご留意事項

解約などの際、ご契約時より市場金利が上昇した場合は、金額が減少することがあります。▶P24

## 変額部分 質と量の両面で工夫があります。

### 質

〈ポイント1〉 実質的に世界各国の株式・債券・リートなどの8つの資産に分散投資します。

国内株式	先進国株式	新興国株式
国内債券	先進国債券	新興国債券
国内リート	先進国リート	

〈ポイント2〉 中長期的な運用に理想的なポートフォリオ構築をめざします。



〈ポイント3〉 年金運用で培った、XXXXXXXXXXのノウハウを活用します。

XXXXXXXXXXの投資判断により資産配分を決定・見直します。

\*短期金融資産を活用する場合もあります。

### 量

実際の投資金額より大きな金額で運用できるしくみで、積極的に収益の獲得をめざします。

収益および損失を最大で約8倍※にふやす運用をします。 ※約8倍を上限として毎日見直します。

【例】豪ドル建で収益を5倍にふやす運用をしたイメージ



\*諸費用や税金は考慮しておりません。

このしくみにより、基準価額は大きな価格変動をとまいません。よって、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となる可能性もあります。変額部分がゼロになる可能性はありますが、マイナスになることはなく、定額部分に影響を与えることはありません。

定額部分のみでしっかりと外貨建で最低保証があるので、変額部分は余裕を持って積極的な収益の獲得をめざすことができます。

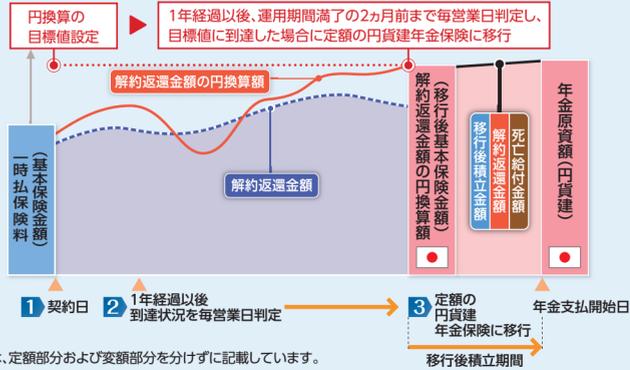
### 〔変額部分〕のご留意事項

〔定額部分〕と異なり、運用期間満了時に最低保証がないため、市場環境によっては、ご契約時の一時払保険料の変額部分相当額を下回ることがあります。

\*特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。

# 運用目標への到達を、**豪ドル建**がお客様にかわって管理します。到達状況を、契約日から**1年経過以後、毎営業日**判定します。

<「目標値到達時額円貨建年金保険移行特約」を付加した場合のイメージ>



\*上記のしくみ図は、定額部分および変動部分を分けずに記載しています。

## 1 目標値設定

- 目標値は、「基本保険金額の円換算額(判定基準金額)<sup>※1</sup>」に対する「解約返還金額の円換算額<sup>※2</sup>」の割合です。
  - ※1 一時払保険料を**豪ドル建**に着金した日の判定基準為替レートで円換算した金額となります。なお「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額と同額、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額を**豪ドル建**に着金した日の判定基準為替レートで円換算した金額となります。
  - ※2 解約返還金額を判定日の目標値判定為替レートで円換算した金額となります。
- |            |           |  |
|------------|-----------|--|
| 判定基準為替レート  | TTM +50 銭 | *TTM(対顧客電信売相場仲値)は、三菱東京 UFJ 銀行が公表する値となります。    |
| 目標値判定為替レート | TTM -50 銭 | *左記の為替レートは 2016 年 3 月現在の数値であり、将来変更することがあります。 |
- 目標値は、以下から指定いただけます。

**105%** または **110%** ~ **200%** (10% きざみ)

- 目標値到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに 250%、300%も指定いただけます。

## 2 到達状況の判定

- 契約日から 1 年経過以後より、運用期間満了の 2 ヶ月前まで、到達状況を毎営業日判定します。

## 3 目標値に到達した場合には、自動的に円貨で運用成果を確保し、定額の円貨建年金保険に移行

- 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(移行日)に、到達判定日末の「解約返還金額の円換算額」を移行後基本保険金額とする定額の円貨建年金保険に移行します。なお、到達判定日から移行日前日の解約返還金額は変動(増減)します。
- 移行後基本保険金額は、年金支払開始日の前日までの期間(移行後積立期間)、当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を移行後積立金額といいます)。
- 年金支払開始日は、移行日から起算して 1 年を経過した日の直後に到来する年単位の契約当日、またはご契約の締結際に定められた年金支払開始日のいずれか早く到来する日となります。
- 年金支払開始日の前日における移行後積立金額を年金原資額とし、年金原資額より年金受取または一括受取ができます。  
\*解約および年金原資額の一括受取の税務のお取扱いにつきましては、契約日から年の数により異なります(なお、5年以内の場合は源泉分離課税の対象として、源泉徴収されます)。くわしくは P34 をお読みください。
- 解約返還金額は移行後積立金額と同額で、経過年月日数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。

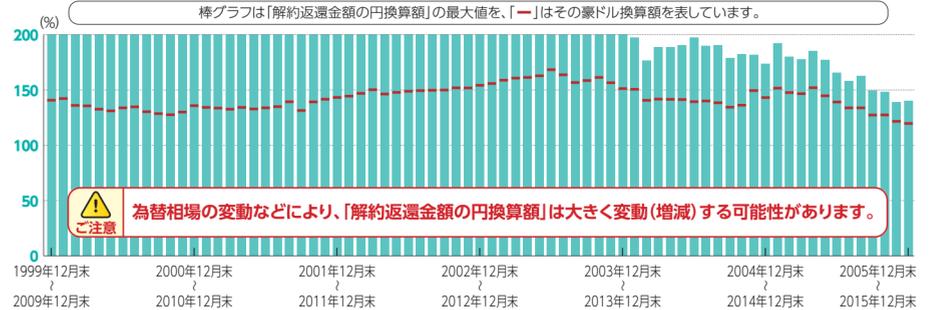
## 目標到達シミュレーション

10年 **豪ドル建** 100%保証 積立利率 1.22% (定額部分 88.6% 変動部分 11.4%)

前提条件	変動部分の資産配分	○先進国株式の一部、新興国債券および国内リートについては、算出が可能な時期から順次組み入れ ○年1回決定する配分比率は2015年12月末の比率で全期間固定し、 <b>豪ドル建</b> の投資判断による3ヶ月ごとの見直しは2007年6月末より適用
	積立利率	2015年12月末の豪ドル10年金リスワップレートを参考
	一時払保険料の定額部分と変動部分の割合	積立利率を上記で固定しているため、全ケースで割合は同じ
	為替レート	毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに <b>豪ドル建</b> が作成)を使用
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前
	目標到達判定期間	契約日の1年経過以後から運用期間満了の2ヶ月前まで毎営業日判定
その他	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮	

**注意** 目標値に到達したケース数および経過年数は、**実際の運用成果を表したものではありません。**

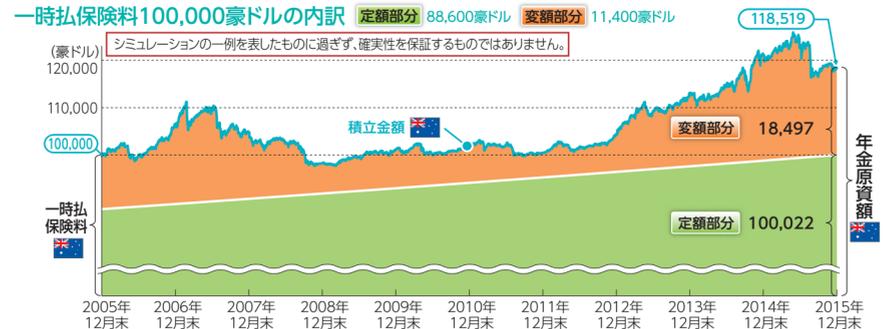
## 判定期間中の解約返還金額の最大値シミュレーション 1999年12月末から2005年12月末に運用を開始する73ケース



## 目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数(上記と同じケース)

目標値	到達ケース(73ケース)	うち5年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上
105%	73	73	59	9	5		
110%	73	73	56	12	5		
120%	73	72	41	20	9	2	1
150%	69	57	34	11	12	12	
200%	49	27	18	9	22		

## 積立金額(豪ドル建)および年金原資額(豪ドル建)のシミュレーション 2005年12月末~2015年12月末の1ケース



**注意** ○上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。  
○資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2015年12月末時点の税率(一律8%)で計算しています。

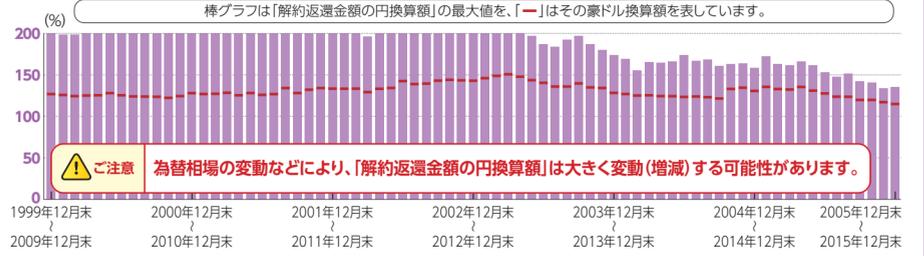
目標到達  
シミュレーション

前提条件	変額部分の資産配分	○先進国株式の一部、新興国債券および国内リートについては、算出が可能な時期から	○先進国株式の一部、新興国債券および国内リートについては、算出が可能な時期から	○先進国株式の一部、新興国債券および国内リートについては、算出が可能な時期から	○先進国株式の一部、新興国債券および国内リートについては、算出が可能な時期から
	積立利率	2015年12月末の豪ドル10年金利スワップレートを参考	2015年12月末の豪ドル10年金利スワップレートを参考	2015年12月末の豪ドル10年金利スワップレートを参考	2015年12月末の豪ドル10年金利スワップレートを参考
	一時払保険料の定額部分と変額部分の割合	積立利率を上記で固定しているため、年金原資保証率ごとの全ケースで割合は同じ	積立利率を上記で固定しているため、年金原資保証率ごとの全ケースで割合は同じ	積立利率を上記で固定しているため、年金原資保証率ごとの全ケースで割合は同じ	積立利率を上記で固定しているため、年金原資保証率ごとの全ケースで割合は同じ
	為替レート	毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに[ ]が作成)を使用	毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに[ ]が作成)を使用	毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに[ ]が作成)を使用	毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに[ ]が作成)を使用
			費用	保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前	
			目標値到達判定期間	契約日の1年経過以後から運用期間満了の2ヵ月前まで毎営業日判定	
			その他	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮	

**注意** 目標値に到達したケース数および経過年数は、**実際の運用成果を表したものではありません。確実性を保証するものではありません。**

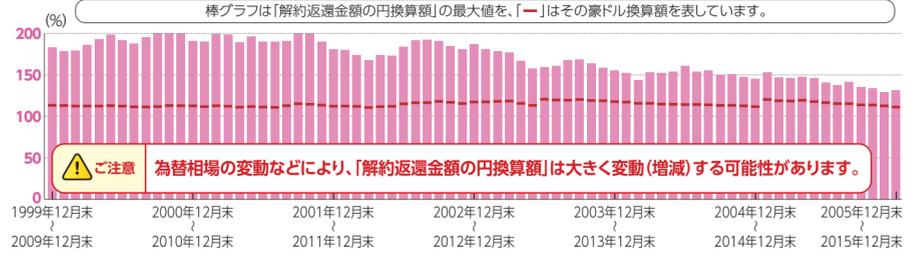
10年 **豪ドル建** **105%保証** 積立利率 1.22% (定額部分 93.1% 変額部分 6.9%)

判定期間中の解約返還金額の最大値シミュレーション 1999年12月末から2005年12月末に運用を開始する73ケース

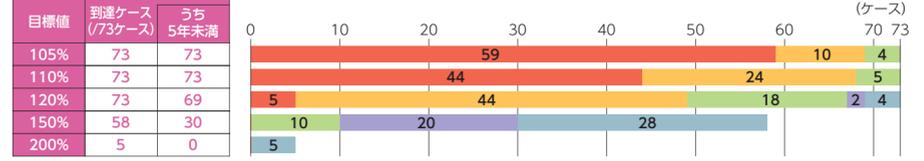


10年 **豪ドル建** **110%保証** 積立利率 1.22% (定額部分 97.5% 変額部分 2.5%)

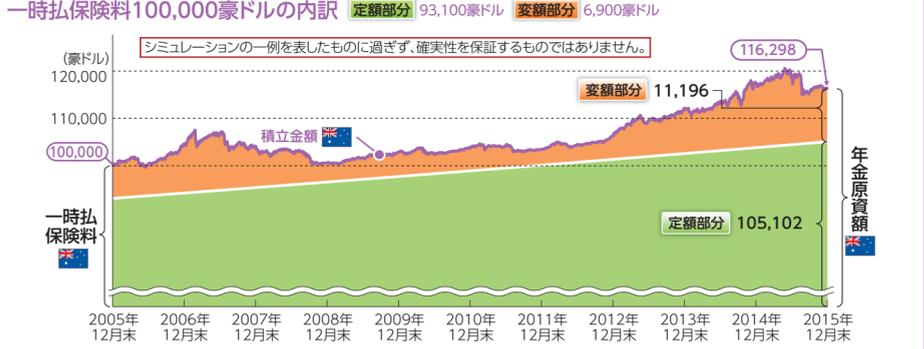
判定期間中の解約返還金額の最大値シミュレーション 1999年12月末から2005年12月末に運用を開始する73ケース



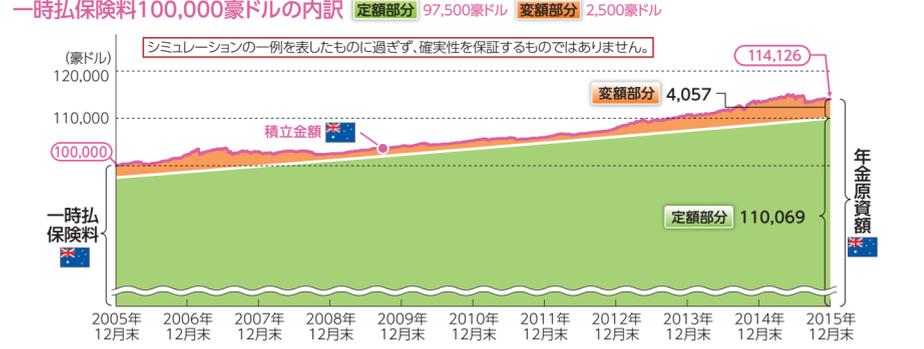
目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数 (上記と同じケース)



積立金額(豪ドル建)および年金原資額(豪ドル建)のシミュレーション 2005年12月末~2015年12月末の1ケース



積立金額(豪ドル建)および年金原資額(豪ドル建)のシミュレーション 2005年12月末~2015年12月末の1ケース



10年 **豪ドル建** **115%保証** は、前提条件の積立利率1.22%ではご契約いただけないため、シミュレーションを作成できません。

**注意** ○上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、**将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。** ○資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2015年12月末時点の税率(一律8%)で計算しています。

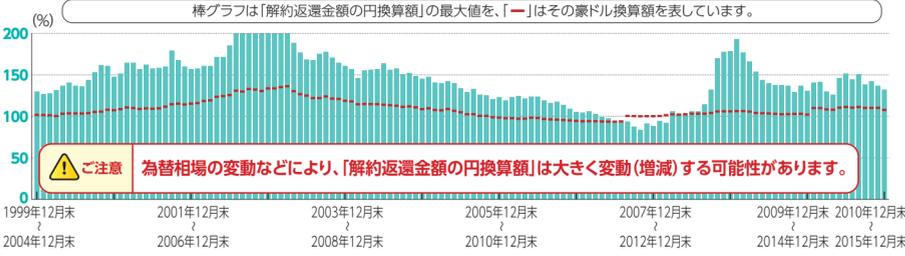
目標到達  
シミュレーション

前提条件	変額部分の資産配分	○先進国株式の一部、新興国債券および国内リートについては、算出が可能な時期から 順次組入れ ○年1回決定する配分比率は2015年12月末の比率で全期間固定し、 投資判断による3ヵ月ごとの見直しは2007年6月末より適用	費用	保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前
	積立利率	2015年12月末の運用期間に応じた指定通貨ごとの金利スワップレートを参考	目標値到達判定期間	契約日の1年経過以後から運用期間満了の2ヵ月前まで毎営業日判定
	一時払保険料の 定額部分と変額部分の割合 為替レート	積立利率を上記で固定しているため、通貨ごとの全ケースで割合は同じ 毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに、 が作成)を使用	その他	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮

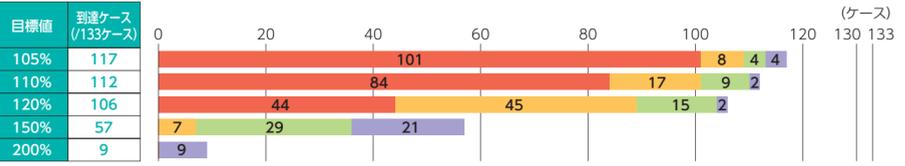
⚠️ ご注意 目標値に到達したケース数および経過年数は、実際の運用成果を表したものではありません。確実性を保証するものではありません。

5年 豪ドル建 100%保証 積立利率 0.81% (定額部分 96.1% 変額部分 3.9%)

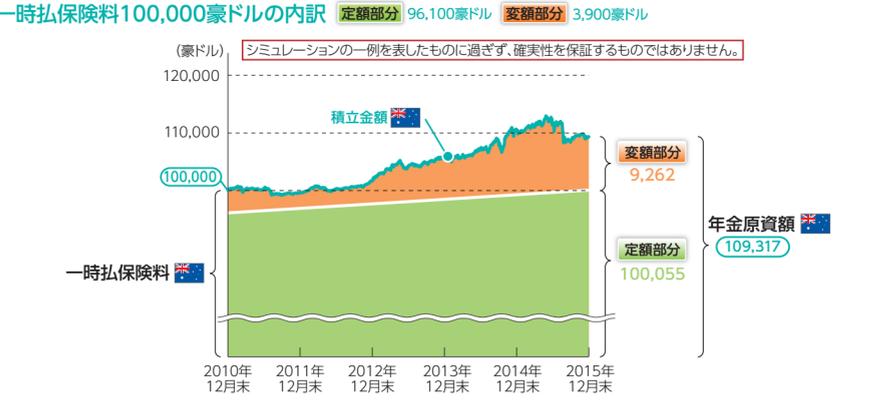
判定期間中の解約返還金額の最大値シミュレーション 1999年12月末から2010年12月末に運用を開始する133ケース



目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数 (上記と同じケース)

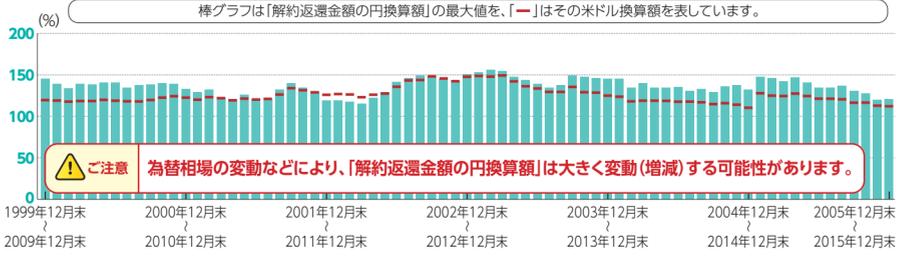


積立金額(豪ドル建)および年金原資額(豪ドル建)のシミュレーション 2010年12月末~2015年12月末の1ケース

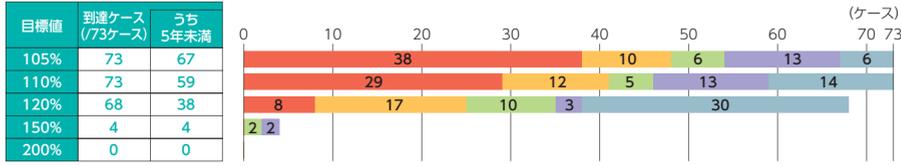


10年 米ドル建 100%保証 積立利率 0.72% (定額部分 93.1% 変額部分 6.9%)

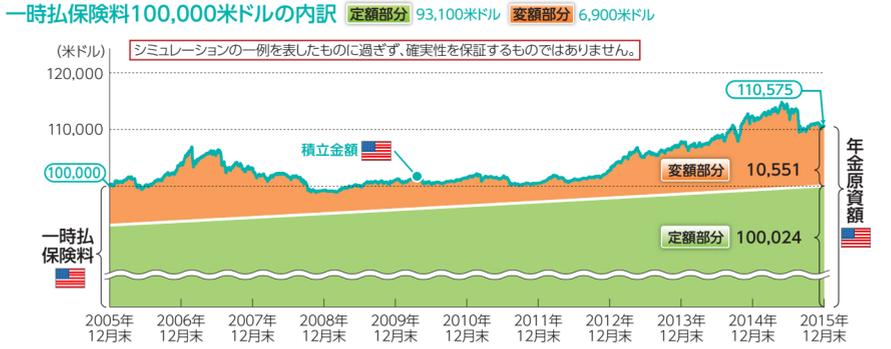
判定期間中の解約返還金額の最大値シミュレーション 1999年12月末から2005年12月末に運用を開始する73ケース



目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数 (上記と同じケース)



積立金額(米ドル建)および年金原資額(米ドル建)のシミュレーション 2005年12月末~2015年12月末の1ケース



10年 米ドル建 110%保証 は、前提条件の積立利率0.72%ではご契約いただけないため、シミュレーションを作成できません。

⚠️ ご注意 ○上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 ○資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2015年12月末時点の税率(一律8%)で計算しています。

豪ドル建

米ドル建

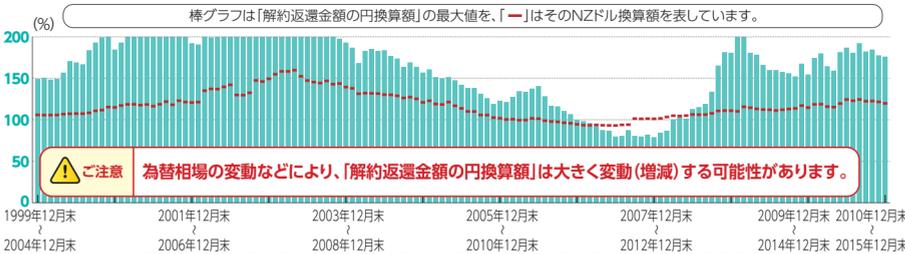
## 目標到達シミュレーション

前提条件	変額部分の資産配分	○先進国株式の一部、新興国債券および国内リートについては、算出が可能な時期から順次組入れ ○年1回決定する配分比率は2015年12月末の比率で全期間固定し、投資判断による3か月ごとの見直しは2007年6月末より適用
	積立利率	2015年12月末のNZドル5年金利スワップレートを参考
	一時払保険料の定額部分と変額部分の割合	積立利率を上記で固定しているため、全ケースで割合は同じ
	為替レート	毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに、が作成)を使用
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前
	目標値到達判定期間	契約日の1年経過以後から運用期間満了の2ヵ月前まで毎営業日判定
その他	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮	

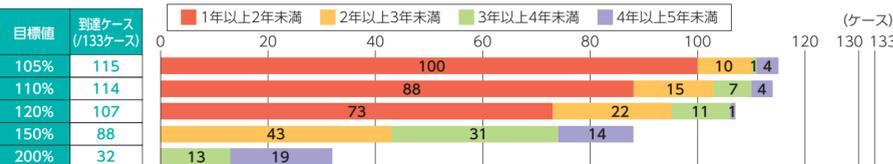
**ご注意** 目標値に到達したケース数および経過年数は、**実際の運用成果を表したものではありません。**

5年 NZドル建 100%保証 積立利率 1.47% (定額部分 93.0% 変額部分 7.0%)

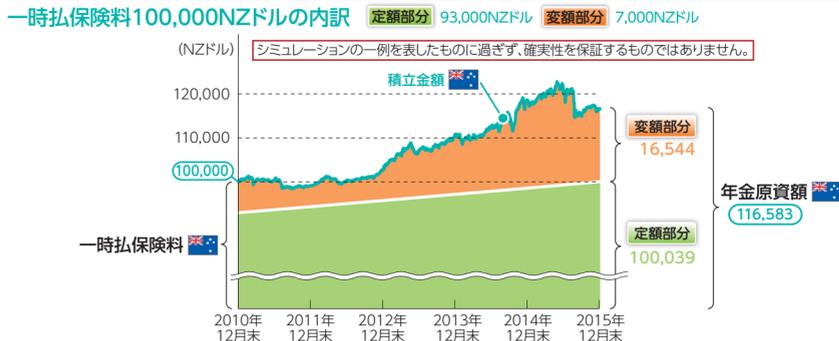
判定期間中の解約返還金額の最大値シミュレーション 1999年12月末から2010年12月末に運用を開始する133ケース



目標値に到達したケース数および目標到達までの経過年数 (上記と同じケース)



積立金額 (NZドル建) および年金原資額 (NZドル建) のシミュレーション 2010年12月末～2015年12月末の1ケース



**ご注意** ○上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。  
○資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2015年12月末時点の税率(一律8%)で計算しています。

## MEMO

## 契約概要

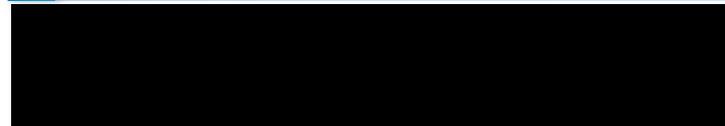
この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい皆さまようお願いいたします。  
「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

この冊子では、分かりやすさの観点から約款上の用語をつぎのとおり表記しています。

約款に記載の名称	この冊子での表記
定率部分	定額部分
運用実績変動部分	変額部分
ニュージーランドドル	NZドル

なお、以下に記載の「一時払保険料」「基本保険金額」「年金原資額」「積立金額」「死亡給付金額」「解約返還金額」はいずれも外貨建のご説明です。

## 1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです



## 2 この保険のポイントは以下のとおりです

この保険は、一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の外貨建の変額年金保険です。

基本保険金額に年金原資保証率<sup>※1</sup>を乗じた金額が、年金原資額として定額部分のみで外貨建で最低保証され、変額部分で更なる運用成果の上乗せをめざします。積立金額は、定額部分の積立金額および変額部分の積立金額の合計額となります。

### (1) 定額部分について

が一時払保険料を受け取った日における積立利率を適用し、運用期間満了時の積立金額が、年金原資保証率<sup>※1</sup>に基づいてご契約の際に確定する部分をいいます。

※1 「基本保険金額(外貨建)」に対する「年金支払開始日の前日における定額部分の積立金額(外貨建)」の割合です。なお、契約後の年金原資保証率は変更できません。

通貨	運用期間	年金原資保証率				通貨	運用期間	年金原資保証率	
豪ドル建	10年	100%	105%	110%	115%	米ドル建	10年	100%	110%
	5年	100%					NZドル建	5年	100%

### (2) 変額部分について

特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

積立利率は、毎月2回(1日と16日)、指標金利(運用期間に応じた指定通貨の金利スワップレート)に基づいてが定めた利率のことで、定額部分に適用します。

外貨建の年金原資額や死亡給付金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます<sup>※2</sup>。

※2 一括受取はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

きたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などに

「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の付加により、「基本保険金額の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して定額の円貨建の年金保険に移行します(移行後の積立金額は、当社所定の利率による利息をつけて年金支払開始日の前日まで積み立てます)。

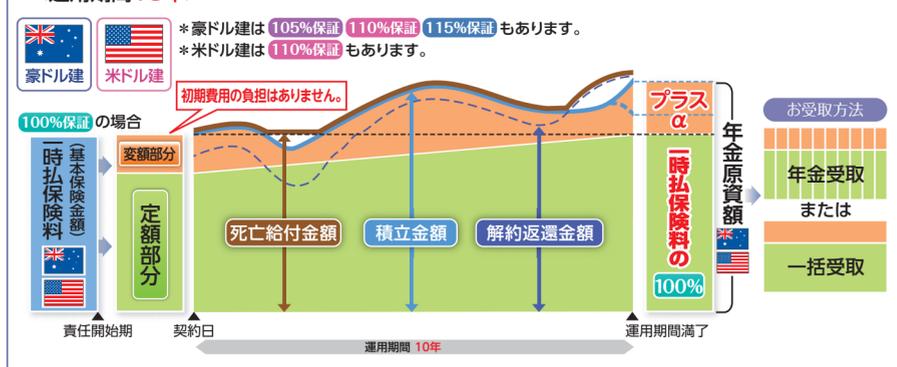
### <この保険の費用・リスク>

この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。

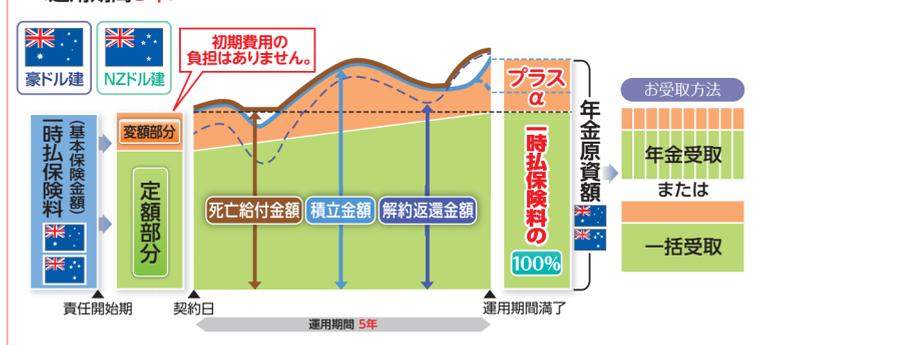
くわしくは「P27~29」をお読みください。

## 3 この保険のしくみ図は以下のとおりです

### <運用期間10年>



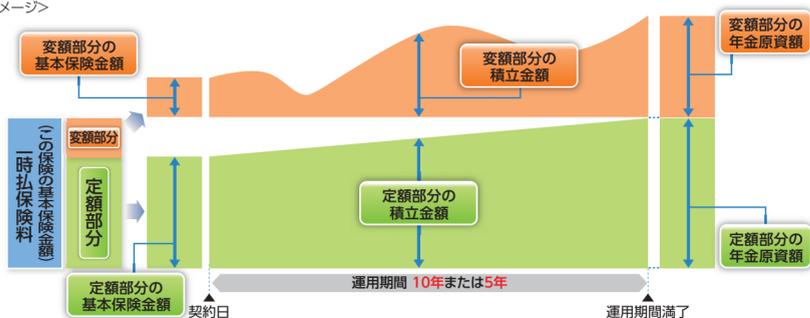
### <運用期間5年>



\*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない運用期間・指定通貨・年金原資保証率があります。  
 \*運用期間・指定通貨・年金原資保証率は、運用期間満了まで変更できません。  
 \*上記のしくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。  
 \*年金原資額の一括受取はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。  
 \*「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、目標値に到達した場合のイメージは、P9をご参照ください。  
 \*契約日は、が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日または「承諾日」のいずれか遅い日々に繰り入れます。

## 4 一時払保険料について、定額部分と変額部分の2つの部分に分けて運用を行います

<イメージ>



### (1) 定額部分

- 定額部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち定額部分に充当する金額のことをいい、定額部分の年金原資額(基本保険金額に年金原資保証率を乗じた額)を確定するためご契約の際に必要なとなる金額を、適用される積立利率を用いて計算します。

$$\text{定額部分の基本保険金額} = \text{この保険の基本保険金額} \times \text{定額部分の割合} \left[ \frac{\text{年金原資保証率 (100\%, 105\%, 110\% または 115\%)}}{(1 + \text{適用される積立利率})^{\text{運用期間 (年数)}}} \right]$$

- 定額部分の積立金額とは、定額部分の基本保険金額と同額を、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額のことをいいます。

### (2) 変額部分

- 変額部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち変額部分に充当する金額のことをいい、この保険の基本保険金額から定額部分の基本保険金額を差し引いて計算します。

$$\text{変額部分の基本保険金額} = \text{この保険の基本保険金額} - \text{定額部分の基本保険金額}$$

- 変額部分の積立金額とは、変額部分の基本保険金額と同額を特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額のことをいいます。

### 【参考】 定額部分および変額部分の基本保険金額の計算例

運用期間：10年、指定通貨：豪ドル、一時払保険料(この保険の基本保険金額)：100,000豪ドル、適用される積立利率：2.5%、年金原資保証率：100%の場合

$$\begin{aligned} \text{定額部分の基本保険金額} &= \text{この保険の基本保険金額} \times \left[ \frac{\text{年金原資保証率}}{(1 + \text{適用される積立利率})^{\text{運用期間 (年数)}}} \right] \\ &= 100,000 \text{豪ドル} \times \frac{100\%}{(1 + 2.5\%)^{10}} \\ &= 100,000 \text{豪ドル} \times 78.2\% (\text{小数第2位を切り上げ}) \\ &= 78,200 \text{豪ドル} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{変額部分の基本保険金額} &= \text{この保険の基本保険金額} - \text{定額部分の基本保険金額} \\ &= 100,000 \text{豪ドル} - 78,200 \text{豪ドル} \\ &= 21,800 \text{豪ドル} \end{aligned}$$

## 5 年金または死亡給付金をお支払いします

### 年金

● 年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

	年金の種類	年金受取開始年齢*
確定年金	<p>年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。</p>	5歳～90歳
一括受取 (年金原資額の一部一時支払)	<p>年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。</p>	

\*年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

\*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。  
\*年金額が3,000豪ドル、3,000米ドル、3,000NZドル、円貨の場合は30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。  
\*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

### 死亡給付金

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末の基本保険金額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
- 年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについての詳細は、P25をご参照ください。
- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、定額の円貨建年金保険への移行後に被保険者が死亡された場合の死亡給付金額は、被保険者が死亡した日における移行後積立金額となります。

・年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。  
・外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りにくらべてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。  
・外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

## 6 この保険には付加できる特約があります

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

目標値到達時 定額円貨建 年金保険 移行特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ご契約時のみ付加できます(ご契約後に付加することはできません)。</li> <li>■「基本保険金額の円換算額(判定基準金額)」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、定額の円貨建年金保険に移行します。</li> <li>■目標値は105%または110~200%から10%きざみで指定いただけます。目標値は契約後も、到達判定日まで限り、変更できます。上方目標に変更する場合、250%、300%も指定いただけます。また、下方目標への変更もお取り扱いします。</li> </ul> <p>*市場環境(「ご契約のしおり・約款」をお読みください)によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。</p>						
保険料 円貨入金特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険料を円貨でお支払いいただくことができます。</li> <li>■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が[ ]に着金した日の[ ]所定の為替レートとなります。</li> </ul>						
保険料 外貨入金特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保険料を指定通貨と異なる外貨でお支払いいただくことができます。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>払込通貨</th> <th>指定通貨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豪ドル</td> <td>米ドル・NZドル</td> </tr> <tr> <td>米ドル</td> <td>豪ドル・NZドル</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>■払込通貨がNZドルで、指定通貨が米ドル・豪ドルのお取扱いはできません。</li> <li>■指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が[ ]に着金した日の[ ]所定の為替レートとなります。</li> </ul>	払込通貨	指定通貨	豪ドル	米ドル・NZドル	米ドル	豪ドル・NZドル
払込通貨	指定通貨						
豪ドル	米ドル・NZドル						
米ドル	豪ドル・NZドル						
円貨支払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。</li> <li>■年金などのご請求の際に付加できます。</li> <li>■円貨への換算に適用する為替レートは、[ ]所定の為替レートとなります。</li> <li>■円貨による年金受取の選択は、第1回の(特約)年金の請求の際に限りです。また、円貨による年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。年金原資額は、[ ]所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに年金額を計算します。</li> </ul>						
死亡給付金等の 年金払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。</li> <li>■年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。</li> <li>■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回~40回(5回きざみ))から選択いただけます。</li> </ul>						

## 7 運用期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額 (一時払保険料 もしくは 各払込金額)	最低	<table border="1"> <tr> <th>指定通貨で入金する場合</th> <th>豪ドル</th> <th>米ドル</th> <th>NZドル</th> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000豪ドル</td> <td>10,000米ドル</td> <td>10,000NZドル</td> </tr> </table>	指定通貨で入金する場合	豪ドル	米ドル	NZドル		10,000豪ドル	10,000米ドル	10,000NZドル
	指定通貨で入金する場合	豪ドル	米ドル	NZドル						
		10,000豪ドル	10,000米ドル	10,000NZドル						
「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 100万円									
「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨:豪ドル/指定通貨:米ドル・NZドル 10,000豪ドル 払込通貨:米ドル/指定通貨:豪ドル・NZドル 10,000米ドル									
*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・年金原資保証率があります。		*保険料の払込単位は、円:1万円、豪ドル:1豪ドル、米ドル:1米ドル、NZドル:1NZドル。								
運用期間(契約年齢)	10年(0歳~80歳) [ 契約年齢は、契約日における被保険者の満年齢です。 ] 5年(0歳~85歳) [ なお、ご契約時の金利情勢などによってはお取り扱いできない運用期間があります。 ]									
年金受取開始年齢	5歳~90歳									
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定									
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。									
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。									
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。									
年金支払開始日の変更	年金支払開始日の繰延べを取り扱います。									
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱いします。									
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。									
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。								
	減額	取り扱いません。								
契約者貸付	取り扱いません。									

8 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

9 この保険には為替リスクがあります

- 詳細はP29をご参照ください。
- この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。

**為替リスクの例(豪ドルの場合)**

豪ドル購入時

**TTS**

1豪ドル=100円  
1,000万円 → 100,000豪ドル

円高

円安

豪ドル売却時

**TTB**

1豪ドル=90円  
100,000豪ドル → 900万円  
為替差損

1豪ドル=110円  
100,000豪ドル → 1,100万円  
為替差益

- TTS (対顧客電信売相場) …お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- TTB (対顧客電信買相場) …お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- TTM (対顧客電信買相場仲値) …TTS (対顧客電信売相場) と TTB (対顧客電信買相場) の仲値です。

\* 為替相場に変動がない場合 (TTMが同値の場合) でも、TTS・TTBには為替手数料が反映されており、為替レートに差があることから、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

10 解約返還金額の計算方法は以下のとおりです  
(解約する場合や、目標値に到達して定額の円貨建年金保険に移行する場合などに使用します)

● 解約返還金額は、解約返還金計算日末のつぎの金額となります。

$$\left[ \text{定額部分の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] + \text{変動部分の積立金額} - \text{解約控除の額}$$

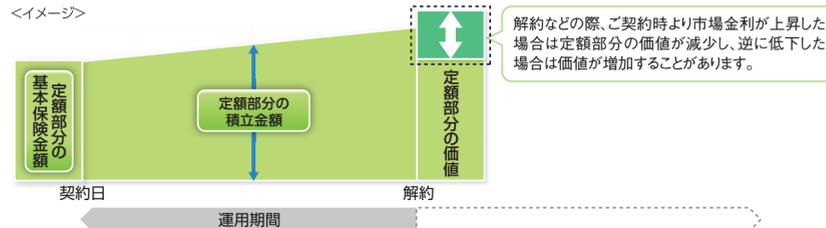
市場価格調整(定額部分の積立金額に適用されます)

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約返還金額が増減します。
- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.45\%} \times \frac{\text{残存月数}}{12}$$

- \* 「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。
- \* 「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険契約の一時払保険料を当社が受け取り、この保険契約と同一の年金原資保証率、運用期間、通貨および特別勘定が指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率とします。
- \* 「残存月数」とは、運用期間の満了日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

<イメージ>



- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円貨建年金保険への移行後は市場価格調整を行いません。

解約控除

- 解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約控除の額} = \text{この保険の基本保険金額} \times \text{解約控除率(下表参照)}$$

解約控除率

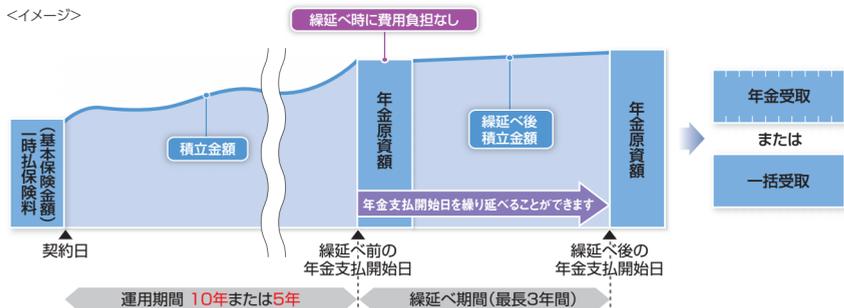
経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
運用期間 10年	8.5%	7.7%	6.8%	6.0%	5.1%	4.3%	3.4%	2.6%	1.7%	0.9%
5年	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	-	-	-	-	-

- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円貨建年金保険への移行後は解約控除はかかりません。

## 11 年金支払開始日を繰り延べるができます

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べるができます。
- 繰延べ期間は最長3年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日末における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されます。
- 繰延べ期間には、ご契約を解約して繰延べ後積立金額をお受取りいただくこともできます(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。
- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円貨建年金保険に移行した場合であっても、年金支払開始日を繰り延べるができます。ただしこの場合、繰延べ期間は最長1年となります。
- 「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加して目標値に到達せず、年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。

<イメージ>



\* 上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けて記載しています。

## 12 変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

■ 以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

指定通貨	豪ドル	米ドル	NZドル
特別勘定の名称	グローバル運用型VAR(豪ドル)	グローバル運用型VAR(米ドル)	グローバル運用型VAR(NZドル)
主な投資対象となる投資信託の名称	■ グローバルバランスファンド SG AUD (適格機関投資家限定)	■ グローバルバランスファンド SG USD (適格機関投資家限定)	■ グローバルバランスファンド SG NZD (適格機関投資家限定)
運用会社	■		
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、年率0.20%(税抜き)の1/365を毎日控除します。		
投資方針	国内・先進国・新興国の株式、国内・先進国・新興国の債券、国内・先進国のリートなどを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。		

■ 各対象資産の詳細については、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

資産クラス	国/地域	対象資産	
国内株式	日本	TOPIX先物	
	先進国株式	米国	S&P500種指数先物
		欧州	ユーロ・ストックス50指数先物
		英国	FTSE100指数先物
		カナダ	S&Pトント60指数先物
豪州	ASX/SPI200指数先物		
新興国株式	新興国	MSCI Emerging Market Index 先物	
国内債券	日本	日本10年国債先物	
	先進国債券	米国	米国10年国債先物
		ドイツ	ドイツ10年国債先物
		英国	英国10年国債先物
		カナダ	カナダ10年国債先物
豪州	豪州10年国債先物		
新興国債券	新興国	iシェアーズ J.P.モルガン米ドル建て Emerging Market Bond ETF	
国内REIT	日本	東証REIT指数	
先進国REIT	米国	iシェアーズ 米国不動産 ETF	

\* 法令や規制方針の変更により、やむを得ず投資対象を変更することがあります。

■ 変額部分の主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

■ 特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

## 13 お客さまに負担していただく諸費用があります

■ 費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい  
 込みいただきますようお願いいたします。  
 この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の

い事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し  
 内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。



## お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

### 運用期間中

- ① 定額部分における費用  
 直接負担していただく費用はありません。積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用をあらかじめ差し引いております。
- ② 変額部分における費用

項目	費用	時期
<b>保険契約関係費</b> 死亡給付金の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して年率 <b>1.85%</b>	左記の年率の1/365を変額部分の積立金から毎日控除します。
<b>資産運用関係費</b> <sup>*</sup> 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率 <b>0.20%</b> (税抜き)	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。

<sup>\*</sup> 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2016年3月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

- 特定のご契約者に負担していただく費用  
 運用期間中にご契約を解約する場合や、「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加し、定額の円貨建年金保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時期
<b>解約控除</b> ご契約の解約などに必要な費用です。	この保険の基本保険金額に経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に控除します。 (P24をご参照ください)

### 解約控除率

経過年数	経過年数										
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
運用期間	10年	8.5%	7.7%	6.8%	6.0%	5.1%	4.3%	3.4%	2.6%	1.7%	0.9%
	5年	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	—	—	—	—	—

<sup>\*</sup> 移行後積立期間中に解約した場合、解約控除はかかりません。

### 年金受取期間中

項目	費用
<b>保険契約関係費 (年金管理費)</b> <sup>*</sup> 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 外貨で年金を受け取る場合は <b>0.4%</b> 円貨で年金を受け取る場合は <b>0.35%</b>

<sup>\*</sup> 年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2016年3月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

### 通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

- 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM + 50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM - 50銭
「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM - 50銭

- 「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート) (払込通貨のTTM - 25銭) ÷ (指定通貨のTTM + 25銭)
--

<sup>\*</sup> TTMは、三菱東京UFJ銀行が公表する値となります。  
<sup>\*</sup> 上記の為替レートは、2016年3月現在の数値であり、将来変更することがあります。

### 外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

<sup>\*</sup> 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。



### 変額部分の投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- 変額部分について、国内株式、外国株式、国内債券、外国債券、新興国株式、新興国債券、国内リート、外国リートなどで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、[ ] または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容をご確認ください。



### 解約する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

定額部分について市場価格調整(P24をご参照ください)を行うこと、変額部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



### 為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。為替相場に変動がない場合でも、為替手数料が反映された為替レートには差があるため、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。

1

### 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込みまたはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます)であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。
- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により [ ] あてに送付してください。  
<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 [ ] お客さまサービスセンター
- お申込みの撤回などがあつた場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 一時払保険料充当金(「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額)と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。お客さまが外貨をお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。
- 当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいた場合、指定通貨でお返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2

### 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3

### 定額部分に適用される積立利率は、 [ ] が一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額となります。

積立利率は、運用期間に応じた指定通貨の金利スワップレートを指標金利とし、その指標金利を参考に、保険契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を差し引いた利率となり、この保険では、定額部分に適用されます。

#### 4 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを [ ] が承諾した場合には [ ] が一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと [ ] の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して [ ] が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、 [ ] が一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。
- [ ] は、 [ ] の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または [ ] が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料のうち変額部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します(保有口数の算出日は [ ] がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。

#### 5 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

#### 6 解約返還金額が増加または減少することがあります

- 解約返還金額の計算方法など詳細はP24をご参照ください。

#### 7 目標到達の判定は、「積立金額の円換算額」ではなく「解約返還金額の円換算額」で行います(「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加した場合)

#### 8 この保険には為替リスクがあります

- 詳細はP29をご参照ください。
- この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。

#### 9 [ ] は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に [ ] は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820  
 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

#### 10 現在ご契約中の他の保険契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の他の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の他の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の他の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません**。また、ご契約中の他の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

#### 11 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、 [ ] は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

#### 12 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- 詳細については「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

### 13 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2016年3月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

\*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。

#### 外貨建の保険契約のお取扱い

■つぎの基準により円貨に換算したうえで、円貨建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

項目	円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料	保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税となる場合	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
年金原資額の一時支払	源泉分離課税となる場合	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
(特約)年金	(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

- \*TTM(対顧客電信売買相場仲値)、TTB(対顧客電信買相場)についてはP23をご参照ください。
- \*「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。
- \*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- \*「円貨支払特約」または「目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。
- \*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
- \*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

■一時払保険料を外貨預金などのお手持ちの外貨でお払い込みいただく場合の保険料の円換算に際しては、外貨預金などへの預入などを通じて外貨に交換した時点の為替レートではなく、保険料領収日のTTM(対顧客電信売買相場仲値)により取り扱われますのでご注意ください。

#### ご契約時

■お払いいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

\*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

### 運用期間中および移行後積立期間中

#### ■解約時の差益に対する課税

契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得*1)+住民税

#### ■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得*1)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

### 年金受取期間中

#### ■一括受取(年金原資額の一時支払)時の課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得*1)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

#### ■年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得*2)+住民税	所得税(一時所得*1)+住民税

\*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象  
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{課税対象額} = \left( \text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

(受取額) (払込保険料) (50万円)

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

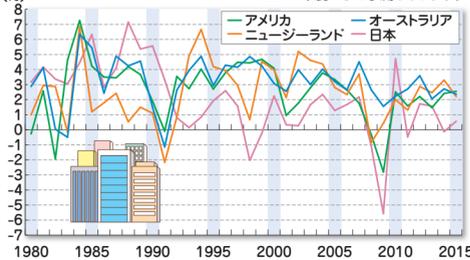


# ご参考資料 アメリカ・オーストラリア・ニュージーランドの魅力

\*当資料は信用できる資料をもとに作成しておりますが、データ内容の正確性や完全性については、これを保証するものではありません。

## 経済成長率(日本との比較)

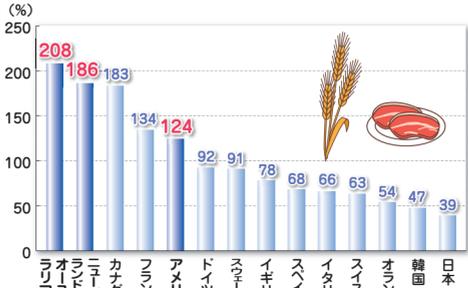
GDP成長率は日本とくらべて高い水準を保っています。  
\*2014年度からは予測となります。



出典:IMF「World Economic Outlook Database October 2015」

## 食料自給率(カロリーベース)(2010年)

非常に高い食料自給率が安定した経済を支える要因の一つとなっています。



出典:国際連合食糧農業機関(FAO)、農林水産省のデータより作成

## 主な鉱物資源生産世界シェア

豊富な資源を保有しており、安定した経済を支える要因の一つとなっています。  
また両国ともに、近年注目の集まるシェールガスを多く埋蔵しているといわれています。



アメリカ

硫黄	2位	13.5%
レア・アース	2位	6.4%
石灰	2位	5.4%
鉛	3位	6.5%

金	4位	7.4%
銅	4位	7.3%
亜鉛	4位	6.2%
シェールガス*	4位	-



オーストラリア

ボーキサイト	1位	34.6%
チタン鉱石	1位	16.5%
鉄鉱石	2位	20.5%
鉛	2位	13.2%
亜鉛	2位	11.3%

金	2位	9.4%
マンガン	3位	17.2%
ダイヤモンド	3位	15.4%
レア・アース	4位	2.3%
シェールガス*	7位	-

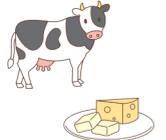


出典:USGS「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2015」のデータより

\*生産量については、USGS「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2015」に生産量が記載されている国の中での順位・シェアであり、必ずしも世界順位・シェアを正確に反映しているとは限りません。  
\*シェールガスについては、国別推定可採埋蔵量の順位となります。(U.S. Energy Information Administrationのデータによる)

## 酪農製品輸出ランキング(2015年予測値)

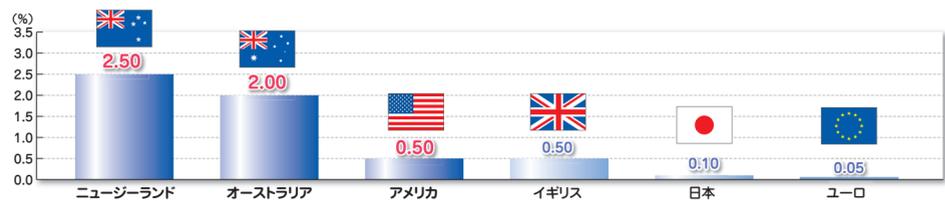
順位	バター	チーズ	全乳粉
1位	ニュージーランド 530	EU 700	ニュージーランド 1,360
2位	EU 190	ニュージーランド 325	EU 390
3位	ペラルーシ 70	アメリカ 315	アルゼンチン 128
4位	オーストラリア 45	ペラルーシ 185	オーストラリア 70
5位	アメリカ 22	オーストラリア 170	ブラジル 40



出典:米農務省 USDA

単位:千トン

## 先進主要国の政策金利等(2016年2月現在)

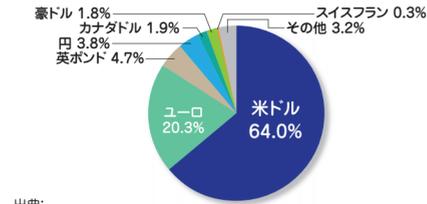


【政策金利】 日本:無担保コール翌日物レート アメリカ:Federal Funds Rate イギリス:Current Bank Rate  
ユーロ:Main Refinancing Operations オーストラリア:Cash Rate Target ニュージーランド:Official Cash Rate

## さらにアメリカ(米ドル)を見てみると...

### 外貨準備の構成比率(2015年第3四半期)

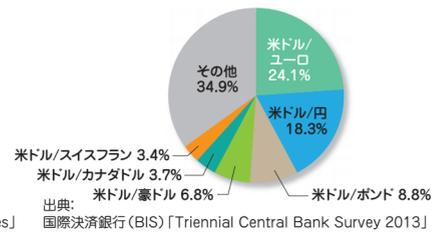
世界の外貨準備高の6割以上を米ドルが占めています。



出典:IMF「Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves」

### 通貨ペア別の取引高比率(2013年)外国為替市場の一日平均

基軸通貨である米ドルが圧倒的なシェアを保持しています。



出典:国際決済銀行(BIS)「Triennial Central Bank Survey 2013」

## さらにオーストラリアを見てみると...

### 政府債務残高(対GDP)

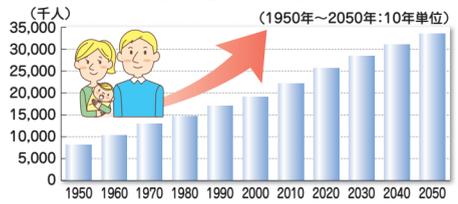
先進国の中でも良好な財政状況を保っています。(ニュージーランドも同様です)



出典:IMF「World Economic Outlook Database, October 2015」

### オーストラリアの人口推移

移民政策などにより今後の人口増加が見込まれています。



出典:UN, World Population Prospects: The 2015 Revision

## さらにニュージーランドを見てみると...

### 積極的な貿易協定の締結(発効している自由貿易協定など) 2016年2月現在

オーストラリア・ニュージーランド 経済関係緊密化協定	1983年1月	ASEAN-オーストラリア・ニュージーランド 自由貿易協定	2010年1月
ニュージーランド・シンガポール 経済緊密化連携協定	2001年1月	ニュージーランド・マレーシア 自由貿易協定	2010年8月
ニュージーランド・タイ 経済緊密化連携協定	2005年7月	香港・ニュージーランド 経済緊密化連携協定	2011年1月
太平洋間戦略経済連携協定	2006年5月	台湾・ニュージーランド 経済協力協定	2013年12月
ニュージーランド・中国 自由貿易協定	2008年10月		

出典:日本貿易振興機構(JETRO)のデータより作成

## 為替の推移(2000年1月~2015年12月末)

【出所】Bloombergデータを使用し作成



2000年1月末 2005年1月末 2010年1月末 2015年1月末 2015年12月末  
\*対象期間について日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成

太郎 様

部店コード

〇〇〇〇

お客様コード

〇〇〇〇〇〇〇

扱者コード

〇〇〇〇〇

作成日：2014年10月28日  
計算基準日：2014年09月01日  
お取扱店：〇〇支店  
扱者：花子

## トータルリターン明細情報

円貨計算

銘柄名：〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 ××××ファンド

建通貨：円

非NISA

評価金額 1,931,520 円 + 累計受取分配金額 983,910 円 + 累計換金額 0 円 - 累計買付金額 2,048,146 円 = トータルリターン 867,284 円

## 評価金額明細

計算基準日	2014/09/01
口数	3,200,000
基準価額 円	6,036
外貨	-
基準価額日付	2014/09/01
評価為替 レート	-
基準日	-

## 累計換金額明細

※最新5件を表示します。但し合計は全件の合計値を表示しています。

約定日	NISA	取引	口数	約定単価	約定金額	手数料(税込)	受渡金額
合計						-	-

## 累計分配金額明細

※最新5件を表示します。但し合計は全件の合計値を表示しています。  
※基準日と受取/再投資の種類が同一の場合、合算して表示しています。

基準日	NISA	受取/ 再投資	税引後分配金	普通分配金	元本払戻金	受取分配金
2014/08/25	-	受取	36,010	27,520	14,080	36,010
2014/07/25	-	受取	33,149	41,600	0	33,149
2014/06/25	-	受取	33,149	41,600	0	33,149
2014/05/25	-	受取	33,149	41,600	0	33,149
2014/04/25	-	受取	33,149	41,600	0	33,149
合計			983,910	1,004,800	108,800	983,910

## 累計買付金額明細

※最新5件を表示します。但し合計は全件の合計値を表示しています。

約定日	NISA	取引	口数	約定単価	約定金額	手数料(税込)	受渡金額
2012/04/09	-	買付	3,200,000	6,205	1,985,600	82,546	2,048,146
合計					1,985,600	82,546	2,048,146